

# フィリピン

## フィリピン共和国

面 積 30万 km<sup>2</sup>

人 口 4502.8万人 (1977年推計)

首 都 メトロ・マニラ

言 語 フィリピン語(タガログ語)(ほかに公用語として英語)

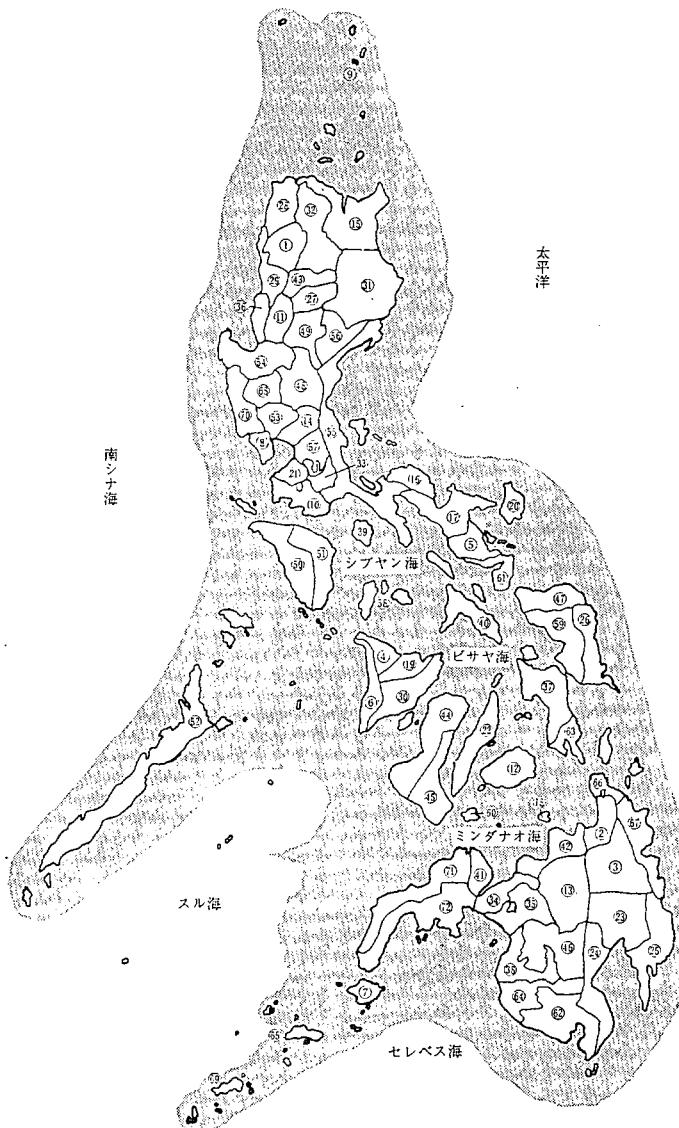
宗 教 ローマ・カトリック教(ほかにフィリピン独立教会、回教、プロテスタント)

政 体 共和制

元 首 フエルディナンド・E・マルコス大統領

通 貨 ペソ(70年2月21日以後変動相場制。)

76年12月29日現在中心相場1米ドル=7.37ペソ、IMF平価は1米ドル=3.90ペソ。)



## 番号 州 名

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ① Abra             | ⑫ Leyte               |
| ② Agusan del Norte | ⑬ Maguindanao         |
| ③ Agusan del Sur   | ⑭ Marinduque          |
| ④ Aklan            | ⑮ Masbate             |
| ⑤ Albay            | ⑯ Misamis Occidental  |
| ⑥ Antique          | ⑰ Misamis Oriental    |
| ⑦ Basilan          | ⑯ Mountain Province   |
| ⑧ Bataan           | ⑭ Negros Occidental   |
| ⑨ Batanes          | ⑮ Negros Oriental     |
| ⑩ Batangas         | ⑭ North Cotabato      |
| ⑪ Benguet          | ⑭ Northern Samar      |
| ⑫ Bohol            | ⑮ Nueva Ecija         |
| ⑬ Bukidnon         | ⑯ Nueva Vizcaya       |
| ⑭ Bulacan          | ⑰ Occidental Mindoro  |
| ⑮ Cagayan          | ⑯ Oriental Mindoro    |
| ⑯ Camarines Norte  | ⑯ Palawan             |
| ⑰ Camarines Sur    | ⑳ Pampanga            |
| ⑱ Camiguin         | ㉑ Pangasinan          |
| ⑲ Capiz            | ㉒ Quezon              |
| ㉑ Catanduanes      | ㉓ Quirino             |
| ㉒ Cavite           | ㉔ Rizal               |
| ㉓ Cebu             | ㉕ Romblon             |
| ㉔ Davao Del Norte  | ㉖ Samar               |
| ㉕ Davao del Sur    | ㉗ Siquijor            |
| ㉖ Davao Oriental   | ㉘ Sorsogon            |
| ㉗ Eastern Samar    | ㉙ South Cotabato      |
| ㉘ Ifugao           | ㉚ Southern Leyte      |
| ㉙ Ilocos Norte     | ㉛ Sultan Kudarat      |
| ㉚ Ilocos Sur       | ㉜ Sulu                |
| ㉛ Iloilo           | ㉝ Surigao del Norte   |
| ㉜ Isabela          | ㉞ Surigao del Sur     |
| ㉝ Kalinga-Apayao   | ㉟ Tarlac              |
| ㉞ Laguna           | ㉟ Tawi-Tawi           |
| ㉟ Lanao del Norte  | ㉞ Zamboanga del Norte |
| ㉟ Lanao del Sur    | ㉟ Zamboanga del Sur   |
| ㉞ La Union         |                       |

(注) 数字は州名を示す

# 1977年のフィリピン

## —正常化路線の始動—

76年の憲法修正によって敷かれた正常化路線の展開は、回教徒との和平交渉実現のため、発表予定からほぼ1年遅れた。和平交渉の決裂後ようやく正常化の第一段階の準備が開始され、78年雨期前に新暫定国民議会の選挙が実施されることが決定された。だが本当の意味での正常化の実現、すなわち戒厳令の解決はまだかなり先であるとみなければならない。

MNLFとの和平交渉の決裂後も休戦協定は維持されているが、実際には戦闘は76年の水準に戻り、当分の間和平の可能性は遠のいた。戦闘の再開は、全般的治安回復にもかかわらず、戒厳令継続の最大の理由とされている。

他方好調な製造業や米作にもかかわらず、全般的には経済の回復は足踏み状態にある。経済を下支えすべき財政の歳入不足と対外借款の取得に不安材料がみえはじめた。政権の安定度を左右する新5ヵ年開発計画の成否は、先進諸国のこと数年の景気にかかっている。

対 ASEAN 関係は引き続き積極的に展開されたが、特に経済的には短期の効果は期待できそうにない。76年末に中断された比米諸条約の改訂交渉は、下期に米新政権との間でようやく再開された。他方、今ひとつ懸案である日比通商条約の改訂交渉も開始されたが、いずれもその結着は78年に持ち越された。

### 始動した正常化路線

9月戒厳令満5年を迎えたマルコス政権は、治安・経済面で一応の成果を挙げた。同政権にとって今や最大の課題は戒厳令をいかに摩擦なく解除して正常化を達成するかにあった。この正常化を可能にするものとして取られたのが76年10月に強行された憲法修正であり、77年後半に至りようやく正常化に向けての具体的行動が取られた。

**78年選挙の決定** 憲法修正の規定する新暫定国民議会（バタサン・パンバンサ）は、正常化への移行・準備期間を政権に与えるものとして構想された。同議会の議員選挙は当初77年1月末または2月初めに実施される予定と発表されていた。だが大統領は77年1月次いで2月の第2回立法諮詢議会で暫定国民議会選挙の無期延期を発表した。

トリポリでの対回教徒和平交渉および回教徒地域以外にも全国に地域自治議会・政府の設立の可能性があることがその理由とされ、まず和平、地域自治政府の樹立、次いで暫定国民議会の選挙とのタイムテーブルが示された。立法諮詢議会が承認した地域自治政治は、現行の地方自治の枠内で、開発行政の広域化・能率化を促進し、同時に従来の州レベルでの過度の地方分権傾向を排除して、地方自治拡大の名分の下に、中央集権化をはかるとするものであった。回教徒自治もこの枠内で処理さるべきものであった。

だが4月末和平交渉は決裂、和平の機会は遠のいた。数ヶ月の空白後、大統領は第8回世界法会議で(8/22)、戒厳令緩和措置を発表、ようやく正常化への準備が動き始めた。これらの措置は、(1)夜間外出禁止令解除、(2)海外旅行制限解除、(3)軍未決拘留者の釈放、特赦および(4)78年までに地方選挙を実施するとの4点であった。しかし(1)はもちろんミンダナオ等の問題地域を除外し、(2)も実質的には従来と変化なく、むしろ解除に伴う旅行税徴収による歳入増効果が主目的であったともみられる。(3)も6月の同趣旨指示の再述であり、すでに6月中に1000人、以後年末までに合計2926人が釈放された。したがってこれら3措置は全体として米新政権の人権外交に対応するものではあったが、治安掌握の現状からみると、強要された譲歩ではなく、むしろ正常化への道を整備する環境作りの一環であった。

8月の時点では問題は正常化のスケジュールに

移っていた。大統領は、第3回立法諮詢議会(8/27)に78年地方選挙の準備を要請し、9月の戒厳令5週年記念式典演説では、地方か全国選挙かの決定は選挙民に委ねると述べた。いずれの選挙を先行させるかでは、当初は不人気な地方自治体役職者を選挙で排除し、その結果をみた上で、暫定国民議会選挙を実施した方が有利と考えられていたようである。しかし10月の第4回立法諮詢議会は、結局、暫定国民議会の選挙を先行させ、78年の雨期前に実施することを決議した。大統領はこれを受ける形で、そのための新選挙法案の作成を指示、78年1月に同法案の審議・承認のため立法諮詢議会を招集する旨発表した。これで78年が正常化への移行期間の初年度となることが決定された。

なぜ正常化への移行期間が必要かは、マルコス大統領自身が戒厳令5週年演説で明確に述べている。急激な戒厳令の解除は、マルコス自身の危機のみならず、体制内外からの反動、政治・経済の混乱を招く危険がある。治安秩序の分野にまだ問題があり十分安定していない。その最もクリティカルな問題が回教徒反乱である。しかも共産党運動を含めた「反乱の根源」は武力だけで除去できないことは経験から明白である。経済・治安で一定の安定は達せられたが、長期的な安定保障のためにには、半封建的支配階級が優位を占める旧支配体制を改革して経済・社会の近代化を実現することが必要である。国際的な長期不況は72年以来の諸制度の改革の実施とその効果の十分な展開を妨げてきた。農地改革は改革の最も重要な柱であるが、その実施は不十分でありかつその範囲も米・とうもろこしに限られていた。財閥による経済支配にも何ら手はつけられていない。だがここでも現政権にとって急激な改革は混乱を招き、不可能である。他方正常化過程は「過去5年間の成長と安定への前進の不可避な発展」であって、これまで通りの独裁体制の維持是不可能である。したがって政権にとって戒厳令解除後の安定を保障する体制作りのための移行期間が必要となる。

「新社会の社会・経済目標の達成には5年間のタイム・フレームが必要であり、もし政府の社会経済諸計画が次5カ年に達成されれば、我々は南部の分離運動を含めいかなる種類の反乱にも対処で

きる」(7/8大統領発言)。この5カ年とは明らかに9月に承認された新5カ年開発計画期間を指している。したがって政権は正常化移行期間に少なくとも5カ年を想定している。その間は78年成立予定の暫定国民議会が存続し、憲法修正第5号により戒厳令期間中は、同3号により一身に旧憲法下の大統領と新憲法下の首相の地位を備えたマルコス大統領が立法権を引き続き行使することになる。マルコスの大統領・首相兼任の任期は、大統領によれば、終身ではなく、暫定国民議会が正規の国民議会の議員選挙の実施を決定したと同時に終了する(11/7発言)。

78年選挙実施の決定前に、大統領は可能なら今年末までに大統領選挙で国民の審査を受けることを望んでいると表明した(10/25)。憲法修正は暫定国民議会の成立と同時にマルコス大統領が自動的に大統領と首相を兼務することを規定しており、大統領選挙には改憲を要することは明白であった。したがって上記発言は、今後の政体として大統領制か議院内閣制かを国民が決定すべきであるとの発言(9/21)同様、自分は国民の意見に従っているとの印象を与えるための工作にすぎないと考えられる。

しかしいずれにしても、憲法修正から1年が経過しかつ内外の状況変化を考慮し、正常化移行期間前に新たに国民の信認を得る必要があった。結局第4回立法諮詢議会は、大統領選は現状では不可能として代りに12月17日に大統領信認投票を実施するとの決議を採択、大統領もこれを承認した。

**信認投票と反政府運動** 10月末自由討議保証のため従来同様戒厳令効力が修正されたが、政府ぐるみのおよびバランガイを中心とする賛成投票キャンペーンが展開された。大統領は、反対多数であれば大統領を辞任し、直ちに戒厳令を解除すると、投票自体を無意味とする反対派に挑戦(11/7, 26)、他方では議会制移行の準備はまだできていないとして反対多数ならば政治経済等国家活動の混乱の可能性があると警告(12/13)、国民に安定か混乱かの選択を迫った。

77年の反政府運動は授業料値上げ反対闘争から始った。6月から9月にかけてフィリピン大、ア



9月23日の反政府デモ（マニラ）

テネオ大、イースト大等で値上げ反対集会・デモが行なわれ、学生数十人が逮捕された。首都圏8大学の学生団体は授業料値上げ反対学生連合を結成、反対声明を発し、反政府的学生組織が拡大しつつあることを示した。これに対し国防長官は、学生の暴力デモは反政府の様相を帯びてきた、学校閉鎖も考慮すると警告したほどであった(9/9)。大規模な反政府デモも、学生・聖職者・労働者を中心に数件実行された。8月世界法会議の前日には同会議に対抗して約1000人の「人権に関する1977年フィリピン人民会議」の集会・デモが行なわれ、9月23日には約3000人がマニラの下町に集結、このデモでは赤旗、「NPA」(新人民軍)や「KM」(愛国青年団)の名入りの旗もみられた。さらに同月28日キップで学生約700人が集結した。政府は、9月23日デモ参加者108人を逮捕、軍法会議に起訴するなど強い態度で臨む一方、約1200万学生を含む青少年民生活動計画を全レベルで義務化・強化し、15~18歳青少年の青年バランガイ組織への全国一斉登録を実施(10/8~31)、刑法適用年齢を18歳に引下げ(8/16)、青少年に対する締め付け、体制組入れを強めた。青少年対策強化は戒厳令5周年式典における弱年青少年の大量動員にもみられた。

総体としては、公然反政府運動の力は依然限られており、政府のコントロール下にあるように見える。旧政治家の反対運動は学生にくらべ低調であり、信認投票ではボイコットを呼びかけたにとどまった。マカバガル前大統領は、9月に戒厳令批判を再開、大統領の辞任・出国を要求(11/23)、もし米国が自由選挙による正常化回復を説得できないなら、米軍基地を撤去、米援助も停止すべき

だと米国に要請するなど(12/1)その姿勢は他力本願かつ非現実的であった。教会は今年も政教分離の協調路線を維持し、信認投票に関しても一切論評しなかった。

信認投票違憲訴訟に対し最高裁は統治行為論を適用、9:2で却下した(12/9)。投票の結果大統領は89.3%とほぼ従来と同率の信認票を得た。ただし今回はセブ地方と並んで南・西部ミンダナオで反対票が多く出た(資料参照)。

大統領の政敵アキノ元上院議員に対し軍事法廷は11月25日急転結審し、破壊活動・殺人罪で、コルプス元中尉、ブスカイノ前NPA総司令官と共に銃殺刑の判決を下した。この時期に、しかも最高裁が人身保護令申請を審理中であるにもかかわらず死刑判決を下した意図は不明であるが、最高裁の審理および大統領命令で軍裁審理が再開された。

他方フィリピン共産党(CPP)・新人民軍は、ルソン、ビコール、ビサヤ地方でその活動復活が伝えられ、南・西ミンダナオ地方でも活発化が報道され、軍は対NPA作戦を強化していた。11月10日ブスカイノ逮捕後 CPP唯一の中心活動家であったシソン議長が逮捕された。大統領の発表によれば、これで元からの中委26人中15人は逮捕、5人は殺され、残る6人中4人は国外におり、国内にあるのは2人にすぎず、その武装勢力はCCP公称3000に対し1000が現実的推定であるという。シソン議長逮捕は、CPP-NPAにとって大きな打撃であり、またそれは軍当局が治安状況を相当程度掌握していることを示しており、辺地においても CPP-NPA活動は当面低調とならざるを得ないであろう。

**遠のいた和平** 76年12月のトリポリ協定に従い1月20日政府軍とMNLFとの間で停戦協定が発効、続いて2月トリポリで和平本交渉が開始された。だが自治地域に関しMNLFの13州に対し政府はパラワン、南コタバト、南ダバオの3州の除外を主張、自治内容についても実質的自治を要求するMNLFに対し政府は自治を現行の地方自治の枠内にとどめようとして、結局交渉は何ら実質的前進のないまま3月3日休会に入った。交渉の間大統領は、トリポリ協定に従うものとして回教

徒身分法制定(2/6)、また回教徒反徒特教令(2/5)を公布した。だが他方では前年来の主張である回教徒自治区参加の賛否を問う住民投票を2月21日に実施すると発表(2/11)、8日後には期日を3月17日に延期した。大統領は MNLF の主張——住民投票によらず大統領令により13州を自治地域に宣言する——を住民投票は主権行為であるとして拒否したと述べ、住民に自治地域参加に賛成するようアピールした。だが13州中回教徒多数州は5州にすぎず、住民投票は明らかに、少なくとも自治地域の縮小を意図したものであり、交渉休会後大統領は13州の自治地域併合に反対の立場に急転換した。

再度の大統領のトリポリ派遣の結果、政府側の大譲歩と映るカダフィ提案に基づき、マルコス・カダフィ間に交渉再開の合意が達せられた(3/25付日誌)。政府側は同合意に従い13州自治供与宣言を発し、同地域自治臨時政府の設立を宣言した(3/26)。だが政府側は MNLF との交渉を経ずに臨時政府準備特別委員会を任命し、さらに MNLF 阻止の切り札として、再度日程変更されていた住民投票を4月17日「フィリピン政府の解釈で」、MNLF ボイコットのまま、強行した。結果は予想通り95%以上が反対であった(資料参照)。

MNLF のミスワリ議長は投票当日ジッダで、住民投票はトリポリ協定違反であると非難したが、4月20日トレキ・リビア外相を団長とするイスラム会議4カ国外相委員会の代表団と MNLF 代表団が来比、舞台をマニラに移して交渉が再開された。しかし交渉は、前回同様実質的前進のないまま、4月30日決裂した。特に4カ国外相委員会は極めて強い調子で比政府を非難した。だが交渉決裂後の第8回イスラム外相会議は、比政府の恐れた経済制裁措置は取らず、停戦維持と4カ国外相委員会に対し平和的解決のため調停の継続を指示する決議を採択した(5/23)。オブザーバー参加を認められたミスワリ議長は会議での演説直前に、「友人たちの友好的圧力」で完全独立の要求を取り下げた(5/21)。危機は回避されたが、外相会議は決議の中で、フィリピン回教徒にあらゆる可能な支援を与えるよう要請しており、イスラム諸国の圧力は依然として強いものがある。

交渉決裂後公式には停戦は継続している。しか

し停戦を利した双方の勢力増加・優位確保の活動は不可避である。7月頃から、特に8月中旬には政府軍26人が戦死するなど戦闘が散発し始めた。特にバシラン島でのトラック触雷事件(9/17)とこれを重大な停戦違反とする政府軍の懲罰作戦を契機に戦闘が頻発、更にホロ島の陸軍第1師団長らの殺害事件後戦闘は76年12月の和平交渉前の規模に戻ったとみられる。現状では当分の間和平の機会は望めない。大統領は臨時政府と軍に対し、ミスワリを相手とせず、MNLF の野戦指揮官と直接接触、自治地域の行政機構について討議するよう命令した。政府としては停戦を利した個別的接触や從来からの民生活動・インフラ建設を含む帰順・融和政策を継続し、同時に MNLF の中核勢力をテロリスト、不法集団として掃討作戦を展開し、MNLF 勢力の分断、一般回教徒住民の政権側への取り込みをはかる以外になく、政権側はこの方針を一層明確にしてきた。基本的には融和策が、たとえ長期間を要するとしても、結局は最も有効な解決策であり、将来の和平交渉における立場の強化にもつながるからである。

### 越年した対日・米交渉

77年の対ソ国交実現によって大国間の勢力均衡下の安全保障を前提とする自立外交の基礎が完成した。78年も前年に引き続き、この基礎のうえに、ASEANを中心に、外交・通商関係の多様化と強化がはかられた。しかし他方では自立外交の当面の仕上げとなるべき、しかも依存関係の最も深い対日、対米関係の再調整交渉の結着は再び79年に持ち越された。

フィリピンは8月の ASEAN 首脳会議を中心に極めて積極的に近隣外交に取組んだ。年初大統領はバリ諸協定の実施の遅れにもどかしさを表明し、ASEAN 終結の必要を強調すると同時に、繰返し ASEAN・日本首脳会談の開催を提案した。フィリピンは ASEAN を政治ブロックとしてよりむしろ経済ブロックとして期待し重視する。それは、日・米・EC に対する集団交渉力のみならず、遅ればせながら他の ASEAN 諸国よりも一步先んじて重化学工業化を進め、自立的経済発展を達成しようとするフィリピンの有望な市場とし

て大いに期待しているからに他ならない。類似の志向を有するシンガポールとの間で1月、他のASEAN諸国に先がけた10%一括関税引下げ協定の調印は、こうしたフィリピンの意図をよく示すものであった。またマレーシアのサバ州首席大臣の訪比に続き、スルーのサルタン後継者たちは、サバ請求権放棄交渉を大統領に委任することを決定した(7/28)。これを受ける形で大統領はASEAN首脳会議でサバ請求権放棄の用意ありと声明した(8/4)。同請求権は今や内外における発展の障害にすぎず、その放棄はASEAN関係の強化と同時に反乱回教徒の聖域を完全に取り除くという大きな二重の意味をもっている。従来の比・インドネシア間に、マレーシアを加えた3国国境通過・パトロール協定の実施は南部反乱に少なからぬ打撃を与えると期待されているのである。

また5月には第8回イスラム外相会議に向けて、ロムロ特別使節団がインドネシア、マレーシアおよびサウジアラビアなどの中東諸国に派遣され、6月にも同使節団はOAU会議中のアフリカ・アラブ首脳と一連の会談を行なった。4月にはサウジアラビアとの原油供給協定が更新され、5月にイエーメンと国交開設が合意された。

対社会主義国との間では、対ベトナム貿易使節団の派遣(2/2)、比中貿易拡大協定調印(6/2)、駐比ベトナム大使の着任(1/15)、駐比ソ連大使の着任(12/29)、対東ドイツ通商協定調印(12/7)など、相互関係が一層増した。

フィリピンにとって日比関係の焦点は、貿易・投資面で自国工業化に有利な条件を獲得することである。2度目の日本公式訪問時に大統領は、両国間の貿易不均衡を最大の摩擦要因にあげて警告し、また開発目標に沿った投資、十分な技術移転を要請した。8月の福田首相のASEAN歴訪時にフィリピンは第6次円借款275億円、無償援助・贈与19億円、その他技術援助の約束を取り付けた。また9月貿易不均衡是正のための会談が開始された。しかし3月以来3回にわたった日比通商条約の改訂交渉は不調に終った。交渉で比側は従来からの主張に加え、自国輸出品に対する特恵供与を求め、日本側は特定国への供与は不可能との立場を取り、交渉は行詰った。

人権外交を標榜するカーター米新政権下の対米

関係は、米側の政策不確定も原因して停滞した。マルコス大統領は米国務省の人権侵害報告を否定し、米人権外交支持を表明、既述のように若干の対応措置を取った。しかし78年度対比軍事援助は総額2050万ドルと前年度より1520万ドル削減された。他方懸案の比米諸条約の改訂では、9月ようやく軍事条約の予備交渉が、11月のニューソム新米大使の着任をまって本交渉が再開された。両代表団は、(1)基地は比人司令官の下に置き、(2)比国旗を掲揚し、(3)基地内の米国施設を明確に分離するとの3点で原則的に合意したが、年内に妥結に達しなかった。また新経済協定に関する交渉は棚上げされ実施されなかった。ニューソム大使は、(1)投資問題は個々のベースで解決可能、(2)対米輸出問題は多国間貿易交渉を通じ最も効果的に処理しうる、として新経済協定締結の緊急性はないと表明。さらに同大使は、米投資家はL-L協定失効後のパリティを求めていない、と従来の米側の立場一内国民待遇要求一を否定、だが外資政策の安定保障を強く要求した。他方シカット国家経済開発庁長官は、L-L失効後4年間の経済関係は満足すべきものであったことを認め、米大使発言に同意を表明、特にパリティ否定の声明を歓迎した。しかし日比通商条約同様、新協定はフィリピンにとって長期的には有用かつ重要である。その交渉再開は軍事条約交渉の進捗いかんによるとみられるが、長くは放置できない問題である。

## 足踏みする経済回復

国際経済の回復に伴い77年の国際収支は2年連続の赤字から黒字に転じ、製造業、鉱業・米作は高い成長を記録した。しかし民間投資の不振もあって全体の成長は76年を下回った。投資促進のため金利政策の修正、農業投資奨励法の制定、トラック国産化計画、増税措置、オフショア・バンキングの発足、外国企業の内資借入規制など制度改革が引き続き実施された。また78年からの新5ヵ年開発計画が採択され、工業化促進が期待されている。しかしインフレの深化、財政赤字の増加、開発資金調達問題、交易条件の悪化など、その展望は必ずしも明るくない。

**生産・雇用** 暫定推計によれば、77年のGNP成長率は名目で16.6%，実質6.1%で後者は前年の6.7%を下回った。国内総生産は7.4%から5.9%に低減幅はより大きくなつた（主要統計参照）。前年より高い成長を記録した産業は、鉱業、製造業、運輸・通信、サービス業のみで、他はGDP成長も下回った。なかでも建設業は、特にホテル・ブーム一巡後の民間投資の不振のため成長率は約5分の1に低下した。粗資本形成の増加は、76年の6.6%から3.6%に、民間建設投資のそれは26.6%から6.5%に、公共建設のそれも36.4%から17.2%に落ち込んだ。耐久設備投資は6.5%減からわずか1%増に回復したにすぎなかつた。

製造業は、輸出と米作の好調および賃金引上げによる購買力の改善、製品輸出の増加で、成長率は前年の5.8%から7.5%に上昇した。特に金属製品、電気機械など耐久財、輸出関連の木材製品・家具の回復が著しかつた。しかし食料品や特に織物の成長はかなり低減した。鉱業は、輸出増を反映して前年の3.2%から11.3%増に大幅に回復したが、生産額の72%を占める銅価格の低迷は依然続き、一部鉱山は閉鎖、生産中止に追い込まれた。

農業生産は商品作物、林業、漁業の不振のため前年の7.9%増から4.9%増に落ちた。77暦年の粗米生産量は645.6万トンで、増加率は前年の8.8%から4.8%増に低下したが、依然順調であった。11~12月にはインドネシアとベトナムに計3.5万トンの輸出承認がなされ、在庫は12月8日現在約100万トンに達した。だが他方農地改革の実施は依然遅い。農地移転対象の農地70万9015ヘクタール、小作39万3778人のうち年末現在移転完了したのは51万8700ヘクタール（68%）、30万1058人（76%）であった。分益小作から政府登録の書面賃貸契約への移行対象小作52万1136人のうち書面契約を有する者は28万6624人（55%）にすぎない。また農地改革省は現在再入植プロジェクトに加え解放小作の生産維持・増産のため集約的米作法の普及、中小規模の協同農場設立、農地の交換分合などを実施している。さらに10月農地改革記念日に大統領は、(1)今後食糧生産に次ぐ重点政策とすると表明した住宅建設を促進するため私有地の収

用を進めると発表し、同時に(2)25ヘクタールを超える商品作物の小作プランテーションを農地改革の対象とすると述べた。この新政策は、立ち遅れの目立つ新社会の社会正義の向上に大いに寄与する可能性があり、また住宅建設には景気対象の意味があるので、その実施が注目される。

雇用水準は4%増と引き続き上昇し、大統領によれば(9/21)失業率は前年の5%から4.5%に低下した。上期の首都圏工業労働者の賃金率は名目で熟練、未熟練労働者それぞれ8.8%，5.5%増加したが、実質では1.6%増、1.5%減であった。5月1日から物価手当が月60ペソ増額され、労働省はそれまでに実施されたその他の法定付加給付を加算すると首都圏非農業労働者の最低賃金は10ペソから16.3ペソ引き上げられたと発表した。しかし首都圏の消費者物価は76年平均6.2%増、77年上期7.1%増から77年全年平均では7.9%に上昇しているので実質増は相当減殺されたとみられる。また全国平均では消費者物価は76年の9.2%から9.9%に上昇した。これは輸出収入の増加、物価手当増額による購買力増加と石油製品・運賃等の値上げによるとみられる。実質個人消費支出は前年の3.70%増から3.78%増にわずかながら上昇した。

**金融・財政** 民間投資低減の理由には、74~75年の投資ブームによる過剰設備の増加、インフレ低減、タイトな金融情勢、35%短資取引利子税の実施（6月）による実質借り入れコストの上昇、商業銀行の選好融資があげられる。

35%税は元来短資取引を抑制し、長期資金市場の育成を目的としたものである。これを補足強化するため12月に中央銀行は6本の回状を発し、従来名目と解されていた貸出し金利の法定上限を実質率である旨明確化し、また2年未満商業手形の法定実質金利上限を引下げた（資料参照）。

短資市場の取引額は前年比8.5%増であったが、平均利回りは7月以後低下し、前年の12.94%から12.57%に落ちた。これは35%税と国際収支改善による流動性拡大の結果とみられる。株式取引額は64%減、平均株価18%減と、極めて低調であった。国内信用残高と通貨供給は年末現在前年比で17%，国内流動性は20%，後者のうち普通・定

期預金は 30% それぞれ増加した。また商業銀行の貸出しは 11.3%，投資は 55.6% それぞれ増加した。

中央政府現金勘定は、歳出入それぞれ 18%，18.9% 増加し、赤字は前年比 9% 増の 28.0 億ペソ（歳出の 10%），純借入れは 83.2% 増の 34.1 億ペソ（うち国内借入れ 70.3%）を記録、年末現金残高は 70.8 億ペソであった。歳出のうち資本支出は 14.6%，債務返済 6.7% であった。

株式会社・組合の新規払込資本は 77 年 1～11 月は 76 年全年の 24.6 億ペソから 18.3 億ペソへと最近 10 年間では最大の減少を記録した。BOI 承認投資も 7.74 億ペソに 45.5%，うち内外資分とも同率の減少を記録、外資はこの 5 年間で最低となった。

**対外取引**　外国為替収支は、総合で 76 年の 1.61 億ドルの赤字から 1.70 億ドルの黒字に転じた。これは輸入の 5.1% 増に対し輸出は 17.3% 増加して貿易収支の赤字が 24% 減少、さらに貿易外収支の黒字が 12.5% 増加、資本収支がほぼ前年水

準を維持したことによる。輸出ではココナツ製品 40%，非伝統輸出品 30%，果実・野菜 22% の増加が著しく、砂糖、林産品はそれぞれ 5%，4% 減少した。輸入のうち石油類は推定約 11 億ドルに達した。同製品の消費は前年の 3% に対し 7760 万バレルと 9% 増加、増加分の 70% は産業用消費で、消費増加率/GNP 増加率の比率はほぼ 1.5 と変化はなかった。

年末現在外貨準備は中銀の 4.4 億ドル純返済のため約 1 億ドル減少したと推定される。対外債務は年末現在 64.7 億ドルで 17% 増加、うち期間信用は 21% 増加した。中銀は外為収支好転で不要となったスタンダードバイ・クレジット 11.5 億ドルを 5.25 億ドルに削減、また IMF の 1～15 年満期民間借款枠 8.6 億ドルのうち 10 年末満枠が上期に使い尽されたため 8 月に 10 年超分未使用枠の転用交渉を行ない、IMF の承認を得た。中銀によればペソの対米ドル年平均中心相場は 76 年の 7.44 から 7.40 ペソに改善された。

# 重 要 日 誌

**1月**

4日 ▶13州住民投票は回教徒自治区参加の賛否のみ扱う——大統領はさらに国家安全保障会議後の会談で次のように言明した。①同投票は政府形態は取上げない。②当初は第2次和平会談前(2/5)と考えていたが、その後との示唆がある。③自治地域は中央政府が権限の大部分を持ち、一部を委任する。

席上トリボリ和平会談比政府代表バルベロ国防次官は次のように報告した。①MNLF(モロ民族解放戦線)側は、国家的教育制度の文脈内で回教徒の文化的発展を促進する回教地域のための教育制度を要求。②彼らは回教徒のための行政法および個人と親族のための回教法典を施行しよう。③経済・財政制度の討議では課税権に集中した。④MNLFは地域防衛軍を要求した。

5日 ▶帰化要件緩和——指令書491号。①申請年齢。21から18に引下げ。②言語。フィリピン語・英語・スペイン語のいずれかの読み書きからフィリピン語または主要方言の一つを話し書くことに。③申請期間。1月1日から3月末まで。

▶優先作物転換糖業地の農地改革を免除——①転換指定作物は農業省が決定する。②糖業用地は分益または賃貸小作農が耕作していないこと(大統領令1066号)。

7日 ▶大統領、米国務省の比国人権侵害報告を否定——「正当な刑事訴訟もなく拘留されている者という意味であれば、フィリピンには政治犯はない。国務省声明は軍事援助条約から生ずる米国の義務との関係および比国領の使用を考慮してなされたもので、フィリピン国民と共和国政府に対する極端な侮辱」である。

更に12日UPIとの記者会見で、「国益に資するならば米国とのすべての軍事協定を破棄する」と述べた。

10日 ▶ミンダナオの社会・経済プロジェクト支出——バルベロ国防次官報告。72/76年の総計は約47億ペソで軍事支出より10億ペソ大きい。73年は4億ペソ、76年は22億ペソである。他方紛争による民間人死者は5カ年に約1万人に達した。

▶世銀、道路借款承認——9500万ドル。主要道路500km、支線道路230kmの建設、改良、維持計画用に。

11日 ▶大統領、MRLM代表と会談——MRLMは議長Hadji Hussin Loong、公称メンバー2.6万、政府に対しMNLFと別個の交渉の実施を要求する決議を提出。大統領は12日バルベロ次官に決議中の要求およびそれが現場指揮者のそれと一致しているか確認するよう指示。

12日 ▶N.タヤグ、無罪主張——元愛国青年団(KM)書記長で1970年反共法違反で逮捕され、1973年軍裁21号に移管された。

▶今年の開発借款予定——昨年の5.85億ドルに対し4億8238万ドルで、ADBから1.43億、世銀から2.05億、米AIDから3000万、経済協力基金から9800万、西ドイツから638万各ドルとなっている。

13日 ▶非伝統エネルギー源の研究・開発・利用の奨励・統合——大統領令1068号。

14日 ▶大統領、ASEAN・日本フォーラム再提案——76年10月に次ぎ2度目。

▶NEDA長官、多国籍企業を批判——品質の劣った製品を生産しているが、単に国内市場を搾取するだけでなく製品を輸出すべきである、と述べた。

15日 ▶休戦実施のイスラム会議・MNLF代表来比——イスラム会議代表は団長Kasen Zuheri、同会議文化問題担当副事務局長ら9人。MNLF代表はTambey-aoga Manjoorsa博士ら9人。両代表団は到着後大統領と2時間会談した。

▶PC長官、山岳諸州の治安大幅に改善——融和策実施の結果。また最近7人の新人民軍(NPA)員がベンゲット州ブギアス当局に投降した。

16日 ▶大統領、国民会議選挙は延期——暫定的に1月末または2月初めに予定されていたが、MNLFとの和平交渉結果が未定のため。

▶李シンガポール首相訪比——17日マルコス大統領と会談、18日陸軍士官学校で、東南アジアの政府は安全保障の問題を共通の関心事と見なすべきであると演説。

19日李首相とマルコス大統領は、要旨次のような共同声明に調印した。①2国間協力に関する合意分野・共同プロジェクトの特定。②ASEANと米国との経済的対話の早期設立を支持する。③ASEANと日本との経済的対話の拡大を支持する。④地域における合法的利益をともなう大国間の建設的な勢力均衡は東南アジアおよび全体としてのアジアの安定に寄与する。

またマルコス大統領は記者会見で、「フィリピンはシンガポールでまだ決定していない量の原油を精製してもらうことで合意した。現在の国内製油所を能力拡大する代りに、両国間の経済協力の実施ペースを促進するためこの措置に合意した」と述べた。

18日 ▶ホロ、MNLF、停戦に合意——ホロでMNLF約700はマンジョールサ代表らの3者合同停戦委と会合、

停戦を約束。現地 MNLF リーダーは Baticul 副町長 Usman Sali 地区 MNLF 議長。

♪停戦委、スルー MNLF 議長と会見——議長 Bian Lay Lim 司令官と部下約 3000 がマンジョールサ代表と会見。19日再度 Talipao のモスクで会見 リム 議長は停戦順守を約束した。

♪対比 ADB 借款調印——第 4 次ミンダナオ発電プロジェクト (Agus 第 4 号) 用に 5200 万ドル、年利 8.9%、返済期間 25 年 (猶予期間 5 年)。同時にカリフォルニア・ファースト・バンク (東銀子会社) が 800 万ドルの協調融資を行う。完成は 1982 年、発電量は 15 万 kW で完成時のミンダナオの発電総量は 87 万 kW となる。

20 日 ♪ AFP・MNLF、正式に停戦宣言——ラジオを通じ繰り返し声明を放送し、MNLF 側は同停戦委がトリボリから持参した Nur Misuari MNLF 中央委議長兼モロ国民軍 (Bangsa Moro Army) 総司令官の停戦を宣言する録音テープを再生放送した。同時に両停戦委代表は停戦実施に関する協定に署名した。

♪大統領、ASEAN・日本首脳会談の開催を希望——李首相離比直後の記者会見および本日開催の ASEAN 経済閣僚会議で、更にこの会談の最大の目的は東南アジアから日本への原材料の長期供給を規制する協定を作成することにある、と述べた。

♪ASEAN 経済閣僚会議開催——経済協力促進のための基本協定草案を作成、特恵貿易取極めの設定に合意した (～22 日)。

♪A. トレティーノ、国民議会の早期招集主張——ケソン市の木曜クラブの会合で。

21 日 ♪ 停戦に伴い、復興・経済開発計画の促進命令——大統領。

♪比・インドネシア肥料交換協定調印——Planters Products, Inc とインドネシア側 P.T. Pupunk Sriwidjaja, P.T. Intrade の間で。

22 日 ♪ バシラン MNLF、合同停戦委と会合——Jerry Salipuddin バシラン MNLF 議長代理および部下 100 人。

♪砂糖数百万トン売却——大統領は、「これで糖業の主要問題は解決した。残る問題は 30% とみられる糖業労働者のレイオフである」と述べた。

今までの売却契約は次の通り。①フィリップス・ブザースに 70 万トン (3 カ年にわたり)、②未公表ブローカー・グループに 70 万トン、③中国に 45 万トン、④ソ連に 50 ～ 60 万トン。

♪比・シンガポール特恵関税協定——19 日マルコス・李会談で合意。これは両国の全輸出品に対し 10% の一括関税引下げを内容とするもので、パテルノ工業長官は同協定は他の ASEAN 諸国にも適用される、と述べた。

♪米人記者を国外追放——Stephen Teich。政府・MNLF 休戦協定参加者に協定に従わぬよう煽動したとして。

25 日 ♪ バタアン州で 3 NPA 死亡、2 逮捕——Tinac 山付近の戦闘で。

♪チェコ貿易使節団来比——(～28 日)。

26 日 ♪ コタバト MNLF、合同停戦委と会合——コタバト市から 3 km のスルタン・クダラト町 Patingin 村でコタバト革命委員会議長 Ameril Al Amin およびモロ国民軍軍事委員会委員長 Al Hadji Morad ら約 3000 の完全武装部隊と会合。イスラム会議代表 4 も参加し、背後で民間人約 3000 も見物。同革命委はミンダナオの全国教徒・キリスト教徒に休戦協定の支持と順守をアピールする隔月間ニュースレター「Tantawan」を配布した。

♪サンバレス州に NPA——Gatan 第 1 PC 管区司令官は知事との会談で、まだ壊滅には程遠く、活発であり、若手メンバーは暗殺活動に出ているが、心配する必要はないと述べた。

♪77 年農業信用予算承認——農業信用に関する大統領委員会。76 年より 20 億ペソ増額し総額 180 億ペソ。うち入手可能な推定額は 151 億ペソ、うち政府金融機関によるものは 52% で、不足額は 35 億ペソである。

27 日 ♪ 中銀、民間の对外借入抑制の方針——リカラス総裁は次のように述べた。「自力本願の国の政策に従って中銀の政策は投資必要資金のうち国内貯蓄の割合を高めることを支持する。中銀の民間の外国借入承認は、特に 1 ～ 15 年満期のそれは横ばいとなろう。これは民間の外国借入の総体的な締めつけ強化を意味せず、外国資金依存を減らし、国内資金依存を増す手段にすぎない。」

28 日 ♪ 大統領、全政府機関に国産品購入命令。

♪大統領は、旧山岳州の新地域創設要求に留意すべきだ——ペレス選管委員長。南西ミンダナオの少数民族と同等の立場にないとのマウンテン州少数民族の感情を取り除くため。

29 日 ♪ ミンダナオ帰順者の入植地開発に全力——農地改革省。現在 17 カ所 42.8 万ヘクタール、1.4 万家族分を開発中で先に大統領は 8 カ所の新入植プロジェクト (8000 家族分) の宣言を行った。

♪軍は決して撤退しない——最近 5 日間ミンダナオ全域を視察旅行したロニョ自治長官は、自治区創設は結局軍事的撤退に至るとの懸念のためトリボリ協定は初めキリスト教徒居住者に不人気であったが、軍は決して撤退しないと述べた。

♪大統領、公立学校教職員の給与 5 % 引上命令。

30 日 ♪ 自治長官、地域自治はミンダナオに限らない——第 9、12 地域でうまくいけば、他地域にも適用され

る。ミンダナオの時間表ではまず住民投票を行い、もし4月末までに大統領令が出されば、地域代表の選挙が実施されることになる。

▶銀行経由の納税制度採用——指令書497号。

31日 ▶ベトナム訪問貿易使節団出発——団長フレッド・エリサルデ比商業会議所会頭(2月2日～2月5日)。3月8日エリサルデ団長は、①マルコス大統領の発起で年内にベトナムの貿易使節団が来比する予定である、②最初の取引はヤシ油年間3000トンになろう、と述べた。

▶フィリピン輸出会議第一回総会——大統領は演説の中で輸出部門に追加奨励措置を与えると次のように述べた。①Industrial Guarantee Loan Fund に5000万ペソ割当、中小規模産業を優先し輸出プロジェクトのみに融資する。②Phil. Foreign Loan Guarantee Corp. をフィリピン輸出・外國借款保証会社に名称変更し、資本金を20億ペソに倍増しかつ輸出金融も保証対象とする。

## 2月

2日 ▶DBP、外国借款協定に調印——7500万ドルの中期借款で、シンガポールで調印。用途は高優先位の工業プロジェクトに対する一般貸付。

3日 ▶ASEAN・カナダ対話会議開催——マニラ。

5日 ▶大統領、回教徒反対に特赦——大統領令1082号(2/2付)で、MNLF、モロ国民軍およびその他類似の動機および目的を有する反政府集団のすべての指導者・構成員・同調者に対し特赦を与えるもの。対象はミンダナオ・パラワンの13州11市、申請期限は90日以内。

▶対中、インドネシア石油供給契約を更新——比国有石油会社筋がこのほど明らかにしたところでは、①中国は勝利油田から1日平均1.9万バレル、価格(cif)バレル当たり98.416ペソ、②インドネシアはカシム・ブレンドで1日平均3.3万バレルである。

▶婦人差別の民法規定の改正草案討議——フィリピン婦人の役割に関する全国委員会主催のフォーラムで。

▶世銀、灌漑プロジェクト融資承認——1500万ドル。イロイロの Jalaur プロジェクトで修復2.2万、新設2700ヘクタール。年利8.5%、返済20年(猶予4.5年)。

▶大統領、ノルウェー借款承認——1.5億ドル、年利6%、返済期間15年(猶予期間3年)で、うち1.26億ドルはノルウェーでの外航船建造に、2400万ドルは国内業者による内航船建造融資に使用される。

6日 ▶大統領、回教徒身分法公布——大統領令1083号。①回教徒だけに適用。②司法機関として最高裁の監督下にSharia district court および Sharia circuit court を、調停制度として Agama arbitration council (議長と両当事者で構成) を設置する。

▶司教会議、政府・教会指導者間の不信の除去要求——司教公開状で。①逮捕・追放での正当手続の順守を求める。教会の伝道活動誤解され、時に逮捕・追放に至る破壊活動の疑いをもたれた。②政府の小数民族保護計画は小数民族文化をむしろ破壊している。③政府は神の与えた権利を犠牲に、人口計画を実施している。

7日 ▶中銀、非伝統輸出品の再割引条件緩和——中銀回状555号。

▶非伝統輸出製造品の奨励措置——中銀総裁は、銀行協会宛書簡で、同製品製造企業の設備・機械・消耗品等の輸入信用状の開設担保金率を50%から25%に低減することを承認した。

8日 ▶トリポリ和平本交渉開始——2月5日の予定であったが休日の関係で延期されたもの。政府側団長はバルベロ国防次官。議長は Abdul-Salem Tureiki リビア外交担当国務大臣、ガエ・イスラム会議事務局長および同4ヵ国外相委員会代表も出席した。

▶比・サウジ航空協定調印——当面暫定協定。

▶米 AID 借款調印——上下水道建設用に1000万ドル。AID の対地方水道局借款は74年5月の第1号以来計3500万ドルとなる。

9日 ▶国防長官、教会との密接な共働関係を期待——軍は反聖職キャンペーンは行っていない。一部聖職者・在家指導者に対する以前の行動は法を犯し、政府転ぶくをはかろうとした者に対する取締の一部である。ローマ法皇特使 B. Torpigliani との会談で表明。

▶南サンボアンガ州で NPA 容疑者 10人逮捕——6, 7, 9日の陸軍と CHDF との3回の衝突で。

▶日・西独、借款・贈与を供与——①西ドイツ。小規模灌漑プロジェクト用に639万ドルの借款。②日本。フィリピン大学高等研究センターに700万円の贈与。

10日 ▶シン大司教、教会と国の調和主張——両者は国民の福祉に役立つよう共に調和して働くべきである。分離は孤立ととられてはならないが、教会と国は分離したままであるべきだ。

▶マルコス暗殺未遂・反乱罪で有罪判決——72年9月逮捕起訴された10人(元マニラ市長候補 E. Figuerasi)のうち4人に第5号軍事法廷は重労働6年、科料各1万ペソの判決を下した。他の4人は米国亡命または未逮捕。E. Lopez, Jr と Osmeña III は審理延期。

▶大統領、経費節減措置指示——指令書506号。今年の歳出予算は274億ペソで、約30億ペソの赤字が見込まれているため。

11日 ▶回教徒自治区の賛否で住民投票を実施する——大統領は2月21日に実施する旨発表、外務省に対しイスラム会議にその旨通告するよう指示。

►反乱罪容疑者 209 人の予審開始——昨年ダバオで逮捕された Jose Sison, Ed Garlock ら司察 7 人を含む。

14日 ►大統領、国民議会選挙は無期限延期——立法諮問議会で。2つの重要問題、①トリポリ和平会談、②全国に自治地域設立が未解決のため。またトリポリ和平会談最終日3月3日以前に13州住民の希望確認のため住民投票を実施する必要がある。住民投票にトリポリ交渉の最終合意がかかっている。回教徒自治地域に対する地域自治は本質的に行政上のものである。政府はこれと同一の自治は他のすべての地域に必要であると考えている。

►第2回立法諮問議会開催——(～15日)。①ミンダナオ13州の住民投票実施案を承認。議場で大統領は同趣旨の大統領令に署名。②国民議会の直接選挙実施を承認。③地域自治法案勧告決議を承認。同法案によれば各地域に設置される地域議会は各21人で構成され、うち17人は地域内の各州市から、4人は職域代表(青年、農業就業者、非農業就業者、専門職)から選出され、大統領はその構成が不均衡な場合5人を追加任命できる。同時に地域行政評議会(Lupong Tagpagganap ng Pook)を設置し、構成は法律で決定するが、議長とメンバーは地域議会の勧告により大統領が任命する。

►特許料制限を支持——M. Magno 国家科学開発委員会(NSDB)議長・国内発明の活用を促進するため特許料額を国内総売上の5%に制限する案を支持する。

15日 ►大統領、住民投票賛成をアピール——記者会見で、投票結果は和平交渉の成功に重大な意味を有する。第9・12地域の単一地域統合は賢明である。私は2地域の全有権者に統一地域に賛成するよう強くアピールする。だが調査によればパラワン、南ダバオ、コタバト住民は単一自治地域に含まれることに反対している。

16日 ►大統領、ミンダナオ住民投票の延期発表——2月21日から3月17日に。

►比・リビア2協定批准——1976年11月大統領夫人のリビア訪問時に調印。①文化協定。②経済・科学・技術協力協定。

►バーレイン・ディナール建国債発行——900万ディナール(約2300万ドル相当)で年利9%，7年満期でルクセンブルグ証券市場に上場する。公共土木事業用。

17日 ►北部ルソン地域はクリティカル——マヌエル北東軍司令官は、しかし軍の実戦部隊展開で活路をふさがれていると言明。①カリンガ・アパヤオ州。チコ河第4号ダムの建設に起因。約6万の原住者が移住の必要あるため。②イサベラ州北部。③イフガオ山岳地帯。

►ロムロ、外交政策について——外交政策には、①社会主義諸国との協力作業の関係を樹立すること、②伝統的友好国との関係を再検討し「対等と正義」の基礎に立

ってこれらの国との協力を強めること、③第3世界の発展途上諸国との新しいリンクとより密接な関係をつくり出すことの3つの側面があり、これらは国益を高めるための選択を拡大する努力のため必要である。

►多国籍企業は人事・労務政策を再検討すべきだ——国家労働関係委員会の A. S. Veloso 委員長は在比日本企業の労働組合セミナーで。「多くの多国籍企業はその人事・産業関係政策を所在国の慣習、習慣および必要条件に適応させることに失敗した。この状況は国民的慣習と条件についての外国人マネージャーの側の情報不足の結果である。」

18日 ►カリンガ族婦人、NIA キャンプ襲撃——このほどカリンガ・アパヤオ州 Gobgob 町 Kumuyangan 村でダム建設のため水路調査中の国家灌漑局(NIA)調査隊をトップレスのカリンガ族婦人13人が襲撃、治安妨害で逮捕された。

►CCP・PCI 合同執行会議設置——比商業会議所(CCP)と比工業会議所(PCI)は、さらに各委員会の合同委員会開催にも合意した。

►砂糖の全在庫を輸出契約——比国立銀行(PNB)総裁は、今年になって一部は今年度産を含む245万トンの輸出を契約、追加オプションを含めると総契約量は最大360万トンとなると述べた。

19日 ►マサガナ99貸付滞納に告訴準備中——PNB。約6.6万件、滞納額2.44億ペソで貸出総額の14%に当る。

21日 ►キリスト教徒住民に脱出停止をアピール——南サンボアンガ州知事。来たるべき回教徒自治地域政府のかぎのつめから逃れようと過去数週間多数のキリスト教徒住民が土地・家財を捨てて処分し地域外に脱出している現状にかんがみアピールを発した。

22日 ►中北部ルソンの NPA 勢力拡大——ガタン准将が中部ルソンの州市町役職者との会議で次のように述べた。中部ルソン23町、北部ルソン19町で反徒活動再生の兆しがあり、新しいNPAグループは右翼およびクリスチャン・レフトのような宗教組織の分子との関係強化を求めている。武装正規勢力は約500、大衆基盤約2万。

23日 ►日・比経済協力合同委員会——第4回会議。25日比側は砂糖、木材製品の対日輸出の増加に助力を求め、外国投資を歓迎するとの共同コミュニケを発表。

24日 ►ASEAN 外相会議開催——ASEAN 特恵貿易取極めに関する協定に署名(マニラ)。

►第1回青年バランガイ全国大会開催——26日まで。28日大統領は青年バランガイの構成員の上限年齢を18歳から21歳に引き上げた(大統領令1102号)。

►農地の交換分合開始——農地改革省(DAR)。

►外国石油会社の国民化を否定——PNOCのベラスコ

会長は TV インタビューで間接的にこれを否定した。

**25日** ▶基地当局、基地文官の裁判権放棄要請——クラーク基地当局は公務中との証明書を発行し裁判権放棄を要請した。しかし28日法務省はこれを拒否した。

**26日** ▶MNLF の住民投票放棄要求を拒否——大統領声明。住民投票を実施せず、大統領令で13州回教徒自治区設立との要求を拒否した。住民投票は内政問題で主権行為であり、いかなる外部勢力も我国に干渉できない。

さらに自治政府は引き続き中央政府の権限と統治に従うと、その権限について次のように述べた。①地域自治は自治地域が地域行政評議会により補佐される地域議会を有することを意味するが、現行の州市町政体は存続し、地域政府がこれらの活動を調整する。②地域自治は連邦の州を意味せず、立法権をもたず、地方自治体法および地方税法に従い地方条例を公布できるだけである。天然資源開発権・国防権も中央政府が行使する。③政府はNNLF 部隊の承認に同意していない。その AFPへの統合も同じ。だが AFP 入隊資格ある者は受け入れられる。

### 3月

**1日** ▶MNLF は住民投票に全く反対——大統領は記者会見で次のように述べた。①MNLF の住民投票反対の立場のため和平会談は紛糾している。②カダフィ議長から、もしパラワン、南コタバト、南ダバオが地域自治政府に含まれなければ戦闘が再開されるかもしれないとの MNLF の主張を伝えた電報を受け取った。③MNLF は住民投票を信用していらず、参加しないかも知れない。④MNLF は住民投票をせず、単に大統領令の公布だけで自治地域を設立することを望んでいる。⑤3月17日の住民投票は実施する。これは1976年憲法修正で規定されている。⑥住民投票の結果がどうあろうと全土で自治地域設立を続行する。⑦住民投票地域の戒厳令効力は住民投票実施大統領令に署名した2月14日現在解除され、夜間外出禁止令も今日現在解除されている。

**2日** ▶MNLF は元々の自治国家設立要求に逆行——大統領は次のように声明した。別個の軍隊を有する自治国家設立は受け入れられない。私は MNLF がこれに固執するとは考えていない。

**3日** ▶和平会談、行き詰りのまま休会——会談は最終的和平協定への何らの実質的前進なしに休会に入った。大統領は、MNLF の立場はカダフィ議長と自分の個人的介入を要するもので、自分はカダフィ議長と話すつもりであり、もし役立つならイメルダ夫人を第2の任務で派遣しよう、と述べた。

▶MNLF の自治政府設立大統領令草案? ——MNLF が大統領承認のため提出したといわれる次のような内容

の大統領令草案のコピー(17ページ)が MNLF によりその幹部指導者間に流布されているといわれる。

①モロ民族イスラム自治政府(ABIG)は、政府自体のシール、旗、立法議会、行政評議会、司法部、地域防衛軍および教育制度を有する。②首都はサンボアンガ市とする。③アラビア語を公式の地域語とする。④自治領土は13州と域内の全市町村、領海、大陸棚からなる。⑤モロ民族政府の国民は、地域のすべての回教徒および非回教徒住民はもちろんフィリピン市民権を保持してきた他地域に居住するフィリピノ・ムスリムとする。これらの国民はモロ民族(Bangsa Moro)と呼称される。⑥立法議会は Majlis As-Shura と呼称され、その構成は臨時モロ民族イスラム自治政府により決定される。同政府は大統領令発効時に MNLF 中央委員会により形成される。⑦行政評議会は各1人の主席大臣と副主席大臣を長とする17人のメンバーから構成される。メンバーは MNLF 中央委員会の同意を得て Majlis As-Shura 全員の三分の2の得票で選出される。⑧地域防衛軍は中核をなすモロ民族軍(Bangsa Moro Army)=MNLF 戦闘部門からなり陸軍少将を長とする。モロ民族政府は AFP の総兵力の25%の固定代表を有するものとする。⑨司法部は shariya と呼称され、長官および副長官を長とする。shariya は11人のメンバーからなり、必要な下級裁判所を設置する権限を与えられる。⑩地域政府は次の中央政府部局に代表を有するものとする。国民議会、外務省、最高裁判所、控訴院、AFP の全部局、内閣、国家諮詢会議、国家安全保障会議その他。⑪自治地域に駐留するすべての AFP 人員は撤退し、総司令部に戻るものとする。⑫中央政府は戦闘の民間犠牲者に賠償しあつ地域の再建と復興を助けること。

9日付報道によれば、さらに①すべての天然資源は鉱産資源の外は地域に属するものとし、ABIG はかかる資源の純所得の60%を受ける資格を有する、②立法議会は首席大臣の承認を得て発効する地域税法および条例の立法化を通じ税、手数料等を課す権限を有する。

**4日** ▶MNLF、CHDF と交戦——サンボアンガ市郊外 Kabasalan の Managua 村で CHDF の武器奪取をはかり約7時間戦闘。7日軍当局はこれを確認、確認された初めての停戦違反事件であるといわれる。

▶停戦地域内の犯罪者取締り命令——AFP、INP に対し指令書513号で。テロ、略奪行為、主権を損う行為(徴税等)、新人募集・訓練等の停戦違反の報告にかんがみ出された。

▶政府は住民投票に関する従来の立場撤回——エスペルドン南部軍司令官。大統領は先に地方住民に、中部ミンダナオの合併を完全に支持するよう勧めてきたが、今

では2地域住民が自分の良心に従って投票するよう望んでいる。もしマラナオとマギンダナオがタウソグとサマールと合併したくないと本当に望めば、彼らは必ず住民投票の質問に“反対”と投票すべきである。

5日 ▶和平会談再度休会に——3日の休会後本日再開しかし両者が後程合意する日まで再度休会に入った。

▶停戦期間中の MNLF 投降者——エスパルドン南部軍司令官によれば少なくも2.6万人。

▶ビコール地域の対反徒作戦報告——第2 PC 管区の機動部隊「バナハウ」は過去10ヶ月間に、NPA 部隊と21回戦闘を交え、NPA の幹部39人を射殺、同57人を逮捕、火器37丁を押収した。また1976年5月以来ケソン・ビコール州境の NPA 動運の復活を静め、大衆募集・拡大活動を阻止する作戦を行った。

9日 ▶バルベロ次官、和平会談休会の原因——国家安全保障会議で報告。原因は、MNLF が①住民投票でなく、大統領令による自治地域設立を要求し、②実際には独立の地域政府を主張したためである。会談再開には最高レベルの個人的外交が必要である。

▶マニラで2月中5000人逮捕——第3警察管区（キアッポ、サンタクルス）で、3538人は露店商、スリ381人。

▶PNB、糖業援助2融資計画承認——①砂糖在庫融資用に5億ペソの180日物銀行手形発行、②中央銀行に対し製糖工場の満期債務繰延べ用に商業手形2.5億～3億ペソの発行および機械・設備購入債務を13年間延長するための砂糖債券発行承認を要請中。

10日 ▶イメリダ夫人、再度リビアへ出発——同行者は国防長官、首席検事、PC 長官、南部軍司令官他。

他方大統領はテレビ放送で次のように述べた。①南部停戦違反には武力政策を採用する。②政府はまだMNLF を破壊組織と考えている。③南部闘争でいつもはっきり物を言ってきたのはカダフィ議長であり、MNLF はその援助なくしてはこれほど遠くまで来れなかつてであろう。④南部の戦闘は分離主義者が外部勢力の助けを得ていて「輸出された戦争」である。⑤政府は提案されている自治地域のため組織される臨時政府に MNLF 代表者を認める用意がある。⑥今日まで反徒の1人も特赦を利用していない。

▶中部ルソン、水不足で停電——4日目で、平均1日2～4時間、一部では8時間に及んでいる。15日には4水力、1火力発電所の発電量は平常の17%、8.4万kWに低下し、21日大統領は節水キャンペーンを指示した。5月下旬雨期開始で5月中の水力発電所稼動率は37%、6月中旬65%に、同下旬にはほぼ平常に復した。

▶初代ユーゴ大使の信認状受理——常駐。

15日 ▶大統領発表、住民投票4月21日に延期——在リ

ピア使節団、選管等の勧告で。

▶停戦は継続——バルベロ・マンジョールサ両停戦委代表は会談し、戦闘再開の報道を否定、停戦はまだ継続していることで合意した。しかしマンジョールサ代表は、ミスワリの指示——MNLF メンバーの住民投票ボイコット——を確認した。

▶大統領、住民投票日程を再度変更——4月21日から同17日に（大統領令1106号）。17日からの丁度1ヶ月の延期はトリポリで達せられた合意に従うもの。

16日 ▶第1 PC 管区、情報作戦・民生活動強化——29州中次の10州で NPA 活動復活との報告に基づき。パンパンガ、タルラク、バタアン、サンバレス、ヌエバ・エシハ、オーロラ、イサベラ、ヌエバ・ビスカヤ、イフガオ、カリンガ・アパヤオ。

18日 ▶外銀11行にオフショア・バンキング・ユニット営業許可——中央銀行。国別内訳は、米国5、欧州5、カナダ1で、営業開始は4月1日以後。

同時に拡大外貨建預金制度にもとづき国内商業銀行7行と外銀支店2行に営業許可を与えた。

▶比ソ文化・科学関係促進協力協定に調印——V. ポポフ文化省次官とオプレ労働長官・比ソ友好協会会長の間で調印（マニラ）。

19日 ▶南サンボアンガ住民の離村増加——エスピノ参謀長は、多くは農民が土地家財を捨てて処分し、ルソン、ビサヤに帰る準備をしているとして、居住地に留まるよう要請した。

21日 ▶首席検事、比には「確信犯拘留者」はない——ロンドンでアムネスティ・インターナショナルのフィリピンの政治犯に関する報告（76年9月出版）を否定。

▶選管、選挙法実施を決定——12地域での地方議会員選挙に備え、1971年選挙法に従い有権者登録制度を修正した大統領令1099号を実施する。

22日 ▶和平への暫定解決案に合意——大統領。①カダフィ議長から闘争を終結させる正式提案を含む電報を受け、電話会談で内容を確認し、②反徒グループおよびイスラム会議との今後の交渉を条件に同提案を承認した。

▶日・比通商条約改訂交渉開始——日本側谷口代理大使、比側P.スアレス大使を団長とする代表団の間で（マニラ、～3/25）。

23日 ▶ASEAN 石油会議作業委開催——緊急原油分与計画のガイドラインの討議を開始した（マニラ）。

▶農民団体、クリスチャン・コミュニティを批判——FFF 全国政策委員会はカトリック司教會議宛書簡で、いわゆる小クリスチャン・コミュニティを一部の教会人、宗教・在家指導者たちが政府に対する反対、無視を生みだすため使っているとして。

▶外務省、米政府の公務証明発行に抗議——米政府が刑事事件で起訴された3米軍人に公務証明を発行したことは基地協定違反との、抗議の口上書を米大使館に手交。

▶比商銀、カリフォルニアの銀行35%買収——International Bank of California で3年前在米比人が米国人等と共同で設立、今回米国人、キューバ人の持分を買収、比人が多数株主になった。

(注) フィリピン人による米銀の多数株買収は、Roberto Benedict の Overseas Bank of California が第1号。

▶中銀、トラック輸入の規制を強化。

24日 ▶教育省、学生出版物に警告——第4地域局長は、一部の破壊的学 生ジャーナリストたちが、校内出版物を学校や政府を傷つける宣伝材料に使っていると警告。

25日 ▶カダフィ提案の和平フォーミュラ——大統領発表。3月18日付カダフィ提案の要点は次の3点。①共和国大統領はトリポリ協定に定義された13州に自治を宣言する大統領決定を公布する。②共和国大統領が発する決定により MNLF および自治地域住民から関係当事者が参加する臨時政府を形成する。③この臨時政府は自治地域内において、比国憲法第11条(3)に従い、同地域内の行政上の機構に関する住民投票を実施する。

3月19日大統領はカダフィ宛電報で上記提案を正式に承認した。さらに3月22日リビア政府は、カダフィ議長とマルコス大統領間のそれぞれ3月18日、同19日付電報の交換は「2国の元首間の協定」を構成し、かつ南部フィリピンにおける自治へのいかなるスラップもトリポリ協定および上記協定に従うものとするとの口上書を駐リビア大使館に手交した。

▶大統領、南部13州自治供与・臨時政府設立宣言に署名——宣言1628号。トリポリ協定とマルコス大統領・カダフィ議長間の合意に従い臨時政府を設立する。臨時政府はコミッショナ・タイプの機関として、MNLF と13州のその他のグループの代表から構成され、その機能・権限・責任は次のようにある。①地域における住民投票を準備する。②地域における地域議会の選挙を準備する。③地域の地方政府組織の活動を規制している現行法および政策に従い地域を統治する。④大統領が指令するその他の権限を行使する。

▶BOI 奨励承認に新ガイドライン作成——工業長官はこのほど、これは大統領令485号実施にあたり使用してきたもので以下を含むと述べた。①雇用創出能力、②国産原材料の使用程度、③輸出志向か国内市場志向か。

▶対日輸出総力計画開始——大統領令1075号による。

29日 ▶大統領、住民投票について——ラジオ・TV 演説で。①13州住民は自分が設立を宣言した臨時政府に代えて設立される地域自治政府の性質と形態を決定する権

利を4月17日の住民投票で与えられる。②臨時政府の組織と代表に関する MNLF の勧告を待っている段階である。③住民投票結果に従い正規の地域政府の官職者選出のための選挙が実施され、この選挙に MNLF は回教徒のいない地域でも自身の候補者を立てるであろう。④住民投票の質問事項は自治の各種側面を含めるため拡大されよう。実際それは投票者に、政府か MNLF かいずれの側につくことを選ぶかの選択を提供しよう。投票者はまた政府の自治概念にまたは MNLF の本当の独立国家要求に賛成するかどうか指示できよう。⑤13州から AFP は撤退しない。⑥戒厳令の解除はミンダナオ問題の解決以外のその他の要因に依存している。

▶Genbank、新株主グループが引継ぎ——中銀は、支払不能のため営業停止に追い込まれた General Banking Co. の Luciano Tan・Willy Co. グループによる引継ぎを承認した。現在の多数株主は Yujuico グループ(65%)である。

(注) 新株主グループは払込資本を1億ペソとし、社名を Allied Banking Corp. に変更して6月2日開業した。

31日 ▶政府発表、臨時政府準備特別委員会設置——関係13州知事および第9地域地方長官 S. Datumanong の計14人で構成、うち6委員は回教徒。

同時に要旨以下のような比外務省の駐マニラ・リビア大使館宛3月30日付口上書の内容を発表した。①リビア外務省の3月22日付口上書に従いフィリピン政府は臨時政府組織のための措置を現在取りつつある。フィリピン政府は準備特別委員会を設置した。本委員会は臨時政府を組織するための最も良い方法についてマルコス大統領に間もなく提出する勧告を作成している。②比政府が取るすべてのステップはトリポリ協定、マルコス・カダフィ合意、リビア外務省3月22日付口上書、比外務省3月26日付電報に基づく。③3月29日付比外務省口上書が述べているように、比外務省はカダフィ・マルコス合意のうち3月18日付カダフィ電報の第2節((2)……MNLF および自治地域住民からの関係当事者が参加する共和国大統領により発せられる決定により形成される臨時政府)を想起し、同電報が MNLF の「議長およびメンバー」に言及していないことに注意を換起したい。

さらに3月26日付比外務省電報で比政府はマルコス・カダフィ合意を実施するにあたり次のようなスラップを取ったことを通告した。大統領は、①3月25日南部フィリピン13州に自治を宣言、②同日 MNLF および13州住民からの関係当事者が参加する臨時政府の設立を宣言、③3月26日カダフィ議長に対し、臨時政府に含まれるであろう MNLF メンバーを選出する場合のガイダンスを要請する電報を送った、④13州内の行政機構に關し地域

住民の希望確認のため4月17日住民投票を実施するよう命令した。

♦対比第5次円借款協定に調印——今回はプロジェクト借款分のみで183億円。対象プロジェクトは次の4件である。①スピック国営造船所。4000万ドル相当、30万トン級の主にタンカー修理用ドック。②カガヤン農業開発プロジェクト。2200万ドル、130万ヘクタールを灌溉。③マガリヤネス＝サウス・スーパー・ハイウェイ立体交差プロジェクト。110万ドル(追加コスト分)。④Abuloy川水力発電プロジェクトのエンジニアリング・サービス用。260万ドル、約60万kW(カリンガ・アパヤオ州)。

#### 4月

1日 ♦大統領、住民投票質問事項承認——臨時政府特別委員会勧告に従い承認(参考資料参照)。

♦サリバン米大使、比の外資政策批判。

♦米大使、外国会社の内資利用制限案に警告——中銀主催セミナーで、制限を実施すればフィリピンの対外借入は困難になろう、と述べた。

2日 ♦臨時・正規自治政府を自治省の直接監督下に——他方大統領は4月17日にプレビサイトと併せ10項目の質問票によるレファレンダムを実施する旨の大統領令1111号に署名し、質問票から算出される有権者のコンセンサスはプレビサイト結果と同一の拘束力と効力を有すると言明した。

♦コルプス元中尉ら25人の公判開始——軍裁第6号法廷で、コルプス、サングーヨーは出廷を全審理を通じ放棄した。この反共法違反事件では56人が起訴されているが、8人は戦闘で死亡、1人は米国に亡命、13人は所在不明、1人は活動中行方不明、3人は中国に亡命中。

3日 ♦MNLFに臨時政府準備委参加を招請——大統領は先週MNLF指導者15人にその旨招請した、ミスワリ中央委議長は準備委員会の委員長になるよう招請された、と発表した。

♦対アルジェリア砂糖輸出契約——4ヵ年にわたり毎年8~2万トン。

4日 ♦EEC・ASEAN諸国会議開催——ASEANからは閣僚・民間経済人約120人が出席、両者間の産業協力と投資刺激を目的とする将来の協力についての展望を討議(~6日)。

5日 ♦大統領、16人の復職命令——財務省職員で1975年9月のページで解雇された者。更に4月上旬農業省でも89人が復職。

6日 ♦教会・軍連絡委員会の改組・強化で合意——委員を16人に増加し、両者関係にかかる問題を解決しつつ相互理解とより良い協力のため現行計画を向上させる

勧告を行うとの役割を追加した。

7日 ♦レガスピに中国人の第3組織成立——既存のLegaspi Filipino-Chinese Chamber(72人)およびTabaco Filipino Chinese Chamber of Commerce(50人)に加え、Albay Filipino-Chinese Chamber of Commerce(118人)がこのほど結成された。

8日 ♦世銀、農村信用計画に借款供与発表——3650万ドル、年利8.5%、返済期間15年。中央銀行の農村信用計画拡大のため、この種の借款としては対比第4次。

9日 ♦クラーク基地の将来の価値に疑問——本日公表された米上院外交関係小委報告。「米国が東南ア大陸部において大規模な軍事作戦能力を維持するつもりがなければ、クラーク空軍基地の価値は疑問である。情報通分析家はグアム基地はクラークの機能の多くを遂行できると考えている。しかしスピック海軍基地は第7艦隊の修理の60%を実施しており、同じ分析家は、もし同艦隊の展開に大幅な変更が企図されないなら、隣接のキューピ海軍航空基地と併せて、同艦隊にとってまだ有用であると考えている。」

11日 ♦ミスワリ、回教徒自治臨時政府設立に合意——9日から開催中のイスラム諸国会議の席上、マルコス・カダフィ合意の上記政府設立に合意した(ジェッダ発、Saudi Press Agency)。

♦南サンボアンガでNPA42人投降——Dumingag町の山中のキャンプから逃亡してきたといわれる。

12日 ♦住民投票の争点は一つ——大統領はサンボアンガ市の南部軍本部での討論集会で次のように述べた。  
①ミスワリは臨時政府参加に合意した。彼は委員の変更を提案するかも知れない。②住民が結局は地域政府の構成を決定することになろう。手近の質問は、「あなたはMNLFがあなたを統治することを望むか?」である。

13日 ♦豪州外相来比——14日大統領と会談、15日ロムロ外相との間で文化協定に調印した(~16日)。

15日 ♦第2号スクォッター移住プロジェクト完成——ダスマリニャスの234ヘクタール。約1780家族(約1.1万人)の移転開始。現在メトロ・マニラのスクウォッターの一部3160家族は13カ所の臨時移転センターに収容中。国家住宅庁によればメトロ・マニラのスラムは415カ所、計16万家族。

♦内国歳入法45条改正——大統領令1117号。年収1800ペソ未満の者は所得税申告不要などの改正を含む。

16日 ♦ミスワリの指示なればMNLFは投票に参加せず——マンジョールサ MNLF停戦委代表。

♦小規模甘蔗プランター援助——政府3銀行(PNB, DBP, LB)は飼料用作物への転換にヘクタール当たり1200ペソ貸付を決定した。これによりレイオフの恐れある約

7万の糖業労働者の一部を吸収できるとされ、また道路省・公共事業省プロジェクトで7万のうち12%吸収を見込んでいる。

►世銀、借款供与を原則承認——6州の上下水道施設改良（1880万ドル）およびメトロ・マニラ下水施設の調査用。

17日 ►ミンダナオ13州のプレビサイト・レファレンダム実施——軍当局によれば、MNLFは投票を妨害しないとの約束を守った（参考資料参照）。

►ミスワリ、住民投票は違法と非難——次のような内容のプレス・ステートメントを発表した（ジェッダ発）。①南部の臨時政府はまだ発表されていない。本日比政府により実施予定の住民投票は違法である。②回教徒世界連合のシェイク・モハマッドと Al-Harkan 事務局長は回教諸国および同組織の注意をこの状況に向けることおよびフィリピンで闘っている回教徒に対する同連合の支持を約束した。

►MNLFは投票をボイコット——マンジョールサ MNLF 停戦委代表は次のように述べた。①投票参加を指令するミスワリ議長からの公式指令が未定なので MNLF はボイコットした。②我々は我々の立場を維持する。今回の住民投票はトリポリ協定の一部ではない。

►サウジと新原油供給契約調印発表——大統領。政府間契約で、1976年1月の契約の継続だが取引量は1日2万バレルで2倍となった。他方中国との類似契約も4月11日更新された（年間100万トン）。

19日 ►臨時政府は MNLF 不参加でも結成——ロニヨ自治長官は特別準備委との会談後、MNLFから同委の15ポストを受諾するとの公式通告は受理していないが、同委は住民投票の成功にかんがみ臨時政府の組織を開始した、と述べた。

►中部ルソンの反撃作戦強化——このため Metropolitan District Command を新設、クリティカルな地域、パンパンガ、タルラク、サンバレス、バタアンの反撃作戦に集中使用する。

20日 ►リビア代表団来比——団長 Ali Trekki 外相ら17人。ミンダナ和平問題の最終的解決のためギャップをうめるため。同じ便で MNLF 代表4人も来比、Abdullah Amin 団長は次のように述べた。「我々は住民投票がカダフィ・マルコス協定の精神と文言に矛盾しているので拒絶した。MNLF は同協定を承認したが、それはフィリピン政府の解釈ではない。協定は簡単な文言で表現されている。」

►国防長官、3地域で CPP/NPA 活動復活——中部ルソン、北部ルソン、ビサヤの一部で。しかし軍は共産主義者の脅威の完全な復活の防止に必要な対抗措置を取

っている。】

21日 ►石油製品・交通料金値上げ——I. 石油製品（メトロ・マニラ、リットル当たりペソ）。1. 小売価格：プレミアム・ガソリン1.81（旧価格1.15）、レギュラー・ガソリン1.16（1.40）、灯油1.12（1.07）、自動車用ディーゼル油1.21（1.13）、LPG はキロ当0.107ペソ値上げ。2. 卸売価格：燃料油0.7905（0.7565）、航空用ターボ燃料1.49（1.195）、シンナー・溶剤1.80（1.0505）、アスファルト0.975（0.930）。値上げは平均10セントボで、うち石油会社のシェアは4セントボ、非石油エネルギー探査・開発およびエネルギー節約のための特別基金に1セントボ、公共事業用追加特別税に5セントボ割当。

II. 交通料金（メトロ・マニラ、セントボ）。ルソンは23日発効、その他地域は24日。バスおよびジープニー：5kmまで30、以後1km増す毎に6.5（旧率はそれぞれ25と5）。タクシー：350mまで50、以後350m毎に25（300mまで40、以後300m毎に20）。ファーストクラス・バス：5kmまで30、以後1km毎に7.5。デラックス・バス5kmまで30、以後1km毎に8.5。

23日関係省庁委員会は30%の学生割引の実施を決定した。さらに28日運輸委員会はタクシー料金の12%追加値上げを承認、上げ幅は計19%となった。新料金は250mまで40セントボ、以後250m毎に20セントボとなった。

漁民用にはクーポン制で3トン以下の漁船に対し月間最大500tまでレギュラー・ガソリンをリットル当たり20セントボ割引くことが決定された（指令書534号）。

►タイヤ輸入関税引下げ——行政命令484号。自動車・トラック用タイヤの従価税率を50%から30%に引下げる。5月21日発効。現在のタイヤ不足と高価格のため。

►5月1日から生活手当一律60ペソ増額——大統領発表（大統領令1123号）。民間の月給600ペソ以下の従業員にのみ適用され、現在は資本金100万ペソ以上の会社は月50ペソ、同100万未満10万ペソ超の会社は30ペソ、10万以下の会社は15ペソの生活手当支給を義務付けられている（大統領令525号）。

公務員については3月31日現在手取り給与600ペソ以下の者に10%の一率引上げを実施する。

（注）フィリピン労働組合会議（TUCP）のオカ会長は、生活手当の支給資格を現行月給600ペソから1000ペソに引き上げよう要求、これにより受益する民間労働者は現行の推定60%から90%になろうと述べた。

22日 ►国軍将官71人に——大統領は347人の昇任を承認。うち27人は准将で、将官は大将1（エスピノ参謀長）、中将1（イレト副参謀長兼イラン大使）、少将7、准将62。

►国防長官、92人の軍裁裁判を承認——反乱罪で、CPP/NPA活動、特にカラガタン／アンドレア号事件に

関して。ホセ・マ・シソン CPP 議長、B. ブスカイノ元 NPA 司令官ら92人。

►米西海岸に政府系銀行営業開始——Philippine Bank of California (サンフランシスコ)。PNB 他政府系4金融機関が所有。会長エンリレ国防長官 (PNB 会長兼務)、社長ドミンゴ PNB 社長。

25日 大統領、2度目の日本公式訪問——26日福田首相と会談。27日経団連主催の昼食会で要旨次のように演説した。「日本の経済帝国主義の痕跡は日本の貿易パートナーとのより対等なパートナーシップの政策に従うべきである。ただちには正るべき日比経済関係の摩擦の中には日本人ビジネスマンのダミー利用、日本製品ダンピング、密輸などの不正行為があるが、こうしたビジネス倫理と慣行の問題を越るより深い論点は貿易不均衡の調整である。両国は貿易を安定かつ均衡させ、対比投資は比国との経済開発目標にタイアップすべきだ。またフィリピンにより十分な技術を移転する必要がある」。

28日共同声明を発表、ミンダナオ和平交渉行き詰り打開のため30日の予定を繰上げて帰国した。

26日 教育省、青年民生活動計画を全学校で義務化——1977/78年教育年度に発効。大学生の場合年間120時間、条件により60時間に削減。

29日 シン大司教、教会と国家の批判的協力は必要——教会は国民により良い生活を保障、福祉のために働くこと等国家と同一の目的を公言している。もしこの目標に忠実ならば、互に敵対的姿勢を取るべきでない。もし両者が敵対すれば、その影響は2つの機構だけでなく国民にとっても悲惨なものになろう。

## 5月

1日 マニラ和平交渉決裂——ロムロ外務長官は次のように発表した。MNLFは比国憲法に違反し非 MNLF の南部住民の見解を無視し、先の MNLF・比政府間およびカダフィ・マルコス間の了解を無視する受け入れ難い要求を持ち出した。このため交渉は、最終解決に達しないまま、4カ国委員会のイニシャチブで休会しなければならなかった。

政府と MNLF の両代表団は、トリポリ協定について逐一交渉を進めたが、自治地域の規模および MNLF の支配と影響力の程度に関し行き詰り、イスラム会議代表は帰国を決定した。しかし政府側代表エンリレ国防長官は訪日中の大統領と連絡、大統領はカダフィ議長と接触し、同議長はマルコス大統領の帰国までイスラム会議代表団にマニラ滞在を指示することに合意した。帰国前日大統領は国防長官に「妥協案」の提示を認めた。しかし MNLF 側はこれを拒否し対案を提示したが、大統領は帰

国後2回安全保障会議を招集し、結局 MNLF 提案の拒否を決定、交渉は決裂した (Far Eastern Economic Review, May 13, 1977)。

政府側の「妥協案」は次の通り。①13州に公選議員26、任命議員5からなる単一の立法議会を設立する。②(現行の第9、第12地域に合わせて)各10人からなる2つの行政評議会を設け、その議長は立法議会が選出し、各議長が行政評議会の議員を選任する。③臨時政府は大統領により組織され、7人の回教徒および4人の非回教徒からなる11人のメンバーで構成される。回教徒7人のうち4人は MNLF メンバーとする。

他方これに対する MNLF 案は次の通り。①MNLF は臨時政府11人のうち7人を占め、かつ他の4人も選任する(回教徒2、非回教徒2の割合)。②強力な回教徒および MNLF の代表を有する最終的な地域政府が設立されるまで6年間の「移行期間」の間、MNLF が政権を掌握する。③MNLF はその指揮下に地域防衛軍1.5万のを設立する(これに対しては政府側は2~2.5千の MNFL 部隊なら政府軍に吸収できると応じていた)。

►4カ国外相委声明——和平交渉決裂後次のような声明を出した。「4カ国外相委員会とイスラム会議事務局長は、10日間の交渉の間フィリピン政府が最終解決に達するために何の闇心も示さず、しかもその目標は南部の回教徒に対する全面的な軍事行動を準備するため時間をかせぐことであり、既成事実を課しかつ回教徒から彼ら自身の正統な故国を奪い続けていることを深い失望のうちに留意した。……イスラム諸国はフィリピン政府が南部回教徒を根絶するのを止めさせるためあらゆる必要な措置を取るべきである。国連および人権委員会委員長に、人権の目にある侵害および国際平和と安全の脅威をなすフィリピン南部で実行されている虐殺行動を停止させるため介入するよう要請する。……」

ガエ・イスラム会議事務局長は記者会見で、和平交渉で政治的策略を用いたと比政府の不誠実を間接的に非難し、比政府はその帰結を受け入れるべきだ、と述べた。

►大統領、労働関係諸令の署名発表——労働日式典で。大統領令、①民間の出産休暇を社会保障制度(SSS)の対象とする、②港湾労働委員会(Port Labor Board)設立。指令書、①従業員補償委員会を政府公社に格上げする、②海外労働者のための福祉基金設置、③海員訓練制度設置、④職業保健安全研究所の設立、⑤土地銀行に対するフィリピン労働組合会議(TULP)への組合本部用土地寄付指示。

2日 工業長官北京訪問——親善訪問。

3日 大統領、停戦は継続する——第3回立法諮詢會議で演説、トリポリ協定、マルコス・カダフィ協定の無

視を選んだ MNLF の挑発にもかかわらず、政府の第 1 の政策は停戦を維持すること、さらに復興・開発政策を強化することである、と述べた。

また 5 月 8 日マンジョールサ停戦委代表は、バルベロ国防次官との会談で、停戦維持を支持し、ミスワリ議長に停戦協定維持を勧告するつもりである、と述べた。

▶米、基地交渉再開の希望を再確認——Holbrook 米国務次官補は、今年の適当な時期に再開、非公式に比側と連絡していると発表。

4 日 ▶大統領、臨時政府に開発資金支出を命令——必須の公共建物・社会サービスに3500万ペソ、うちバラングガイ道路建設に2000万ペソ等。6 日自治長官は南部で中央政府復興・開発計画を開始したと発表、大統領は校舎、灌漑施設の建設用に各1000万ペソ、バランガイ道路維持用に2000万ペソ、計4000万ペソを支出したと発表。

▶町巡回裁の判事給与引上げ——大統領令1130号。①1~3級州の州都判事の年俸は2万ペソに。その他のすべての町の判事は同1.8万ペソに。

5 日 ▶政府、南部融和政策を維持する——国防長官。

▶DAR 次官、農地改革無保留に賛成——Jose C. Medina, Jr. は、これは不在地主をなくすために必要、また私の土地所有の廃止にも賛成する、と述べた。

6 日 ▶中銀、更に5行のオーバーシー・バンキング承認——東京銀行他。これでオーバーシー・バンキング・ユニット(OBU)は計16行、国別では米国8、カナダ1、英2、ヨーロッパ大陸3、日本1、アジア1となった。

▶イエーメンと国交樹立共同コミュニケーションに調印。

8 日 ▶外相一行、リビア訪問に出発——16日からのトリポリでの第8回イスラム外相会議に対する工作のため。途中各国のフィリピン支持要請のため、8日インドネシアのスハルト大統領およびマリク外相と、9日マレーシアのフセイン・オン首相、10日スリランカのバンダラナイケ首相、12日サウジアラビアのカリド国王およびサウド外相とそれぞれ会談した。さらに8日大統領は電報でクウェート政府に対しイスラム会議での回教徒問題の調停を要請した。5月27日帰国。

10日 ▶PC長官、部隊内の不適格者の排除継続命令——1977年初~4月30日に各種違反で告発された者はPC(警察軍)で440人、全国統合警察(INP)で1043であった。

▶韓国・タイ製白色セメントにダンピング税。

11日 ▶関税局長・次長更迭——財務次官Alfredo Pio de Roda の局長代理兼務を解き、局長に Ramon Farolan 空軍大佐を、次長に Pedro Mendoza に代え Cesar Dario マニラ港関税徴収官を任命。

12日 ▶大統領、米価値上げはしない——代りに農民、精米業者等に対し値上げ税金分相当の燃料助成を実施す

る。昨年我国は380万トン生産し米作で自給を達成した。今年目標は4.7%増の400万トンである。精米業者は歩止りを全国平均62%から65%に改善すべきである。

13日 ▶大統領、拘留者虐待容疑者の軍裁送付命令——集会・デモ等集団行動禁止令の違反容疑で4月26日逮捕された Trinidad Gerilla (トンドのバランガイ役員、スマム住民強制移転反対運動の指導者) を虐待した容疑で監察官4人の軍裁送付を、同時に被疑者の釈放を指示。

▶大統領、新設教育次官任命——非正式教育担当に Felicita G. Bernardino を任命。また、①州・市教育長の給与10.4%引上げ、②公立学校教員給与の10%引上げ(今年のこれまでの5%, 10%引上げで計25%)に承認。

▶中銀、対外借入規制緩和——回状596号。

14日 ▶臨時政府の権限拡大——指令書539号。

▶不振農村銀行への援助命令——大統領は中銀に農村銀行78行に、特にマサガナ99貸付の対中銀返済の3ヵ年締延べを命令。

16日 ▶ミスワリ、回教諸国に支持アピール——トリポリで、南部フィリピンが「完全独立」を獲得するまで MNLF を物質的・政治的に支援するよう要請。

17日 ▶カダフィ、比南部の戦闘再開を恐れる——イスラム外相会議で演説、「我々は平和的努力で解決できないと感じており、戦闘が再開されるかもしれない。問題は今や MNLF と比政府の手中にあり、両者はそれを自由に解決できる」と述べた。

▶農地改革の遅延理由——DAR 長官は、①土地局の分筆図作成の遅れが農地移転事業の早期完了を妨げている、②農地改革対象面積150万ヘクタールのうち土地移転証書(CLT)でカバーされている面積は約半分、残り半分は7ヘクタール以下地主所有地である、と述べた。

▶第1回 ASEAN 青年会議開催——議長に大統領の長女 Imee Marcos を選出。

19日 ▶ミスワリ、比政府非難——トリポリでの記者会見で、「南部の状況は別の戦争に向かって危険にも漂流している。マルコスは回教徒居住諸州の自治を規定したトリポリ協定に違反した。我々にとって同協定は最終であるが、マルコスはそれを住民投票に付した」と非難。

他方インドネシアのマリク外相はイスラム外相会議での演説で、イスラム諸国に比回教徒問題の平和解決を求めるにあたり、平静と信頼の心構えを保つよう要請し、問題が比国の主権の枠内でトリポリ協定とマルコス・カダフィ協定に基づき解決されることを望む、と述べた。

またマレーシア代表も類似の立場を表明した。

▶世銀、対比1500万ドル借款承認——年利8.2%，返済期間20年(猶予期間4.5年)。小農による未利用入植適

地の最適利用を援助する。

20日 ▶挑発にもかかわらず、和平解決の努力継続——大統領は、5月16日トリポリのイスラム会議開会にあたりガエ同事務局長が、交渉決裂の原因は比政府にあると先の4カ国外相委員会の声明に含まれる非難を繰返したのに反論、次のように述べた。①非難は完全に誤っているが、我々の政策は挑発に乗らないことであり、我々はこの問題を軍事的に解決できないと考えている。平和解決の努力と開発を追求し、交渉を継続する。②マルコス・カダフィ協定は今後も実施される。③地域内の選挙に関する協定は実施を前提に研究する。立法諮問議会規定の地域議会員の選挙がまず行なわれよう。

▶大統領、最高裁判事4人任命を発表——5月11日発効、陪席判事は計14人に(欠員1)。現司法長官 Vicente Abad Santos、軍法務部長 Guillermo Santos、控訴院判事 Ramon Fernandez、ラ・ウニオン州知事 Juvenal Guerrro。

▶マニラ電力、5発電所の対政府売却申し入れ——同社の推定資産は35億ペソだが、政府の10億ペソの買収申し入れを拒否、同社は現在16億ペソを提示し交渉中。

(注) 売却は75年8月の両者間のメモ・アグリーメントによる。5発電所の発電容量は30万kW。

21日 ▶MNLF、完全独立の主張取下げ——トレキ・イスラム会議議長・リビア外相は、本会議にオブザーバー参加を認められた MNLF に完全独立の主張を取下げるよう説得した、と述べた。ミスワリ議長はインタビューで、「自分は我々の友人たちからの圧力で独立要求を取り下げた。和平の機会を損わないよう自分は国家統一の枠内で南部フィリピンの自治獲得の努力を惜まない。最後の手段としてのみ独立を選択する」と述べた。

▶大統領、第10次 IPP、第8次 EPP、第3次 PUPP 承認。

23日 ▶イスラム外相会議、和平努力の継続要請——同会議は閉会にあたり次のような回教徒問題に関する最終11点決議を採択した。①比政府のトリポリ協定に基づく国際的責任と義務を回避する否定的態度を遺憾とし、南部フィリピンの回教徒の状態とその生存への脅威の重大性を認めた。②トリポリ協定後の交渉決裂の責任は比政府にある。イスラム諸国に回教徒のあらゆる要求を達成するためあらゆる方法で MNLF を支援するよう要求する。③MNLF はフィリピン回教徒の合法的代表であり、イスラム会議事務局長に回教徒に対し緊急援助を与えるためイスラム諸国と協議する任務を委任する。④しかし平和的解決を求める努力の継続を要求し、4カ国外相委員会に比政府と MNLF 間の調停の試みを続行するよう指示した。

▶大統領、1977/81年観光優先計画承認。

▶軍裁2号、アキノの公訴棄却請求を却下。

27日 ▶マサガナ99第6期開始——6~10月植付期を対象とし、面積85万ヘクタール、貸付予定額11.4億ペソ、収量6800万カバン(粳米)を目標とする。今回ヘクタール当たり貸付額は1200から1350ペソに、勧告肥料投与量も従来の2~3袋から5~6袋に引き上げられた。

▶大統領、地方公務員の給与引上承認——5月5日発効。

28日 ▶李シンガポール首相来比——日本訪問の途上立寄り、大統領と ASEAN の対日・豪・ニュージーランド基本政策について話し合い、29日離比。

29日 ▶間もなくアフリカ・中東で外交攻勢開始——大統領発表。

30日 ▶肥料会社株を農民に配分——大統領。政府持株900万ペソ相当を69.1万農民に配分し、公益事業およびサービス関係の大企業株を一般大衆に譲渡すると政府政策を再度強調した。同時に次の大統領令2本に署名した。①全国に農村開発のための農業ノウハウ訓練センターを設立。資金は2300万ペソの世銀ローンを使用。②肥料業廈を廃止し、肥料・農薬庁を設立する(第1144号)。

31日 ▶国家住宅抵当融資会社設立。

## 6月

1日 ▶PC、カリンガ族45人の拘留理由説明——カリンガ・アパヤオ州のチコ川ダム建設を暴力で妨害しようとしたため逮捕した155人の容疑者の一部だが、再度妨害行為をしないとの誓約書の署名を拒否しているため拘留を継続。2日ラモス PC長官は釈放を命令。他方4日付発表によれば大部分2月15日同一容疑で逮捕された92人が釈放された。

2日 ▶比中貿易拡大協定調印——北京での第1回比中合同貿易委員会会議(5/31~6/2)の終了時に調印、今年の貿易目標を設定した覚書を交換した。

(注) 上記目標額の内訳は次の通り。対中輸出。①銅精鉱4~6万トン、②ヤシ油1.5~3万トン、③砂糖7.5~15万トン、④木材2~4万m<sup>3</sup>、⑤ある量の化学品・同製品、鉱物・同製品、建材等の輸出の用意ありと表明。対比輸出。①原油90万トン、②機械・設備(小型水力タービン発電機等)、化学品(パラフィン、ワックス等)、鉱物(亜鉛インゴット等)、罐詰食品。

▶株式会社関係の税制改革提案——このほど財務省がNEDAに提出した。①純資産に対する純所得が10%を超える会社に追加の5%法人開発税を課す。②純益にかかわりなく閉鎖会社(同族会社)に追加の5%法人開発税を課す。③外国会社の海外利益送金に対する所得税を20から15%に引き下げる。④非居住の映画フィルム所有

者・配給業者に対する所得税を15から25%に引上げる。  
⑤相互生命保険会社に10%課税する。

3日 ▶大統領、軍拘留者事件の軍裁から民間裁への移管指示——外国人記者クラブ創設3週年記念日演説で。①民間裁移管は4013人で、うち100人は反乱・治安妨害で他は一般犯罪で拘留。②軍拘留者事件を扱う軍裁を漸次廃止する大統領令を数日内に公布する予定。③国防省に対し拘留者の待遇、行政、被疑者の逮捕・取調べ・審理・起訴に関する政策・手続・制度の統合・改訂を指示する指令書を発した。④6月3日午後3時現在軍裁に正式起訴されていない拘留者の釈放を命令。⑤予審を受けていない拘留者のすべての事件を民間裁に移管するよう命令。⑥軍裁の事件滞貨のためただちに裁判を受けられない拘留者の事件を民間裁に移管する。⑦現在軍拘留下にある者は合計4764人、うち一般犯罪容疑者は3913人、元公務員で汚職容疑者は12人、軍人192人、警察官49人、反乱・反逆罪・破壊活動関連容疑者は598人で、政治的信条を理由に拘留されている者は1人もいない。

その他政治・外交問題につき次のように述べた。①(後継者問題) 8人委員会が自分が無能力になった場合引継ぐため任命された。しかし同委員会は国民議会の選挙および招集後まで自分が発した大統領令およびその他の法律を変えることはできない。②(対米交渉) 在比米軍基地に関する非公式協議はいつでも開始できる。主権の問題はフィリピンに有利にすでに解決されたが、主権の属性と明示だけが未解決である。解決されねばならない問題の一つは、基地が占拠しているフィリピン領土6万ヘクタールのリースとレンタルである。外部攻撃撃退の際の米国の援助の程度、フィリピン政府の自主の立場に照らしての軍事援助の不足および非常に近い将来米国が地域において果たそうと意図する役割に関する米国の不明確な立場のため、基地使用の別の補償方法が必要である。③(大陸棚) フィリピンはパラワンの大陸棚に対する領有・管轄権を主張してきた。1967/68年に発せられた行政命令に基づきフィリピンの主張はパラワン大陸棚を超えて拡大されよう。マレーシアとの国境線引はこれから解決されるところである。④(対中輸出) 中国は比国糖の輸入を申し入れてきたが、量は米国企業との契約の供給後に入手できる量で決定されよう。⑤(原油供給) フィリピンは原油供給を停止されない旨の保障を得た。必要なだけの原油入手できるよう保証するためあらゆる措置が取られた。南部の和平交渉再開はまだ不確定である。問題解決のためヌル・ミスワリを含むMNLFの指導者たちといつ、どこでも会う用意がある。

▶大統領、増税法に署名——公共土木事業資金調達のため。同時に1939年以来のすべての歳入法および関係大

統領令を統合した「1977年内国歳入法」(大統領令1158号)にも署名した。

税制改正は次の通り。①商業手形の振出しに際し、振出人を納税義務者とする利子総額の35%の取引税を課す(大統領令1154号)。蒸溜酒およびワインの消費税を10%, 発酵酒のそれを25%引上げる(大統領令1155号)。③年間350ペソを超える銀行預金利子に15%の源泉税を課す。ただし非居住外国人および外国会社の利子収入は除く(大統領令1156号)。④ハイアライおよび競馬の賃金課税を5%から10%に引上げ、宝くじ賃金の政府取り分を1.5%から5%に引上げる(大統領令1157号)。

▶農業投資奨励法を公布——大統領令1159号。

4日 ▶米大使館に、民事事件被告米軍人の出国停止要求——被告は、76年3月25人の比人基地PX壳子の身体検査事件で起訴中の米海軍中佐で、本国からの任地変更命令で29日帰米した。

5日 ▶3年内にとうもろこし輸入解消——農相。飼料増産計画で今年12.3万ヘクタールに飼料作物を作付予定で、今年のマサガナ・マイサンの貸付はヘクタール当り900ペソ、総額1.11億ペソ、ヘクタール当り収量は30カバンから60カバンに倍増が目標である。

6日 ▶10歳以上市民に植樹令——大統領令1153号。5年間に毎月1本の植樹を義務付けた。

▶自然環境保護・公害規制大統領令8本公布——フィリピン環境法(大統領令1152号、6/10署名)、他。

7日 大統領はすべての公共交通機関および政府所有車に3ヵ月以内に公害防止装置を取り付けるよう命令。

7日 ▶農地改革実施状況——5月末現在、DAR発表。①農地移転事業を完了した地主3万2216人。面積62万5560ヘクタール。受益小作33万3698人。②土地銀行の支払を受けた地主1719人。農民3万6913人(返済中の)。地価について地主・小作間の合意が達成されていないため、まだ多くの地主が農民から直接支払を受けている。面積6万9415ヘクタール、金額4億9220万ペソ。③支払請求を提出した地主3217人(9.999%)。小作数7万2626人。④農地移転証書を受理した農民22万414人。⑤農地分筆図作成を完了した移転農地農民33万523人。⑥DARが解放譲渡証書を配分した農民747人、面積835.7ヘクタール。⑦質貸契約書登録件数17万5368件。

8日 ▶アキノ裁判再開——①アキノ被告は、自分が裁判に参加するか否か決定するのを助力する12人の民間人弁護団と協議する許可を要請、軍裁はこれを承認。同被告はこれまで裁判参加拒否を表明している。②他に共犯被告としてコルプスとブスカイノが出廷したが、弁護のためいかなる証拠も提出する意思はないと発言した。

11日 ▶自治体首長にINP部隊の監督・運営権付与——

特別の戦闘地域において。この場合、大統領が直接の大権を掌握する。指令書337号(75.11.17)を確認・強化。

►中央・地方政府に低所得者用住宅用地の収用権を与える——また大統領はスクオッターの現住地から新開地への移転は最少限にとどめ、必要が生じた時にのみ行い、スラムの改善を主体とする、と発表した。

12日 ►PC・首都警察、示威行動意図の学生700を包围——ケソン市 Joseph Collageに学生たちがシンポジウム出席のため集合、午後校外デモを提案したという。警察はこれを察知、学校周辺に治安非常線を張り、包围、学生たちは13日午後散会に合意、午後4時完了。

►砂糖の消費者保護価格廃止——大統領発表。糖業不振のため。同時に生産者からの輸出および国内消費用砂糖の平均買上げ価格もピクル当り81ペソから90ペソに引上げることを発表した(6/13発効)。その他次のように述べた。  
 ①3省を新設する。エネルギー省、環境省、運輸通信省。  
 ②不正公務員に対する国民の苦情を受理・調査・審理する2つの憲法機関を実働させる。Tanodbay-anおよびSandigangbayan。  
 ③幼稚産業に対する保護関税制度を再検討する。  
 ④すべての食糧の販売制度を検討する。  
 ⑤タイヤ、バッテリー、スペアパーツの物価統制もありうる。  
 ⑥市民の福祉改善を引き続き公約する。

(注) 6月15日大統領が承認したキロ当り新小売価格は次の通り。  
 ①プラウン糖1.80ペソ(旧1.60)、②耕地白糖2.0ペソ(1.80)、③精製糖2.3ペソ(2.05)。

同時に糖業救済2措置を発表した。  
 ①作物貸付のピクル当り55から63ペソへの引上げ、  
 ②大統領令1123号による生活手当60ペソ支給の免除。

►15日 ►中国亡命ハイジャック犯帰国——1971年3月PAL機を乗取り中国に亡命した6人のうち2人が、香港駐在武官と国家調査局係官2人が同行。

►農地の他用途転換を規制——自治省、農地改革省および人間居住委員会は転用は関係省庁の事前許可および農地改革省の事前承認を要するとの省庁協定に署名した(大統領令583号の実施)。

16日 ►第1回7年物CBCI発行——従来の満期3年および5年の中央銀行債務証券(CBCI)に加え今回初めて2億ペソ発行した。予想実効利子率は14.18%。

17日 ►世銀、5800万ドル借款承認を発表——電力プロジェクト(ルソン)用で、年利8.2%、返済期間20年(猶予期間4.5年)。

19日 ►有田市コレラの比感染源説に反論・非難——保健省。

►パンタバンガン・ダム落成——多目的ダムで、発電容量は10万kW。

20日 ►青年バランガイ訪中団出発——一行17人で団長は青年バランガイ財團議長Imee Marcos(～7/20)。

►大統領、国際的食糧備蓄制度を提案——国連世界食糧会議第3回閣僚会議開会式(マニラ)での演説で提案。21日タシコ農業長官・同会議議長は国際米協定を提案。

►スラム改善・移転計画の即時実施指示——自治長官が全自治体に対し。

21日 ►サンボアンガ市で映画館爆発——手榴弾爆発、死者3、負傷16。27日ディボログ市でも映画館で手榴弾爆発、死者2、負傷16を出した。

►大統領暗殺・反乱計画容疑者の軍裁審理開始——計12人。

►米ジャーナリストに対する告発却下——移民局は、B.Widemanに対し政府は反政府活動の実質的証拠を提出できなかったとして。

►大統領・アキノ会談——アキノ元上院議員は国防長官を通じ何度も大統領との会見を要請、6月7日民間裁への事件移管の提案討議のため正式の会談を要請した。21日3時間25分にわたり両者は会談、メンドーサ首席検事、エンリレ国防長官、タタド情報長官が同席した。

22日 ►財源不足で大型道路プロジェクト停止の恐れ——道路省予算は原案の18億ペソから8.6億ペソに削減されたため、内資事業はすでに停止され、外国借款プロジェクトも実施困難におちいっており、世銀筋は78年予定の第4次道路借款の一時停止を勧告している。

►大統領夫人の訪ソ中止発表——特別任務で訪ソ予定であったが、発熱したため中止された。

23日 ►農業協同組合開発計画の実績——自治省発表。

①サマハーン・ナヨン。3月現在登録1万7088組合、組合員86万5946人。徴収資金7130万ペソ、うち保証基金2340万ペソ。  
 ②地域購販組合26、払込資本3790万ペソ。

►政府糖業関係機関を統合——大統領発表。大統領令388号(74年2月)規定のフィリピン砂糖委員会を実際に設立し、Philippine Exchange Co., Philippine Sugar Institute, Sugar Quota Administrationを吸収する。

11日大統領は委員長にRoberto Benedictoを任命した。

►公務員に年15日の地方勤務命令——このため「Paglilingkod: Bagong Lipunan」(勤務:新社会)計画を設置し、年内に実施する(指令書559号)。

25日 ►トントドで82人検挙——未明マグサイサイ・ビレッジでの集中取締で。

►外務省、コレラ事件で日本大使に抗議。

►大統領、拘留者500人の釈放命令——①175人は永久釈放。ただし民間裁での正当な起訴で再逮捕ありうる。②325人は仮釈放。うち168人は治安犯罪、157人は一般犯罪。これで軍拘留者は4264人になった。

►ベトナム通信、在比全米軍の撤退要求。

27日 ►大統領、アキノ事件の民間裁移管要請を却下

——アキノ宛書簡で却下決定を表明したが、6月24日軍裁の有罪判決を受けた拘留者に対し最高裁上告を認める大統領令1165号(同978号修正)を公布したことを発表。また情報長官は、大統領とアキノが国外亡命を許す取引をしたとの「ニュースウィーク」誌の報道を否定。

28日 ▶物価統制法2年間延長——大統領令1164号で1979年6月30日まで延長。

29日 ▶大統領、更に500人の釈放命令。

▶第2回日・比通商条約改訂交渉——東京(～6/30)。比側は対日輸出品に特恵扱いを要求、日本側は特定国への特恵供与は不可能と難色を示し、交渉は進展せず。

30日 ▶MNLFの自治地域内市町への立入り制限——エスパルドン南部軍司令官。過去数週間の暴力事件発生のため今後 MNLF 司令官発行・AFP 地域司令官証明の任務命令様式ない場合市町内への立入りを禁止した。

更に5日ギダヤ第4管区警察軍司令官はサンボアンガ市内での武器携行禁止令の厳格な実施を命令した。

## 7月

1日 ▶アキノ、大統領に民間裁移管却下の再考要請——大統領は6月27日軍裁のアキノ事件審理継続を命令したが同時に大統領令1165号を公布したため。しかし大統領は3日アキノ宛書簡で再考要請を根拠およびメリットなしとして却下した。

▶トラック国産化計画開始(PTMP)。

▶米 AID 借款調印——970万ドル、うち贈与670万ドル、借款分300万万ドルは3カ年にわたり貸付け、後者は返済期間40年、猶予期間10年で年利は当初10年は2%、以後3%。

2日 ▶カガヤン谷疎開者約1万の帰村許可——北東司令部司令官。1972年対 NPA 作戦の高潮時に軍が退避させたサンギレルモ町26村中13村住民。

▶各省に各地域事務所への一層の権限委任指示。

▶マニラ市、露店商は5日以後禁止。

4日 ▶比国民は米國の人権キャンペーンを支持——大統領が米國独立記念日式典での演説で。

▶イラン、比最高45万トンの購入に合意——78年から3カ年に毎年10万トン、年5万トンのオプションで。

▶対アフリカ・中東外交——ロムロ外務長官はシンガポールで、比特使団(3人)はOAU会議(ガボン、6/25～28)にアフリカ・アラブ諸国首脳と一連の会談を実施ガヤ・イスラム会議事務局長とも会談したと発表。

▶民間の火器保有は約30万丁——PCによれば許可済の保有数で、他方戒厳令後押収した火器は55万丁。PCはこれら許可済火器保有者を緊急時に民間郷土防衛隊(CHDF)員に任命することを計画中。

▶中銀、日本からの借款を解約——このほど4700万ドル分実施。過大な国際収調整用借款を削減するため。

5日 ▶米国は ASEAN に日本と同等の注意を——ロムロ外務長官は ASEAN 外相会議で滞在中のシンガポールで、「我々は援助を望んでいるのではなく、同等の扱いを望んでいる。米中ソそれに日本は肉のついた骨を見るブルドックのように ASEAN を見ている。もし彼らが骨をひっつかまえなければ平和がある。米国は東南アジアにとどまるべきだ。」と述べた。

また6日上記会議で、「ASEAN 諸国は工業諸国との関係で世界の途上国と共同戦線を張るべきだ」と演説。

6日 ▶13州全軍に武装山賊団の索敵撃滅作戦命令——南部軍司令官。これらのプランテーション、農場を占拠しているのは単なる山賊団で MNLF ではないとして。

▶香港で6500万ドル借款調印——国家電力会社(NPC)がカリラヤ揚水発電所建設資金用に使用する。ユーロ・グラー借款で26行が供与。期間7年、金利はロンドン市場金利に1.75%を加えた率。

7日 ▶緊急時の全通信事務統合・調整協定に調印。

8日 ▶大統領、新社会の目標達成には5年間必要——宮廷を訪問した太平洋フォーラム参加者との会見で次のように述べた。新社会の社会・経済目標が実現されたか否か云えるのは誰であっても5年間の時間の枠内のみである。もし政府の社会・経済諸計画が次5カ年に達成されれば、我々は南部分離運動を含め、いかなる種類の破壊活動にも対処できよう。産業および安全保障の予測における「もしとしかし」の一つは、米ソ日中の超大国がこれから5～7年間にしようとしていることである。我々はこれから諸国が現在の均衡状態を維持するものと考えたい。この評価が正しいとすれば、次には経済的・社会的転換の必要がある。この転換のレベルは社会が政治指導者にとって統治しやすい程度でなければならない。

▶死刑判決の米軍人、控訴——控訴院は首席検事に対し10日以内にコメント提出を請求。被告は76年12月サンバレス第一審裁で比女性殺害事件で米軍人としては初めて死刑判決を受けた。

▶PC長官、比にはごう問のパターンはない——AFPとのインタビューで、拘留者をどう問することは承認されていない、これは政府の政策ではないと言明。

9日 ▶ケソン・比カマリネス反徒投降キャンペーン開始——また13日両州境で軍と NPA が交戦、NPA 3人死亡、数人負傷し、軍作戦以来6日間の NPA 死者計8人となった。

▶ミンダナオで NPA 100 逮捕・投降——過去2週間に南アグサン、北アグサン、ブキドノン州で。

▶ソ連、駐ソ比初代大使の任命受理——外務省発表。

Luis Moreno-Salcedo 大使で、1946年外務省入省、1975年ミッショニ・クラスIのチーフに就任。

11日 ↪比大学協会、学内学生組織の禁止要請——教育文化長官宛書簡で。学生組織を認めた指令書が廃止されれば校内治安は向上する。もし不可能なら認め可裁量権を学長に与えるよう施行規則を改正するよう要請した。

12日 ↪香港で第4号の合弁マーチャント・バンク設立——ピヤット・グループ。授權資本500万香港ドル、払込資本150万香港ドル。

(注) 既設の在香港の合弁マーチャント・バンクは次の通り。  
Ayala Finance Ltd., Bancom International Ltd., PNB Finance Ltd., Amex Bancom Asia, Ltd.

13日 ↪第3回比・インドネシア国境委員会——ジャカルタ。会議後 W. Sujono 中将は、両国国境部隊の索敵越境に相互に合意と発表。比側代表は南部軍司令官。

♪2看護婦に有罪判決——米国ミシガン州の退役軍人病院で75年7~8月発生した患者毒殺事件の容疑者である比人2看護婦に対し、デトロイト地裁は8件中6件で有罪の判決を下した。

♪公害問題で銅精錬所建設遅延の恐れ——予定地の住民団体「バタンガス州サンファンの懸念する市民」の反対運動のため。

♪タバオ市で夜間パトロール組織中——南ダバオ州でも。通称「Rondas」。

14日 ↪サバ首席大臣、比国内の反乱を直接、間接に支持しない——サンボアンガ市で。ハリス・サレー首席大臣は8日公式訪問、15日帰国した。

♪ホテル援助2措置承認——大統領。①10%サービス料廃止観光省回状の停止とサービス料の従業員給与への組入れ、②従業員に対する60ペソ追加手当支給免除。

♪現行金利政策の改訂必要——ビラタ財務長官は民間投資促進のため改訂が必要であると次のように述べた。①現行の最高貸出金利19%は、明らかに長期の期間を要するプロジェクト投資よりもアトラクティブなので、投資を低減させる傾向がある。②預金金利を必ずしも引下げずに、貸出金利を引下げる金利政策が望ましい。

(注) シカット NEDA長官はこれより先金利政策の改訂の必要を表明したが、貸出金利は引下げるが、預金金利はわずかに引上げるとした点で違っている。

15日 ↪AFP, MNLF 無法者排除で合意——国防省発表。両代表会談で、このための合同実施グループの設置、停戦維持にも合意。席上14日リビアから帰任したマンジョールサ代表はミスワリから MNLF の停戦順守の約束を比政府に伝達せよとの指示を受けたと発表。

♪新駐中国大使の信認状受理さる——現在国連常任代表 Narciso G. Reyes 大使。

♪サバ首席大臣、比国はサバ請求権を放棄しよう——

フィリピン訪問後コタキナバルで、「放棄は8月クアランプールでのマルコス・オン首相会談で行なわれよう」と述べた。

♪シン大司教、比カトリック司教会議議長に選任さる——副議長 Teopsto V. Alberto ナガ大司教。

♪全国の経済団体統一組織の結成予備会議——Confederation of Private Economic and Development Associations (Copeda) の定款作成会議で8回目。全国47商工会議所代表が参加。しかし過去7回比商業会議所(CCP)と比工業会議所(PCC)の代表は欠席。

♪PC、教会関係者の非難否定——ダバオ発。政治犯拘留者の虐待で告発された軍人の告発に何もしていないとの非難に対して。

18日 ↪比・マルタ、国交樹立に合意。

19日 ↪5カ年開発計画草案で政府・民間協議開始——25日の両日大統領を議長として各界代表が参加、以後国家経済開発庁(NEDA)が部門別に協議を実施。

♪マニラ都市再開発計画——マニラ市と国家住宅庁が計画実施覚書に調印。

♪幼児売買に警戒——アンヘレス市社会サービス・開発省事務所。

20日 ↪第2回比鉱業年次会議——銅の供給過剰防止で協力することに合意した。

22日 ↪第1号地熱発電所落成——レイテ州のパイロット・プラントで3000kW。

♪ASEAN 情報相会議——マニラ(7/23)。

25日 ↪学生団体、授業料値上げ反対声明発表——また学校当局の学生に対する妨害威嚇行為に対する公平な調査、学生指導者の放校の撤回、学生の恣意的逮捕・拘留の停止を要求。学生団体は、「授業料値上げ反対学生連盟」で、フィリピン、アテネオ、比商科、イースト、アダムソン、トリニティ、サント・トーマス、比女子の各大学が参加している。

♪ASEAN 商工会議所会議——マニラ(7/26)。同会議は、①各國政府との協議構機の設立、②ASEAN 地域工業クラブの結成・組織ガイドラインおよび次のクラブを承認した。自動車、セメント、農業機械、食品加工、化学、電気製品、電子製品、鉄鋼、ゴム製品。

♪教育文化省、青年民生活動計画の組織改善完了——コミュニティ開発促進の本来の任務達成のため。以前は教育省の要件を満たすためだけに実施され方向性と調整が欠けていたとの批判があった。今年のテーマは「前進のための青年の地方活動」。

27日 ↪海上民間郷土防衛隊組織——南サンボアンガ州 Illana 湾の海賊に対し最近組織。

♪大統領、立法過程の正常化再保証——ASEAN 団体

交渉・労働調停セミナー代表との会見時に質問に答え  
フィリピンは正常化に向け徐々に動いている、私はできるだけ早く選挙を実施するつもりである、と述べた。

▶中銀、外国企業の内資借入規制実施——回状572号およびガイドライン。

▶石炭開発に追加奨励措置——大統領令1174号。

▶ASEAN 青年民俗芸術祭開催——マニラ(～7/31)。

28日 ▶スルーのサルタン後継者、サバ財産権放棄決定——Princess Tarhata Kiram ら11人は、対サバ財産権を放棄し、平和解決のため問題をマルコス大統領に委任し、代りに、①6800万ドルと②記念のためサバの土地の一部を請求することを決定した。

▶リビア大使、和平交渉間もなく再開——M. Dreiza 大使は、イスラム会議の後援で行なわれよう、と発表。

29日 ▶南部軍のバージは継続——同監察総官によれば、1974年以来士官36、下士官兵850、被訓練兵・被徴集兵1021の計1907の軍人が解雇され、重労働を課された者1571人、調査中の事件は2232件。

▶日本企業、内資借入規制の免除要請——在比日本商工会議所。

▶国防長官の逮捕・押収命令権限を縮小——最近の大統領命令で。

▶輸出産業にこれ以上税制恩典与えない——ビラタ財務長官は比輸出業者会議で、その可能性はなく、政府援助を求める一部輸出業者を悩ましている病気は業者の生産と販売の非能率に起因する、と述べた。

30日 ▶サバ問題で国家安全保障会議——秘密会をはさんで行なわれた公聴会で、各証人は次のように述べた。  
①ペラエス元副大統領・外相。法的な盲目さでサバ問題をみず、国家・地域の福祉のために領土要求を撤回すべきだ。②サバ請求権後継者の一人プリンセス・タルハタ・キラム。後継者たちは主権を政府に対して放棄した、大統領に「財産権」に関して交渉してもらうことになろう、また後継者たちが記念としてサバの土地の一部を返還してもらうことを希望する。③C. ラウレル元下院議長。大統領にサバ問題でフリーハンドを与えることを支持する。公聴会後の秘密会は、特に請求権撤回に反対し、国際司法裁で取り上げられるべきとするマカバガル書簡を検討。同書簡には他に、サロンガ、F. ロドリゴ、M.K. カチグバク、T. サン・アンドレスが署名。

▶ダバオで3NPA射殺——北ダバオ州 Aduntaram の Batindo バランガイで陸軍部隊と戦闘、Poski 司令官他。

31日 ▶マサガナ99貸付の回収率79.1%——第1～8期(現在第9期)の貸付総額31億ペソのうち未回収は6億5550万ペソ、回収不能な損失は2億7200万ペソ。

## 8月

1日 ▶授業料値上げ申請の凍結指示——大統領。

2日 ▶火器保証貸付の対象地域拡大——国防省。從来のスルー、南サンボアンガ両州とパラワン州バラバック島からミンダナオ、スルー、パラワンの全居住者に。

4日 ▶サバ請求権放棄の意向——大統領はクアラルンプールでの第2回 ASEAN 首脳会議開会式で、放棄のため明確な措置を取るであろう、これが ASEAN の團結、強さ、繁栄に永く寄与することを希望する、と述べた。

(注) 大統領は、記者会見で、放棄反対者との協議を含む手続を要するが、我々はどの政府とも財産権問題で取引しない、放棄は無条件である旨強調。

▶比・シンガポール租税協定調印。

▶多国籍企業に輸出要件提案——PCI 会頭。

6日 ▶大統領、受刑者虐待報告を批難——クアラルンプールで、International Commission of Justice の報告の背後には政治的動機があると、拷問を否定。

8日 ▶米・とうもろこしへ燃料助成——指令書580号(7/29付)に基づき開始。NGA 配布の切符制。

9日 ▶大統領夫妻、サバ訪問——サレー首席大臣、知事ら出向え。11日帰国。

10日 ▶パンパンガ市町長連盟、対反乱全面戦争を宣言——第1PC 管区当局の招集した会合で、各町の危険地帯をパトロールする CHDF(民間郷土防衛隊)、警察官からなる特別反撃隊を各町長が組織することなどを合意。

▶国防省、対軍人事件の調査促進を指示——72年以来4672件の提訴があり、調査完了した2322件のうち、1989人が解雇・除隊、333人が降等・懲戒・訓戒の処分を受けた。

11日 ▶国境通過・パトロール3国協定間近か——大統領は帰国直後空港で演説、①同協定は国境沿いの武器・反乱活動防止のため、②もしサバ請求権が提起されなかったら、南部の戦闘は始まらなかつたであろう、請求権が残る限り南部の戦闘と暴力が優勢となろう、と述べた。

(注) 30日アバド・サンツ法務長官は、サバ請求権放棄には憲法改正または領海基線法(共和国法3046号)廃棄の必要はない、と述べた。

12日 ▶IMF、対外借入枠の振替使用承認——今年のIMF 設定の借入限度は16億ドルだが、6月末現在、短期枠は1.5億のうち7623万ドル、長期枠8.6億のうち2億7447万ドルがそれぞれ未使用であるが民間借入の集中する中期枠は6億のうち未使用分は1880万ドルにすぎないため、短・長期枠の未使用分の中期枠への振替使用を交渉していたもの。

14日 ▶ケソン州でNPA 7人戦死——Mabuan の

Cagsiay 村で。CPP 南部タガログ地域委員会委員 Reynaldo Cruz 他。

15日 ▶移転農地価格の設定命令——DAR 長官。元地主が合意を拒否しているため、全国の土地生産に関するバリオ委員会 (BCLP) に、地価設定後 15 日間バランガイおよび町役場に評価額を掲示し、同期間内に地主が抗議を提出しない場合、BCLP は地主が合意したものと結論する。

▶刑法適用年齢引下げ——21歳から18歳に (大統領令 1179号)。

17日 ▶福田首相訪比——18日大統領と公式会談、昼食会で、対東南ア外交の基本方針演説を行ない、同日離比に先立ち共同メッセージが発表された。

(注) 大統領は、福田首相離比後の記者会見で、首相の東南アにおける日本の将来の役割に関する保証は、地域に関する日本の構想についてのすべての懸念を払拭した、と述べた。

また日本が約束した援助・借款は次の通り。①第 6 次 円借款 275 円、②食糧増産のための無償援助 13 億円、③全国水理研究センター設立に必要な機材購入に対する贈与 6 億円、④技術協力の継続。その他比側は、次の 5 プロジェクトについて協力を要請したといわれる。総合製鉄所、銅精錬所、石油化学工場、新聞用紙工場、原油中継基地。

▶サバへの難民増停止を主張——J. P. Kitingan サバ州住宅地・方政府相は、ペラで、州政府は 9.2 万難民の更生活動を継続できない、難民増加は停止されねばならない、と述べた。

18日 ▶軍裁、拷問事件被告に無罪判決——Trinidad Gerella 事件の 2PC 兵被告に対し。

21日 ▶後継者 9 人、大統領の請求権放棄決定に支持約束——サンボアンガ市で南部軍司令官との会談で。

(注) 上記 9人は次の通り。Princess Tarhata Kiram, Princess Putil Emi Kiram, Sultan Jamalul Kiram, Sitti Aisa Sampang, Patu Agham, Datu Hadji Firma, Datu Farbuuk, Datu Ismael。また 24 日スルタン・グループとは別の後継者グループ、Mantri Sangkalang および Angging も大統領の主権放棄の約束支持を表明。

▶200 カイリ 専管水域に反対——漁業開発協議会 (FIDC) が時期尚早として。

▶世界法会議対抗集会開催——77年人権に関するフィリピン人民の大会が招集、教会関係者、農民、労働者ら約 1000 人参加、戒厳令解除、報道の自由、民主主義の回復を要求する決議を採択、S. ロペス元外相・フィリピン大学長は大統領を含む全レベルの選挙実施を主張。

22日 ▶大統領、戒厳令緩和措置発表——第 8 回世界法会議 (～26日) 開発演説で。①夜間外出禁止令解除 (21 日実施、一部地域除外)。②海外渡航禁止令解除 (21 日実施、指令書 227-A 号。同時に 15% 旅行税実施)。③1978

年までに州・市・町首長の地方選挙を実施。④政府転覆活動の単純参加者に対する恩赦 (期限 77 年末、21 日付)。

▶道路省予算の復活——当初の 18 億から 8.63 億に削減されたが、交渉の結果 13 億 8600 万ペソに復活を承認。

▶ADB、道路借款に合意——4500 万ドル。

23日 ▶多国籍企業は国家事業に脅威でない——キサン商務長官はこのほど、特に経済計画と目的の起草にとってフィリピンは十分な規制措置をもっているとして。

(注) 9 月中旬フィリピン大学経済学教授 G. M. Jurado は、フィリピンは多国籍企業を必要としないと主張。

▶シン大司教、夜間外出禁止令解除を称赞。

25日 ▶強制退去農民、帰村認めらる——北東軍司令部承認。1973 年 NPA 活動高潮時にイサベラ州 San Guillermo の入植プロジェクトから退去させられた 1200 家族。

▶居住者旅行税——大統領令 1183 号。海外旅行禁止解除に伴う措置。出入国双方に料金の 15% 以下、次の最低額を課される。9 月 1 日発効。1 等 2000 ペソ、エコノミー 1250 ペソ、その他 750 ペソ、12 歳未満は半額。

▶78 年地方選挙は時期尚早——自治長官との会談で、中部ルソン 6 知事、5 市長、レイテ知事は、自分たちはまだ準備できていないとして。

▶比・ルーマニア文化協定実施計画調印。

26日 ▶大統領、反政府暴力の使用に警告——第 76 回 PC 創立記念式典で。暴力デモまたは政府当局との暴力的対決は、戒厳令のスピーディな解除を後戻りさせる。

27日 ▶立法諮詢問題会第 3 回特別会期開催——大統領は開会にあたり要旨次のように演説した。「政府は来年予定の地方選挙を準備しているが、全国選挙の可能性も考慮せねばならない。議会に来たるべき選挙の準備をするよう要求する。諸条件は今や民主的プロセスの正常化に値する。犯罪と反乱の根本原因が効果的に除去された。経済は回復力と力強い成長を達成し、我国は外国とより良い状態に至っている。」

同議会は以下の 4 主要決議を採択。①1977 年選挙法案に関する公聴会を次 4 ヶ月間に再開する。②78 年国家予算を承認。③サバ請求権撤回問題を公聴会開催のため運営委に付託。④政府の短・長期経済計画を承認。

(注) 上記議会の定数は、今回追加任命された南ラナオ州知事アリ・ディマボロ、スルー州知事ムス・イスキエルドおよび死亡 1 を含め 129 人。

▶中古トラックの一部輸入継続承認——指令書 590 号。

①78 年 6 月 30 日まで、トラック国産化計画 (PTMP) の範囲は総重量 2 万ポンド以下とし、中古車輸入は 2 万ポンド超について、新車は SKD, CKD, CBC として同じく認める。②78 年 7 月 1 日から、PTMP は 3 万ポンド以下、中古輸入は 4 万ポンド以上とするが、3 万ポンド以

上の新車は輸入を認められる。③4万ポンド超の中古車の輸入は、本政策が再検討される80年6月30日まで認められる。④陸運局登録前に公認の再調整センターによる輸入中古トラックの再調整が78年7月1日までに要求される。⑤40馬力超の中古ディーゼルエンジンの輸入は、本政策が再検討される78年6月30日まで認められる。

▶DBP、今年第2次ユーロ借款取得——7500万ドル。Citicorp他15行銀行団。使途は中小企業を含む地方プロジェクト再融資。

▶軍、拘留者500人釈放。

29日 ▶中銀、7品目輸入規制を他機関に移管——中銀当局はワシントンで76年の中期融資供与条件の一つ（新たな為替規制を国際収支調整のために使用しない）について協議していたが、このほど既存の規制のうち他の政府機関の要請で中銀の事前認可を要求していた7品目（航空機、石油製品、苛性ソーダ、トラック、タイヤ、缶詰いわし、カラー複写機）の輸入規制の実施を78年2月以後関係政府機関に移管することでIMFと合意した。

▶有権者の新規の全国的登録命令——大統領令1187号。期限は10月31日。

30日 ▶民間経済界の統一組織指示——大統領は6月政府当局と協議するため全産業界を代表する組織の結成を要求したが、組織主体の主導権争いに対し、30日付でCCPとPCIにその組織開始の権限を与えた。

31日 ▶元NPA幹部ら、伏撃され死亡——プサ司令官ことBenjamin Sanguyo(73年4月投降)ら5人がタルラク州パンバン付近をジープで走行中に。

## 9月

3日 ▶公有地法改訂草案——土地局の作成で、個人の宅地・商用地の所有制限などを規定。

6日 ▶火薬爆発で学生3人逮捕——5日M.C.ケソン大の学生数百は、授業料値上げに抗議して授業をボイコットし集会。6日の再度の集会ではイスなどにまじって火薬が投げられ、容疑者3人が逮捕された。

▶大統領、軍拘留者500人の釈放命令。

▶比砂糖委に追加権限——大統領令1192号(同838号を修正)。砂糖の価格設定権など、また同委を大統領の直接的行政監督下に置いた。

7日 ▶南部分離運動解決まで、戒厳令は解除しない——大統領は、国軍の忠誠パレードで演説、①分離運動は最も重大な問題であり、②戒厳令は正常な現実が許す時にのみ解除される、換言すれば、危機政府の突然の解体ではなく、正常化への漸進的復帰がある、③分離運動を除けば政府は状況を完全に支配している、と述べた。

▶北ダバオ州でバス伏撃さる——NPA容疑2グループがタグム町から約70キロのアサンシオンニカワヤン間道路でバスを伏撃、死者5、負傷10。

8日 ▶授業ボイコット・デモ——5日以来キャラップのFeati大で学生数百が授業料値上げ反対のボイコットを実行。8日デモ隊約500が建物に投石、ボイコットを呼び掛け、制止の警官隊と衝突、学生18人が逮捕された。またケソン大でも数人の学生がボイコットをした。

▶第1回 ASEAN・米対話——ASEAN側はロムロ外務長官、各国経済閣僚、米側R.H.クーパー国務次官他。

▶バルベロ国防次官、MNLFの違法行為の停止要求——ミスアリに、帰国して自ら部下たちを規律正しくリードし、行動させるよう要求、次のように述べた。①これまでのところ正面対決の報告はない。②反徒は停戦以来町に下りることを許され、これをを利用して徐々に良民を圧迫し脅迫する体制を発展させている。MNLFとモロ国民軍は毎月の人頭税などの徴収、輸送施設の登録料その他違法な強請、民間人・事業家からの歩合金の徴収など不法と強盗行為を行っている。

▶駐比ソ連大使館、活動開始——Valery P. Butrin領事部長・臨時大使。

9日 ▶国防長官、違法デモを許す学校には閉鎖も——大統領に閉鎖を勧告する、と警告。

10日 ▶銀行協会、外為取引マージン廃止決定——中銀の要請で、ただし適用は10万ドル以上のT/Tおよび輸出手形で、他は従来通りマージン制を適用。10月3日実施。

▶6月にMNLFのスパイ・暗殺隊計画を破滅——南部軍司令官確認。南部軍将校1、PC兵、警察官を逮捕。また8月北サンボアンガ州Sibucoの鞍闘で同州革命委員長Yacub Ibrahimの腹心の人物の背のうからスパイ組織と暗殺団およびMNLF支持者の名簿を押収、メンバーを逮捕した。

13日 ▶基地賃貸料について——大統領は要旨次のように述べた。フィリピンは全くの軍事援助の代りに経済プロジェクト援助を基地に対する使用料・補償金の一部として受取ることを考慮する用意がある。対比軍事援助の金額と程度は交渉で決定されねばならないであろう。

▶工業保証融資基金の貸付政策改訂——NEDAの投資調整委承認。輸出志向中規模製造業に対する特別融資計画の開設、労働集約事業優先策など。

14日 ▶比・ユーゴ文化協力協定に調印。

▶比日貿易不均衡是正会談開始。

▶高炉建設設計画——フィリピン鉄鋼研究所刊行物によれば、1980年代初め完成予定、費用12億ドル、第1期粗

鋼210万トン、第2期240万トン、予定地は東ミサミス州 Tagaloan のフィリピン・シンター社の隣接地。

15日 ↪大統領、1978年選挙実施を支持——スペイン時代以前のバラングイでさえ、指導者を選挙で選んでいた。これが、できるだけ早く、バラングイ・町・州、必要なら大統領職の選挙の実施に動かねばならぬ理由である。選挙問題は公聴会後に決定されよう。

(注) 以前大統領は、人々が戒厳令の緊急権力に余りに依存するようになる前に選挙を実施する必要がある、彼らが政府の事柄に关心を失わぬよう指導者を選ぶことを許さるべきだ、と述べている。

16日 ↪ミンダナオのNPAのバックボーン打破——南部軍司令官発表。幹部指導者の逮捕で残存NPAは小数、NPAの隠れ家は判明していてその逮捕は時間の問題。

17日 ↪ダバオでNPAと交戦——17、18および不詳日にPCと3件の交戦、NPA4死亡、23が逮捕・投降。

♪バシラン島でトラック触雷、死者25人——午前5時イサベラから14キロのフィリピン大学ゴム農園内で、先導の間に合せ装甲車の通過後、労働者を乗せたトラックが触雷・爆発、25人が死亡、32人が負傷した。

18日 ↪南部軍、農園占拠の反撃排除全面作戦命令。

19日 ↪地雷爆発はMNLFの責任——南部軍司令官。これは最悪の停戦違反事件である、MNLFに対し事故の説明と72時間以内の加害者引渡しを要求した、と発表。

20日 ↪バシラン駐屯軍、懲罰行動開始——地雷爆発事件責任者の不法武装集団に対し、午前6時の犯人渡し期限切れを理由に。

(注) 22日南部軍司令官は、警察行動は継続、地雷付設の不法集団を罰するためのみに限定され、停戦は継続される、と述べた。

♪政府、円借款の再貸付契約調印——Philippine Shipyards and Engineering Corp. (社長 Generoso F. Tanseco)に対し9月16日経済協力基金と調印した円借款3億7540万円をエンジニアリング調査用に再貸付。

21日 ↪大統領、戒厳令解除は尚早——戒厳令5週年記念式典演説で。①治安秩序の分野にまだ問題があり、戒厳令の完全な解除を妨げている。全体的状況は解除を保障するに十分な程安定していない。②だがこのために完全な正常化に導く様々の政策・計画の実施が妨げられてはならない。正常化過程は過去5年間の成長と安定へ向けての前進の不可避な発展であり、それは我々がいかに賢明かつ慎重に完全正常化への過渡期を運営するかの問題である。③市民参加の新しい形態の形成、政府と被統治者間の政治関係の再建に投ぜられた努力が、構造および政策上より永続的な生命を得たか否か試す時である。これが自分が78年末以前に選挙の実施を決定した理由で

ある。④選挙民は選挙が地方または全国のいずれか決定せねばならない。政府形態問題（大統領制か議院内閣制か）に政府自体は関与すべきでなく、改憲の必要も含めて国民が決定すべきである。だが、この問題の解決には戒厳令の解除を要しない。⑤選挙民が地方または全国選挙の実施を決定すれば、選挙運動中は戒厳令の効力を解除する。⑥永続的な政治秩序は経済近代化、社会変革、国家的改革という我々の重要な目標に役立つであろうと考えるので、この正常化の過程にコミットしている。

同時に次の事項を発表した。①エネルギー省新設。21番目の省で、長官に Geronimo Verasco 比国家石油会社会長を任命。②1978~82年開発計画、中・長期計画を承認（大統領令1200号）。共産主義諸国、特にインドシナ新政権との強力かつ利益ある関係の樹立の必要性を強調。

♪米国務次官補来比——ホルブルック次官補は22、25日大統領と会談、基地主権問題に関する重要な争点が討議された。

(注) 大統領は先に、主権問題は次の側面が未解決であると述べている。①米軍人犯罪の裁判管轄権、②基地の比人司令官任命、③比国旗の掲揚。また23、24両日外務長官・国防長官と米側国務次官補を長とする協議が行なわれ、さらに基地周辺の警備、税関管理、分水界管理等の問題解決のため特別委員会を設けることが決定された。

23日 ↪学生ら3千、マニラで反政府デモ——夕方学生・労働者・聖職者らが、プラカード、KM（愛国青年団）およびNPAの名入を含む赤旗をもち、カリエド、リサークル、C.M. レクト通りで3時間にわたりデモを行った。一部のデモ参加者は、当局の解散命令後ピルボックスや石を打げデモ隊を煽動したという。警察当局は、66人を逮捕、24日送検した。警官14人が負傷。

(注) 10月3日警察軍本部は、上記66人を含め108人を軍事法廷対象者として起訴。治安妨害煽動で70人（うち尼僧15人で、1人はオランダ人）、同謀議で27人、反乱文書所持・配布で11人。

24日 ↪北コタバトでNPA9逮捕——9人のテロ・グループのメンバーといわれ、他のメンバーは23日同じMaspetでの戦闘で死亡。

25日 ↪国軍参謀長、北京訪問に出発——中国国防軍総参謀長の招待で。

♪ミスワリに帰国・交渉再開を要請——バルベロ国防次官は本日付書簡で、トリポリ和平交渉政府代表の資格で、同書簡は Manjoorsa MNLF 代表に託された。

♪外務省、13州プロジェクト資金支出——このほど同省回教徒開発・福祉局が、イスラム会議からの援助資金を、モスク、回教学校、農機具などに支出すると発表。

26日 ↪IC代表、和平会談で譲歩しない——イスラム会議（IC）停戦監視委代表 Lamine Cisse 中佐は次のよ

うに述べた。(政府は和平会談での譲歩を求める MNLF に圧力をかけている徴候があるが), IC はいかなる譲歩も認めない。トリポリ協定は、MNLF が AFP に参加でき、特に「特別地域安全保障軍」を有する権限を認める規定したが、ほとんど実行されていない。和平会談には、自分自身とバルベロ、エスパルドン、マンジョールサまたはミスワリ、および地域の MNLF リーダーが参加すべきだ。

(注) 他方エスパルドンは、これより先、問題は国内問題であるから、外国人の参加はあるべきではない、單一の政府、單一の国軍、單一の国家というフィリピンの元々の立場は変わらないことが明確にされねばならない、と述べた。国防省は、1月20日から9月23日の間 MNLF の停戦違反は546件、死者390、負傷428に達した、と発表。

▶銅精錬所のサンファン建設計画撤回——フィリピン連合精錬会社 (PASAR) は、予定地「バタンガス州サンファンの懸念する住民」の会を中心とする公害反対運動のため、計画の放棄を決定。

(注) 29日工業長官は賛成派のバタンガス知事との会談で、住民の意向確認まで、移転決定の延期に合意。

▶ケソン・ビコールの NPA 勢力——機動隊バナハウの報告。ゲリラ・ゾーンは Cadiz 周辺の未開発・山岳地帯 (ケソン州、南・北カマリネス州にわたる) にあり、勢力は武装ゲリラ120、サービス・サポート400、大衆基盤3000。過去1年余に戦闘45回、NPAの戦死73(正規兵)、逮捕126、押収火器82。

28日 ▶大統領、ミスワリ抜きでも即時交渉せよ——国軍幹部将校と協議後、南部の治安維持のため、ミスワリおよびマンジョールサを抜きにしても、MNLF リーダーたちとただちに会談するよう南部軍司令官に指示、さらに比政府・ミスワリ議長会談のための短・長期計画を提出。

(注) 同日、ガエ IC 事務局長の大統領宛9月26日付電報 (MNLF に対してトリポリ協定に違反する戦闘行為が再開されていると言及し、その停止を要求するとともに、IC は当事者の同意のもとに仲介の役割を引受け用意がある旨を表明) およびこれを否定する回答が公表された。回答は、事実は逆であること、マンジョールサ代表は停戦違反は MNLF 軍が犯したものではないと主張、その場合 PC は両者によって一般犯罪者とみなされた違反者を追跡してきた、と述べている。

▶合同停戦委、停戦違反除去で6点暫定合意——サンボアンガ市で、T. Gaurano 南部軍副司令官とマンジョールサ代表との間で、シセ IC 代表が同席した会談で合意。タウィタウィを除き7月以来 MNLF 側委員が辞任し休止状態にある各州停戦委員会の活動復活を規定。

(注) マンジョールサ代表は、これより先、バルベロ国防次官が6月初めに、比政府は MNLF 停戦委のホテル代をこれまで支払わないと書簡で伝えて来たため、停戦の監視は困難になった、と述べた。バルベロ次官は8月初

め、同代表の苦情に対し、政府が MNLF の費用を支払うことと合意。また同代表は要旨次のように述べている。MNLF の野戦指揮官たちは和平交渉の再開を待っている。もし政府軍と CHDF が彼らを悩まし続けるなら、部下の一部を統制できなくなると懸念している。もし政府が本当に回教徒問題を解決したいのなら、誠意を証すべきである。(Far Eastern Economic Review, Sep. 16, 1977)

▶中銀、スタンダバイ・クレジット削減——1973~76年に銀行団と結んだ総額11.5億ドルを、3銀行団との交渉で5億2500万ドルに、さらにはこれは78年中に失効するため次5カ年の回転信用に転換する協定に調印した。

▶キアップで学生約700デモ——午後5時頃 Feati 大付近に参集、ミランダ広場に移動・再集。26人が警察当局に拘留された。

▶PNOC に石油製品の輸入規制権を与える——中央銀行。IMF の拡大信用供与の要件に従い、規制権を PNO C に移管。

29日 ▶南部分離運動は内政問題——大統領。IC 事務局次長 Kacem Shiri との会談で、これはミスワリとの直接交渉で解決されるべきもの、と再度強調し、さらに、MNLF は停戦違反者は同メンバーでないと主張しており軍・警察は彼らを一般犯罪者として扱うあらゆる権利をもつ、と述べた。

▶軍拘留者568人釈放——うち40人は仮釈放。

30日 ▶MNLF、沿岸警備隊駐屯地襲撃——約200人が南コタバト州 Sarangani 島駐屯地 (20人) を襲撃、10月1日現在も攻撃中で、警備隊側に死者3、負傷3、MNLF 側死者6が発生。同日、MNLF 500は同州 Balut 島の Batungaling 駐屯地も襲撃、占拠。コタバト革命司令部の長 Labobo Santos が指揮官といわれる。政府軍は10月1日反攻を開始、3日付発表では駐屯地を奪回。

▶サロンガ、マルコスに対抗し出馬も——同元上院議員は、新憲法の正当な修正、全公選ポストの同時選挙などを条件に、もし78年に大統領選挙が実施されれば、出馬する、と外人記者とのインタビューで述べたといわれる。他方マカバガル前大統領は、23日、5カ年の戒厳令を非難、総選挙を支持するが、選舉前に戒厳令を解除すべきだ、と主張。

▶大統領夫人、国連総会演説——第33回 (78年) 総会のマニラ開催を招請。3年連続大統領代理で、今回は初めて代表団長として出席。

▶大統領夫人、バンス米国務長官会談——同長官は、対比防衛約束に対する米国の堅固な立場を再保証し、米国はフィリピンの基地主権を認める、と述べた。

▶比、アジア再保険会社設立協定に調印。

## 10月

1日 ▶教会・軍連絡委新ガイドライン批准——同委の活動・機能に関するもので、第42回定期会議で。

4日 ▶駐比初代ベトナム大使の指名受理——政府発表、Vu Tien大使。11月15日信認状提出。

▶KB資格者の全国的登録指示——大統領令1191号に沿い青年バランガイの組織機構統合のため。

5日 ▶大統領夫人、米大統領と会談——軍事諸協定交渉の早期合意で協議。1日にバンス国務長官、ホルブルック国務次官補とも会談した。

▶エネルギー省新設——大統領令1206号。

6日 ▶バシランで戦闘——掃討作戦中のPC中隊が約300のMNLF部隊と遭遇、政府軍とCHDFにそれぞれ死者9、2、負傷82、MNLFに死者41。

7日 ▶大統領、MNLFの国連提訴作戦は不成功——最近の情報によれば、紛争再発行為はイスラム会議を通じMNLFが紛争を国連総会に持出すための作戦と考えられる。イメルダ夫人の国連派遣の任務の一つはこのMNLF作戦の阻止にある。

8日 ▶南部に新反乱組織——大統領。これは明らかに中東に根拠を置く外国基盤組織下に未知の少なくも2~3の野戦司令官により組織されつつあり、在外の亡命中央委の下にある。

▶露店商逮捕——1月以来マニラの下町で2万7500人。

9日 ▶大統領、ビコールのNPAはコントロール下——3日アルバイ州Guinobatanで政府軍との戦闘でF.Gacosta司令官が死亡したため。

(注) その他軍発表。9月29日北サンボアンガ・南アグサン両州のNPA幹部M.Borneo逮捕。10月15日アポ山麓の戦闘で9人逮捕。同17日発表ではケソン州で73人死亡、129人逮捕(期間不明)。30日頃南サンボアンガ州東部地区リーダーR.Caberte逮捕。11月1日ルセナ市で6人投降。9日北ダバオ州の戦闘で2人死亡、10日同州で2人逮捕。23日頃東ミンドロ州でリーダー射殺、4逮捕。4日サンバレス州で4人逮捕。29日発表ではケソン市で同調者9人逮捕。12月14日西ネグロス州で同調者288人帰順。

10日 ▶ホロで師団長ら35、不意打ちで死亡——ホロ島PatikulのDanagで、MNLF地区議長Usman Saliら150人との和平交渉に臨んだT.Bautista准将・第一歩兵師団司令官らは不意打ちを受け、師団参謀将校8を含む35人が死亡。生存者は負傷した1人のみ。

(注) 11日大統領は、ホロ虐殺加害者に対する大規模懲罰行動の即時開始を命令、サリに10万ペソ、直接加害者に各2万ペソの賃金を発表、同グループを不法集団と宣言、13には虐殺事件は正常化過程をあともどりさせ、戒厳令解除の時でないことを確信させた、と述べた。13日バルベロ次官は、虐殺にもかかわらず政府の対MNLF融和政策に変更はなく、国軍は停戦順守を継続する、1/20

~9/30のMNLF停戦違反は606件である、と述べた。

12日 ▶スルーの戦闘で大佐ら4人戦死——ホロからPatikul寄り4km地点でB.Fe第18歩兵大隊長、副官の少佐および部下3人が、MNLF側は6人が死亡。

▶飼料作物買上げ価格引上げ——大統領令1212号。キロ当り大豆2.8、モンゴ3.2、ソルガム0.85各ペソ。

13日 ▶日比通商条約交渉再開——マニラ。

14日 ▶住宅建設は、食糧生産に次ぎ優先——大統領は食糧生産への資金大量注入に次ぎ、住宅問題解決を重視すべきときであるとして、①分譲地所有者・開発業者に対する特典供与、②従業員分譲・貸与を行なう内国会社に対する特典供与を規定した大統領令2本に署名。

▶ホロ22村立入禁止宣言——南部軍。

▶チコ河ダム反対——カリンガ族代表5人。

16日 ▶5%法人開発税施行規則公布——内国歳入局。1977年租税法第24条(e)施行。①純利益が内国会社の場合純資産の10%、居住外国会社の場合在比純資産10%を超えるとき、課税純利益の5%相当。②閉鎖所有会社(社外議決権付株式の50%が課税年中5人以下の自然人または法人により直接または間接に所有されている会社)は常に5%開発税の納付義務を負う。

17日 ▶比回教徒援助は政府経由で——駐比リビア大使。イスラム会議は政府間ベースの援助供与を支持。同会議は紛争解決の討議再開のため比政府の言葉を現在待っているだけで、MNLF代表も対話のためマニラに来る準備が整っている。

18日 ▶農地改革実施状況——農地改革省報告。移転対象農地75万9015ヘクタールのうち移転済は51万8700ヘクタール、68.3%、受益農民39万3778人のうち30万人(76.2%)、支払完了農民958人。定額借地契約移行農民は対象の53%、27万6202人。農地統合パイロット・プロジェクトを5件実施中、パイロット協同農場を20カ所設立。

19日 ▶国防長官、MNLFに全面攻勢計画——ミスワリがイスラム会議に、比政府が停戦違反したと確信させるや否やMNLFは全面攻勢を開始する計画である。MNLFの停戦違反による被害(1/20~10/17)は軍・民間人の死亡478人、うち過去30日間に114人。他方国防省発表では9月25日以来10月18日までの軍損失は死亡86人、負傷108人。

▶北サンボアンガで3カ所同時攻撃——MNLFはサンボアンガ市西100kmのKawit-Kawit(18日以来)、東80kmのTictapul、50kmのCuruanの各軍分遣隊を約500人で攻撃。南部軍司令官はこれはマンジョールサとA.アサニMNLF停戦委の国外不在に合せた計画的なものと発表。また20日国防長官は、MNLFは共和国に敵対する陰謀集団であり、解放戦線のふりをしてい

ると声明。

▶5295人に帰化承認——大統領令1220号。既承認と合わせ合計1万6400人。

20日 ▶大統領暗殺容疑で有罪判決——軍事法廷は Alexander Arevalo に対し禁錮6年。

21日 ▶宅地収用政策、農地改革対象を拡大——大統領。  
①遊休地所有者に対して1年以内に生産的使用に供するか、収用に直面するかと警告。財務長官に遊休地の高率課税の研究を指示。②今日から人間居住および貧者のための住宅・公園・病院・学校・住宅建設のための公有地割当、私有地の収用が国の政策。③砂糖、ココナツ、バナナ、ゴムおよびパイナップルが作付られている25ヘクタール超の小作プランテーションを農地改革計画の対象に含める。小作は今後設立される法人の共同所有者となる。④Samahang Nayon のための共同組合銀行を設立する。

22日 ▶MNLF、NPA と共同戦線拡大を計画——国防省は同計画を確認するという文書を公表。公表された情報報告によれば、ミスワリは南部の政府圧力緩和のため、ルソン、ビサヤで大規模行動を開始するようシソンとの接触を樹立した。

(注) 21日東京で MNLF 中央委 Assad Salid は、東京に連絡事務所設立のため訪日、クアラルンプールにも同事務所設立を準備中で、南部フィリピンのゲリラは、もし必要なら、年末までに北部フィリピンに戦闘を拡大する、と声明。

23日 ▶MNLF 野戦指揮官との接触命令——大統領は、臨時政府と軍当局に対し、自治地域の行政機構について討議するため彼らとの接触を命令。ミスワリが政府の帰国・和平会談継続要請を拒否したといわれるため。

▶ホロ戦闘で政府軍死亡4——18日以来4件、Patikul, Indanan, Kamour hill で、その他 CHDF 死亡5、負傷11人。27日 Mainbong でも戦闘、CHDF 2死亡。またミンダナオ本島でも10月30日～11月2日南北ラナオ、北コタバト、北サンボアンガ諸州で5件の戦闘発生、陸軍は死亡8、負傷30を出した。

25日 ▶可能なら年内に大統領選実施を希望——大統領は、危機政府であっても政府指導者は少なくとも6年に1回選挙民の審査に自身を付託すべきだ、選挙前に好ましくない地方役職者を除去する、と述べた。

▶ADB 道路借款調印——ルソン島2主要道など518km。

26日 ▶南部軍、MNLF の大基地攻撃開始——軍は24日南北サンボアンガ州境 Tabon 付近の MNLF 大訓練場を陥し、25日中央本部キャンプを包囲、26日陸空から攻撃を開始、11月1日これを陥した。

(注) 南部軍は18日、MNLF のサンボアンガ半島上陸、各

地分遣隊攻撃のため、サンボアンガ市に再度警戒体制を敷いたが、25日南部軍司令官発表によれば、半島部で軍に抵抗している武装テロリストは約2000人、スルー、パンラン、コタバトからの救援を含む。上記本部キャンプは約6カ月分の武器・食糧を貯蔵、その主要指導者は、半島同時攻撃命令者 Abubakrin Lucman, Al Caluang, Yacob Thbrahim といわれる。11月4日国防省は、Tabon 攻略で MNLF の都市攻撃計画は座折した、と発表。

27日 ▶政府軍、Patta 島奪回——スルーで20日 MNLF が攻撃。

28日 ▶初代駐比ソ連大使の指名受理——バレリン・プラディミロビッチ・ミハイロフ大使、12月29日着任。

29日 ▶第4回立法諮詢會議開催——大統領は、76年憲法修正で自分は暫定国民議会(B.P.)の組織と同時に自動的に首相と35年憲法下の大統領になるが、B.P.選挙前に国民の信認を望んでいる、自分は選挙を望むが法律顧問は現憲法下では不可能とみている、と演説。

最終日の30日、同議会は次の主要決議を採択した。①12月17日に大統領信認投票(レファレンダム)を実施する。②暫定 B.P. 選挙を78年の雨期前に実施する。③南部紛争における政府の政策を支持する。また大統領は、選挙法委に77年選挙法草案の完成促進を指示、78年1月に同法承認のため立法諮詢會議を招集する、と述べた。

30日 ▶78年国家予算承認——大統領令1250号。立法諮詢會議場で署名。歳出規模286億8149万ペソ。農地改革、食糧生産、コミュニティ・サービスの重視継続、地方政府の役割の増大を柱とする。

31日 ▶12月17日にレファレンダム実施発表——大統領令1229号(10月30日発効)。同時に関係問題の自由論争・討議保証のため投票当日まで戒厳令効力を停止。

## 11月

2日 ▶正当な逮捕・捜索・押収手続の順守指示——指令書621号。

▶3製糖工場の新設承認——砂糖委。精白糖の生産・消費の地域不均衡は正のため。

3日 ▶新駐日大使——このほど日本政府が受理。Carlos J. Valdes 大使。

▶糖業作物ローンの即時支出命令——大統領。年間7億ペソ、ピクル当り73ペソ。

4日 ▶駐比米新大使着任——David D. Newsom 前インドネシア大使。11日大統領に信任状を提出、両国間の軍事諸協定の交渉再開合意を伝えた米大統領の親書を手交。

5日 ▶ソ連、南部紛争介入要請を拒否——オブレ労働長官は最近のモスクワ訪問時に、ソ連は MNLF からの同要請をあらかじめ拒否、マルコス支持を保証した、と

発表。

7日 ↪議会制移行の準備は未完了——大統領は現在の機構が継続すべきだとレファレンダムの賛成投票をアピール、次のように述べた。①我国の福祉・運命を将来権力を握る1人の男の気まぐれに委ねることになるから、いかなる将来のまたは即時の憲法修正にも反対である。②76年憲法修正の実施継続に賛成。我々はまだ議会制度の準備ができていないと国民に断言する。我々は大統領または立法府の権限の混乱のない準備期間を採用せねばならない。③レファレンダムの論点は次の2点。国民がマルコス大統領が35年憲法規定の大統領と73年憲法の首相の2つの地位を占めることを望むかおよび76年憲法修正規定の新しい政府形態で前進することを望むかである。④73年憲法修正第3号は自分に大統領・首相に終身留る権限を与えるものではない。自分の同任期は、暫定B.P.が正規の国民議会選挙の実施を決定した時に同時に終了する。⑤もしミンダナオの戦闘がその時までに拡大せねば78年5月または雨期前に暫定B.P.選挙を実施する計画である。⑥憲法修正は政府に議会制度の採用を準備するために数年を与えた。これは最も重要である。⑦もしレファレンダムで反対が勝てば、自分は大統領を辞し、暫定B.P.の普通代表として立候補するが、暫定B.P.が首相を選挙するまで引き続き大統領に止る。単なる代表として立法府に加わるとしても、自分は議会のリーダーシップを求めるであろう。反対投票は、議会制への移行期間が直ちに終了し議会制に移行することを意味する。

♪大統領、特にコタバト、スルーで戦闘再燃——戦闘再開は、停戦を利用し半島全域の奪取を目的に戦闘継続を命じたミスワリの書面命令(押収文書)による。73年の戦闘開始以来今年までの民間人死者は3～5万、難民は50～100万。分離主義者は単なるテロリスト、強盗、不法者である。

(注) 南部軍司令官は10日、押収したミスワリの現場指揮官宛6月19日付の14ページ書簡を公表。これは政府軍の半島部からの排除等17項目の指示からなり、主な宛名人は次の通り。Abu Bakar 中央委書記長、Ali Akbar モロ国民軍参謀長、Manfai 戦争計画会議議長、Gadafi Dungasan モロ国民軍全国野戦司令官。

8日 ↪南サンボアンガ沖合で戦闘——Illana 沖で9日まで、MNLF側に死者60、陸軍側に負傷3確認。10日にも Tabina 沖で戦闘、CHDFに死者2。

9日 ↪マサガナ99第10期開始——77年11月～78年4月乾期作。作付予定面積71万2329ヘクタール、貸付予定額4億8220万ペソ(35万7250ヘクタール)。

10日 ↪メトロ・マニラのポルノ徹底取締り指示——イメルダ・マルコス知事。

12日 ↪日本再武装は東南アとの関係阻害しない——大統領。しかしこれは防衛目的のためであって日本がASEANの経済開発計画を支持するとの条件付きである。ASEANと日本の貿易増加を支持する、ASEAN諸国は全くの日本からの援助よりむしろ貿易の有益な効果を感じている、と強調。

♪信認投票広報運動の開始命令——全国バランガイ連合理事会。また選挙委員会は、バランガイでの討論集会開催を投票の要件とする、と発表。

14日 ↪台風で中部ルソンに被害——台風「Unding」。18日現在死者64、行方不明10、物的損害8800万ペソ。

15日 ↪比独借款協定調印——1500万マルク。ビサヤ6島の電化プロジェクト用。

16日 ↪比米軍事条約交渉再開——次の3点で原則合意に達した。①基地は比人司令官の下に置く、②基地内の米国施設地域の境界決定を行う、③交渉手続ガイドライン。他方大統領は、基地内の関税、移民、検疫に関する比米合同タスク・フォース勧告の一連の措置を承認。

17日 ↪モデル都市用に民有地收回用命令——指令書625号。「Lungsod Silangan」用にリサール州 San Mateo, Montalban 両町内の2832ha。同計画は同州北部の2万0312haに30万家族規模の新都市を建設するもの。

♪比日友好公園落成式——イメルダ大統領夫人出席。キリノ通りのパコ駅前に。

♪日比商品借款調印——第6次円借款の一部で50億円。

18日 ↪国防次官、MNLF 停戦違反を通告——シセ・イスラム会議代表の定期報告訪問時に、5月29日付ミスワリのAbulkair Alonto 北部ミンダナオ MNLFの長宛書簡(押収文書)の写しを手交、その意図はトリボリ協定の領土保全・国家主権条項に違反すると、述べた。

(注) 発表によれば上記文書は、「第1回モロ共和国(Bangsa Moro Republic)の国民議会の決定によって、我々は北部ミンダナオをモロ共和国内の2つの連邦州に分割することを決定した」等の内容を含む。

♪インドネシアに米1.5万トン輸出承認——大統領。12月初めさらに1万トン追加承認。

(注) タンコ農務長官は12月8日、前年と同水準の夏収穫があれば、78年6月現在の緩衝在庫は110万トン、100日分の見込みで、うち10万トンは輸出可能余剰で、8月現在の在庫は98.1万トン(対インドネシア輸出を除き)、93日分ある、と発表。

19日 ↪大統領、シソン CPP議長逮捕を発表——10日ラウニオン州サン・フェルナンドのPagdalagan部落で、妻Juliet Delima Sison 中央委および執行委スタッフ3人とともに、戦闘を交えず、逮捕。

(注) 大統領は記者会見で次のように述べた。①シソンの逮捕で当初のCPP中央委26人のうち15人は政府の拘留下

にあり、5人は殺され、残る6人中4人は国外に、国内には Ruben Guevarra, Juanito Rivera の2人のみである。②CCP が全國に党員を有しているとの主張は誇張である。CCP の主張では武装メンバー3000だが、1000 が現実的推定。③シソン逮捕と同時に押収された文書は CCP が国外支援を受けていることを示している。④シソンが使用していたとみられる車は Camelito fathers の名義で登録されていた。⑤シソンは変名 Amado Guerrero と同一人物。また國軍は23日、押収したシソン・ミスワリ間の書簡等は CPP-MNLF 提携を確認したと発表。

22日 ▶新駐中国大使——このほど信認状提出。Narciso Reyes 前国連常駐代表。

23日 ▶マカバガル、政府批判——マニラ・ライオンズ・クラブで演説、次のように述べた。5ヵ年の戒厳令後フィリピン国民は戒厳令、MNLF、茶番のレファレンダムと選挙の悪循環のわなにかけられている。大統領は自由かつ正しい選挙が我国の民主主義を回復させるために実施されるよう、即座に辞任し、國を離れるべきだ。MNL LF 反乱を引き起こしたのは戒厳令であり、それは戒厳令の継続を正当化するため助長されている。24日 F. ロドリゴ元上院議員は、大統領宛公開状で、レファレンダムをボイコットする、無意味かつ政府資金の無駄使いだ、戒厳令は解除されるべきだ、と述べた。

24日 大統領は、60年代に中部ルソンの共産主義分子を武装・支持し、その反乱を悪化させ、62年にサバ請求権を提起、ミンダナオ分離運動を育んだのはマカバガルである、と反論した。

▶町長の警察監督権一部回復——大統領。また不正警察官取締りに Citizen's Committee on Police Affairs の設置およびミンダナオに統合民間郷土防衛隊、名称 Kawal ng mga Barangay の設置を指示した。

24日 ▶土木事業入札は比人企業に限定——大統領指示。同事業の入札裁定は比人または資本75%比人所有事業体に限定。また比人会社が非比人企業との提携、合併で反ダミー法の規定をくぐり抜ける契約を結ばぬよう監督すること。

25日 ▶軍裁2号、アキノらに銃殺刑判決——火器不法所持、殺人、破壊活動の訴因11件のうち9件で有罪。同じく Victor N. Corpus, Bernabe Buscayno も反乱罪で死刑判決を受けた。米国務省は26日判決に困惑を表明。

▶ホロで衝突、MNLF 7死亡——24日前後の3件の戦闘で。

26日 ▶反対多数なら戒厳令を即座に解除——大統領はレファレンダムには次の3つの争点がある、と述べた。①今は戒厳令を解除すべき時ではない。シソン押収文書と彼が明らかにした MNLF と NPA の提携のため一部地域に限っても選択的に戒厳令を解除できない。②反対

者は私の大統領辞任を望んでいる。彼らは反対投票すべきだ。③国家開発の問題は政治リーダーシップにより実施されている開発計画の継続を望んでいるか否かである。また76年12月23日のトリポリ協定は政府にとって外交的勝利である。我々はトリポリではなくすべてのものを得た。

27日 ▶バシランで伏撃、PC 大佐負傷——Colonia, Lamitan 間で第 61 PC 大隊司令官、下士官 2 名も負傷。政府軍は 12 月 11 日犯人引渡し最後通告の期限切れに伴い、警察行動を従来のラミタン地域から新たに Tuburan 地域に拡大。南部軍司令官は 18 日、9~12月に MNLF の停戦違反は140件で、軍・民間人死者は263人に達した、と述べた。

29日 ▶ADB、対 DBP 借款供与——3500万ドル。対民間再貸付用。返済期間15年、年利8.3%。

30日 ▶国防長官、アキノら裁判再開命令——大統領命令で、被告が提出を希望する証拠受理のため。12月 5 日再開。

## 12月

1日 ▶マカバガル、対比米援助停止を要請——もしカーター大統領が、マルコスに自由選挙による正常化回復を説得できない場合、軍事基地を撤去し、軍事援助を撤回すべきだ。

(注) 2日 G. Roxas 前リベラル党総裁は、5年間の沈黙を破り、大統領に対し、メトロマニラだけの大統領選挙実施を要求、また無益・高価なレファレンダムには参加しない、と述べた。また 6 日サロンガ元上院議員は、たとえ反対が勝っても拘束力はないから過去同様ボイコットする、とレファレンダムのシンポジウムで演説した。

▶世銀対比協議グループ年次会議——東京(～2日)。合意事項は次の通り。①フィリピンは新5ヵ年計画のためより多額の公的開発援助を求めるべきだ。78年分として7.5~8.0億ドルを必要としよう。②開発目標達成のためには海外資本が必要。中長期民間借款からの総支出は次2ヵ年に約1.4億ドル必要。③政府は特に輸入代替と輸出に対する奨励の間の不均衡を減らすため関税・財政上の奨励の再調整を通じ輸出成長を維持すべきだ。④比輸出品が外国市場への十分な接近を有しかつ外国のライセンス契約は比企業に外国市場への輸出を認めることが重要である。⑤政府は開発コストをより幅広く分担させるため租税制度改革を推進する必要がある。

2日 ▶ハンガリー民族舞踏団来比。

3日 ▶国防長官、国際アムネスティを批判——CPP は同機関に浸透し、一部教会指導者は軍・政府に対する國民の信頼を傷つける目的で共産主義者の陰謀に加担している。

▶南ラナオ州ヌサヌサ島で戦闘——推定120人の MNLF が基地としていた同島に11月30日政府軍パトロール隊が上陸、同隊に死者8、負傷22を出したが、4日間の戦闘後同島を奪回、MNLF 25人を逮捕。

4日 ▶輸入金融金利に限度設定——中央銀行覚書。

5日 ▶バランガイ・ビーフ・プロジェクト促進命令——大統領。「Bakahang Barangay」計画。

6日 ▶米作面積の削減必要——対世銀協議グループ説明会議で、350万から灌漑地の250万ha に。他方高収量品種の実効作付面積は250万から82年290万、87年に340万に増加を予想。同品種の実効作付面積シェアは78年69.6%、87年80.8%になる。

▶東獨国家評議会議長訪比——Erich Honecker、W. Stoph 閣僚評議会議長ら計6人。7日比・東獨通商協定および取引品目明細書に調印。

▶米軍基地内への違法入り取締開始——大統領令1227号施行。米軍と住民の摩擦回避のため。

7日 ▶マカバガル、全レベルの全国選挙主張——サンフェルナンド・ロータリー・クラブで演説、大統領の辞任・離比・自由選挙の主張を繰返し、International Commission of Justice は戒厳令はもはや必要ないと立場を支持した、と述べた。

▶選挙委員会、公務員の積極的キャンペーン禁止——レファレンダムで決議1265号。

▶TUCP の労働運動主導に反対表明——R. Oca 指導の比労働組合会議は労働者の「自由と諸権利」を全く無視しているとして。

8日 ▶当面比米新経済協定は緊急に必要ない——新大使演説。①投資問題は個々のベースで解決できる。商品問題は多国間貿易交渉を通じ最も効果的に取扱える。②米投資家はパリティを求めていない。多くの米投資家は、新ルールの枠内で危険を冒す用意があるが、ひとたびなされた投資に関しルールは変更されないと保証を求める。③(基地交渉) 比人司令官が基地の長となり、米国施設は基地内に明確に分離され、比国旗がその上に掲揚されることが原則的に合意されている。

9日 ▶レファレンダム実施は合憲——最高裁はレファレンダム施行令(大統領令1229号)の無効・停止請求に対し9対2で、レファレンダム実施決定は「政治的」であり、裁判所の審査権限内にないと判断。

10日 ▶大統領、ベトナムに米1万トン輸出を承認。

11日 ▶私有地の収用対象拡大——大統領は、Lungsod Silangan の第1期「Bagong Nayon」(新村) プロジェクトの落成式で、公営の住宅建設なども含め、全国的なスラム改善計画は今や国の政策である、と言明。

(注) 12日大統領は、収用法(共和国法2616号)修正大統領

令(スラム改善等のための私有地収用)に署名、ケソン市の系争中のエステート26ha の収用を決定した。

▶CCP、PCIとの合併決定——561対457で、13日 PCI も同趣旨の決定を141対22、棄権8で可決。

13日 ▶大統領、混乱の可能性に警告——レファンダムで反対票が多数で自分が戒厳令権限を奪われれば、政府・経済その他国家活動の混乱の可能性があるとして。

15日 ▶スルーで再び戦闘——Patikul で MNLF 部隊が政府軍大隊の防衛線突破をはかり、政府軍に11、MNLF 側に約50の死者を出した。

17日 ▶レファレンダム実施——参考資料参照。

▶地方公務員のバージ約束——大統領。休日明けに開始する。また暫定 B.P. 選挙後に国民が自身で好ましくない地方公務員を取り除ける地方選挙を行う。

19日 ▶1月に立法諮問議会招集——大統領。B.P. と地方選挙について討議のため。また特に反対投票が優勢な地域の評価に关心をもっている。反対票は地方リーダーシップに対する非難だと評価がある。

▶対キューバ貿易再開を考慮——大統領はキューバ使節団と会見、キアソン商務長官に両国間貿易協定の草案作成を命じた。

(注) キューバとは75年に復交したが、61年以来貿易取引は停止されたまま。

▶タルク、農地改革の遅延を批判。

21日 ▶78年までに南部の治安完全回復を確信——大統領、国軍創立42周年式典で。その他、①政府は治安と安全保障の自立促進のため国軍の新5ヵ年開発計画を開始する、②南部分離運動と共に反対の脅威は相当削減されたが、新しい証拠は、国外からの援助の継続を示している、③南部の状況の深刻さは時期尚早な戒厳令解除を軽率かつ無謀きわまるものにする、④反乱とテロに抵抗する(Kawal Barangay—10月24日承認したバランガイ民間人の自衛組織のような) 地方コミュニティの能力の強化努力を継続する。

▶米社に対する公有地賃貸契約の延長提案に異議——法務長官。NDC が Philippine Packing Corp. (デルモンテ) と結んでいるパイナップル・プランテーション 8185 ha の賃貸契約は、1988年12月に総計期間50年に達し、以後の延長は憲法・公有地法に抵触するとして。

▶第6次プロジェクト円借款の交換公文調印——6プロジェクトに対し合計225億円。

22日 ▶第2PC 管区、対 NPA 全面作戦命令——域内の NPA 組織解体のため。

▶政府は今後公的開発援助に依存——リカラス中銀総裁。民間借款はやむをえない場合のみ利用。77年の对外債務の返済比率は15%、IMF 方式では19%になる。前

者は借款を含めた対前年外為総収入によるが後者は前年の輸出収入を基にする。政府は前者の方式を放棄しない。

23日 ▶金利体系の改訂措置——中央銀行回状584～589号。1978年1月1日発効。現行体系下で投資・資本形成が低減しているためこれを是正する措置。

▶大統領、警察官の給与10%引上げ実施——月給600ペソ以下の者に60～70ペソ増額で8月1日発効。最低給与は406から466ペソになる。

▶大統領、中銀法修正——優先計画に対する貸付額増加を可能にするため。

▶1978年対外借款予定は18.5億ドル——ビラタ財務長官。公的開発援助8億ドル、商業借款(IMFの1～15年満期限度枠下で)9.5億ドル、新規回転信用1億ドル。

24日 ▶大統領、858人の仮釈放命令——うち82人は公共秩序違反、他は一般犯罪。

26日 ▶閣僚の B. P. 立候補について——大統領は、立候補希望の閣僚はただちに各省の行政改革および専門化を促進せよと指示、閣僚の多くは暫定 B. P. 選挙に立候補せねばならないであろう、と述べた。

(注) B. アキノ道路長官は27日正式に立候補を発表したが、29日時期尚早なので再考する、と述べた。

28日 ▶国防省、1646人を特赦釈放——発効日は1974年12月～76年。現在980件の申請が審査中。

▶大統領、所有地を政府に寄贈——北イロコス州 Paoay の 100ha。

31日 ▶政府幹部官僚、反政府に転向?——Development Academy of the Philippines の筆頭副総裁 Horacio Morales, Jr. で政府を去り、共産党のフロント組織 National Democratic Front に参加したといわれる(AP)。

## 参考資料

1. 南部回教徒自治地域設立に関するレファレンダム
2. 大統領信認に関するレファレンダム
3. 主要経済措置リスト

### 1. 南部回教徒自治地域設立に関するレファレンダム (1977年4月17日実施)

#### (1) 大統領令第1092号第2条による質問

- a. 第9および第12地方の投票人に対して、  
「あなたは第9および第12地方の単一の自治地域への合併に賛成しますか？」  
b. パラワン、南ダバオおよび南コタバトの投票人に対して、

「あなたは、南西フィリピン（第9および1または第12地方）の自治地域の一部としてあなたの州を含めることに賛成しますか」

#### (2) 大統領令1111号第15-B条による意見票の質問

1976年12月23日のトリポリ協定および1977年3月18～19日のマルコス大統領とカダフィ議長との間の協定に従い、マルコス大統領は南ラナオ、北ラナオ、スルタン・クダラト、マギンダナオ、北コタバト、南サンボアンガ、北サンボアンガ、スルー、バシラン、タウイタウイ、パラワン、南ダバオおよび南コタバトの諸州に自治を宣言する宣言第1628号を公布した。

マルコス大統領とカダフィ議長との間の協定はまた、住民がレファレンダムを通じて、自治地域内で自ら行政上どのように組織すべきか質問さるべきことを規定している。

1. これら13州が最終的に単一の自治地域に組織されるとの提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？もし答が「賛成」であれば、これら諸州は単一の自治地域を構成することになる。もし答が「反対」であれば、13州は等しく自治的であるその現在の地域内にとどまることになる。
2. 自治地域における行政制度は完全かつ十分な権限を有するNMLFによって統治される、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？
3. 自治地域は、中央政府の旗、国語およびシールとは別のかつ異ったそれ自体の旗、公用語およびシールを有する、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？
4. 自治地域は自治モロ民族イスラム地域（autonomous Bangsamoro Islamic Region）とおよびその

住民はモロ民族（Bangsamoro）と呼称される、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

5. 自治地域は、自治地域政府により設置される控訴院および最高裁判所を有する、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

6. 自治地域に中央政府の国民議会の一般立法権と類似の、課税を含む一般立法権を与える、との提案がある。あなたはかかる提案を承認しますか？

7. MNLFに、フィリピン国軍（AFP）、統合国家警察（INP）または中央政府の他のいかなる部局もしくは諸部局の監督および支配の外の独立した、治安秩序を維持するための治安軍を自治地域内に組織しかつ利用する権限を与える、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

8. 自治地域の行政評議会は、MNLF中央委員会の同意を得て、地域立法議会により選出され並びに地域治安軍の作戦および活動を組織し、支配しかつ監督する権限を有する地域治安軍の最高司令官である首席大臣および副首席大臣を長とする、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

9. 自治地域の会計は、地域委員会によってのみ監査され、フィリピン憲法が規定しているように国家監査委員会によっては監査されない、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

10. 自治地域における行政制度は、地域の有資格選舉人により選舉される議員を有する地域議会および同議会により選出されるが同議会の議員であってもまたはなくともよい行政評議会の創設を含む、1977年2月14日の特別会期で採択された立法諮問議会の提案で規定されているように、中央政府の適切な機関を通じ、フィリピン中央政府の全般的監督および支配の下にあるものとする、との提案がある。あなたはかかる提案に賛成しますか？

タウイタウイ州の投票人に対する追加質問として、

11. 関係地域の行政を促進しかつその社会・経済開発を促進するために、大統領令第302号は、スルー州の管轄領域から数町を取り除き、それらでタウイタウイとして知られる単独の州を設立した。あなた

は、別個の政治下部機構へのスルーおよびタヴィタ  
ヴィ州への分離を維持すること、従って後者が通常  
の州を構成することに賛成しますか？

スルタン・クダラト、北コタバトおよびマギンダナオ  
諸州の投票人に対する追加質問として、

11. 関係地域の行政を改善しつつその安定と社会・経  
済的発展を促進するため、大統領令第341号は、コ  
タバト州を次の3つの領土下位区分に、即ち北コタ  
バト、マギンダナオおよびスルタン・クダラト諸州  
に分割した。あなたは、別個の地方行政単位として  
これらの3つの領土下位区分を維持することおよび  
従ってこれらが通常の州を構成することに賛成しま  
すか？

バシラン州の投票人に対する追加質問として、

12. 大統領令第356号（同530号および840号により修  
正）によって、バシラン市は廃止され、その構成領  
土単位は行政上および政治上バシラン州を構成する  
ものとして組織された。あなたは通常州としてバシ  
ラン州の地位を維持することに賛成しますか？

## 2. 大統領信認に関するレファレンダム

(1977年12月17日実施)

### (1) 質問内容（大統領令第1229号による）

あなたは、フェルディナンド・E・マルコス大統  
領が、1976年憲法修正の修正条項第3号に規定され  
ているように、暫定国民議会 (Batasang Pambansa)  
の組織後も引き続き現職の大統領として在住しつつ首  
相であることを可としますか？

### (2) 投票結果

地 方	賛 成	反 対	棄 権
全 国	20,062,782	2,104,209	299,663
I	1,511,321	67,968	14,421
II	920,973	35,243	8,922
III	1,823,251	160,844	28,537
IV	2,857,867	237,979	52,888
IV-A	2,276,633	234,960	41,121
V	1,204,059	121,100	19,059
VI	1,649,524	123,267	17,423
VII	1,412,571	199,554	19,129
VIII	1,041,048	97,330	10,964
IX	597,031	87,203	8,300
X			
XI	1,019,740	282,547	25,451
XII	883,050	70,052	5,852

(出所) Comelec-Bulletin Today, Dec. 25, 1977.

## 3. 主要経済措置リスト

### A. 大統領令 (PD)

No.	署名日付	内 容
1063	76.12.18	PD 350号（フィリピン綿会社設立）を 改正する。
1064	12.31	比国籍船の登録・書類調査機能を比沿 岸警備隊に移管する。
1066	12.31	米等の優先作物、畜産に転換される非 小作砂糖農地を農地改革から免除す る。
1067	12.31	水源に関する法律を改訂し、統合する 水利法を制定する。
1068	77.1.13	新エネルギー源の調査、開発・利用の 促進をも指示し、エネルギー開発局に これに関する権限を与える。
1070	1.18	一次金生産者に援助を与える。
1071	1.25	比国際貿易公社の設立法を改訂する。
1073	1.25	コモンウェルス法141号による譲渡し うる公有地に対する不完全な所有権の 行政上の公認（公有地譲渡証書）およ び法的確認の申請期間を77年1月1日 から11年間延長する。
1074	1.25	フィリピン輸出開発公社を設立する。
1079	1.28	法的公告等の発行を規制するすべての 法律を改訂しつつ統合する。
1080	1.31	PD 550（比外国借款保証会社設立）を 改訂し、名称を比輸出・外国借款保証 会社に改める。
1084	2.4	Public Estate Authority を創設する。
1089	2.8	ガソリン混合用のアルコールに対する 従量税を規定する。
1090	2.10	関税法第105(m)条を修正する（輸出 果物用カートン・ボックスの無税輸入 を認める）。
1094	2.18	共和国法第3591号（比預金保険会社設 立）の一部条項を改正する。
1101	2.28	放射性鉱物を含有する地域の開発を認 める。
1108	3.22	改正比道路法を更に改正する。
1112	3.31	有料道路の料金徴収所の設置承認。
1116	4.15	PD 779号（株式取引の資本利得に対す る所得税）の効力を無期停止する。
1118	4.15	PD 231号（地方税法）第38条(e), (f), (g)を改正する。
1119	4.15	内国歳入法第124条（国産品消費税の 支払）を改正する。

1122	4. 21 ガソリン等石油製品の消費税率を引上げる。	496	1. 14 糖業労働者救済措置を指示する。
1123	4. 21 物価手当を一律60ペソ増額する。	503	1. 31 特に地方の中小規模の輸出産業に産業保証・貸付基金1000万ペソの即時支出を命ずる。
1128	4. 25 石油産業委員会法を改正する。	508	2. 15 製糖工場用輸入機械・設備の免税措置を延長する。
1141	5. 25 保険法 (PD 612号) 第249条を改正。	523	3. 25 首都圏の節水を指示する。
1144	5. 30 肥料業庁を廃止し、肥料・農薬庁を設置する。	526	3. 30 マニラ・カビテ沿岸道路および埋立プロジェクトにおける金融センター開発計画に関する指示。
1152	6. 6 フィリピン環境法。	532	4. 20 首都圏のバス会社統合に関する指示。
1153	6. 6 全国民に5ヵ年間毎月1本の植樹を義務付ける。	534	4. 21 小漁民に対する燃料助成。
1154	6. 3 商業手形の利子に35%源泉税を課す。	538-B	5. 12 精米の最低歩止りを60%に引上げる。
1155	6. 3 酒精飲料に対する消費税率を引上げる。	551	6. 7 自動車の公害防止機器の設置。
1156	6. 3 銀行預金利子に源泉税を課す。	563	6. 24 石油開発用機材供給基地に転換使用される課税倉庫の設立と運営。
1157	6. 3 ハイアライ等の借金に対する税率および宝くじ償金の政府取分を引上げる。	573	7. 12 ホテル業の追加物価手当を免除する。
1158	6. 3 すべての内国歳入諸法を統合し、単一法典に編み。National Internal Revenue Code of 1977と称する。	580	7. 29 米・とうもろこし・ミラー等に対する燃料助成。
1159	6. 3 農業投資奨励法。	595	9. 6 免税店の設立・営業規則。 C. 大統領行政命令。
1164	6. 23 物価統制法の効力を79年6月30日まで延長する。	484	4. 21 乗用車・トラックのタイヤ輸入関税を50%から30%に引下げる。
1167	6. 27 海外建設産業を発展・規制し、奨励を与える。	D. 中央銀行の主な金融措置（要旨）	
1174	7. 27 1976年石炭開発法 (PD 972号) を改正する。	►覚書68号 (76. 12. 27) ——産業用クレーン・トラックまたはクレーンの輸入申請は中銀の事前認可を要する。	
1179	8. 15 青少年福祉法 (PD 603号) を改正する。	►回状551号 (77. 1. 17) ——マネー・ショップ開設・営業規則の統合・改正。	
1181	8. 19 自動車の大気汚染防止を規定する。	►回状552号 (1. 17) ——I. 預金準備率。1. 商銀、比土地銀行、比亚マナー銀行。20%。2. 農村銀行。a. 要求預金、14%。b. 定期・普通預金、8%。3. 貯蓄銀行、DBP、8%。II. 預金準備の形態。1. 中銀預金。上記1, 2, 3につきそれぞれ最低25, 10, 10%。2. 政府証券および保有現金。同それぞれ最高10, 20, 20%。III. 外貨預金の準備率、10%。IV. 預金サブスティチュートの準備率、20%。ただし、76. 4. 1に5.5%，以後20%達するまで毎月0.5%引上げる。	
1183	8. 21 遊行税の規定を改正・統合する。	►覚書回状 (76. 10. 14)* ——産業保証・貸付基金(IGLF)計画による特別定期預金取得規則。	
1189	8. 30 カガヤン総合農業開発プロジェクトを実施する。	►回状555号 (77. 2. 7) ——適格輸出手形の再割引規則・組則改正（非伝統輸出品の優遇措置）。	
1192	9. 2 PD 388号 (Philippine Sugar Commission 設立) を更に改正する。	►回状556号 (1. 28)* ——非銀行金融機関の取締役・役員の資格規定。	
1193	9. 6 Tourist Duty-Free Shop, Inc. の免税店設立・営業を認める。	►回状561号 (3. 28) ——銀行の自行役員・従業員に対する特別給付の一部としての融資援助に関する規則。	
1202	9. 27 社会保険法（共和国法第1161号）を改正する。	►回状562号 (4. 21) ——改訂農村銀行規則・細則の改正。	
1203	9. 27 PD 285号を改正する。		
1205	10. 3 PD 1183号を更に改正する。		
1206	10. 6 エネルギー省を創設する。		
1212	10. 12 飼料作物の支持買上価格を指定する。 通達 (LOI)		
487	12. 3 有機ガス開発利用の統合研究を指示。		
490	12. 27 マサガナ99貸付の回収率改善措置を指示する。		
491	12. 29 LOI 207号の帰化要件を緩和する。		

▶回状568号 (5.4) ——銀行の取締役・役員、株主に対する貸付規則(回状357号)を修正する。

▶回状569号 (5.16) ——対外借入に関する中銀の政策ガイドラインおよび施行規則の改訂。1. すべての借款は中銀の事前承認を要する。2. 条件。a. 満期。25万ドルまで—3年、25万超・50万ドルまで—5年、50万超・300万ドル—7年、300万ドル超—10年。登録輸出企業等は300万ドル超の借款を最低満期8年で取得できる。b. 猶予期間。最低一年。c. 利率。貸付国プライムレートにて2%を加えた率以下。比国金融機関の保証ある場合、同プラス $1\frac{3}{4}\%$ 以下。d. コミットメント料。未使用残高に対し0.5%、e. フロントエンド料。1%以下。

▶回状572号 (7.27) ——在比外国企業のペソ借入に関するガイドライン。1. 外国企業(非フィリピン人および資本の40%超を外国人が所有する組合または株式会社)は、ペソ借入および利益送金に際し規定の負債/資本比率を順守しているとの関係省庁委員会の事前証明を取得すること。2. 負債/資本比率。グループA: 60:40。a. 投資および輸出奨励法登録企業、輸出加工区庁登録企業、中銀認証輸出企業、他の諸法、大統領による奨励資格を有する企業、PD 823号(PD 849号で修正)施行 LOI 368号規定の重要産業。グループB: 55:45。その他製造活動從事企業。グループC: 50:50。非製造活動從事企業。3. 経過措置、グループA: 初年度末80:20、2年度末70:30、3年度末60:40。グループB: 同75:25、65:35、55:45。グループC: 70:30、60:40、50:50。

▶回状575号 (7.28) ——非銀行金融機関の、取締役、役員、株主、会社に対する信用供与に関する規則。

▶回状576号 (8.22) ——政府証券売買規則細則。

▶覚書<sup>c</sup> (8.10) ——77.7.27以後設立または初めてペソ借入を行う外国会社を除き、外国会社は77.10.1まで、回状572号規定の証明を取得せずに従来通り、新規分を含め、ペソを借り入れてよい。ただし、満期日は78.3.30を越えないこと。

▶回状578号 (9.9) ——非株式貯蓄・貸付組合の預金最高利子率。1. 普通預金、四半期複利で7.5%。2. 定期預金。90日9%、180日9.5%、360日10.5%、540日11.5%、730日12.5%。

▶覚書75号 (9.23) ——石油製品の輸入申請は今後PNOCの事前認可のみとして、中銀のそれを要しない。

▶覚書回状 (10.28) ——76.10.25付覚書(IGLF計画による小企業に対する金融)修正。

▶回状584号 (12.23)\* ——回状492号修正。満期前引出の場合の定期預金利子率。(1)商銀(含DBP、比土地銀行)。90日未満5.5%、180日未満6%、360日未満7%，

540日未満8%、730日未満9%、730日以上10%。(2)貯蓄銀行、農村銀行。上記利率にそれぞれ0.5%加えた率。

▶回状585号 (12.23)\* ——満期730日超の預金利率。1. 定期預金。利息制限法規定の最高利子率の制限を受けない。2. 預金サブスティチュート。a. 満期730日超の場合も利回りは同じ。b. 満期730日以下の場合、コミッション、プレミアム、フィーおよびその他諸掛りを含め、35%短資取引税を加算した実効利子率または利回りは、78.1.1から16%、78.7.1から15%とする。c. 満期日前引出しの場合の利率。約定満期730日以下の場合3%未満引下げ、同730日超の場合、引出し日が90日未満は4.5%、180日未満5%、360日未満6%、540日未満7%、730日未満8%、730日以上9%とする。78.1.1発効。

▶回状586号 (12.23) ——回状494号修正。金融機関の貸付利率および債券買取り利回り規則。1. 残存満期730日以下の手形買取りの、諸手数料を含めた実効利回りは16%以下。同残存満期730日超の場合、実効利回りは19%。2. 残存満期730日以下の貸付取引の、諸手数料を除いた実効利子率は、無担当貸付の場合14%、担当付きの場合、12%，同730日超の場合、担当の有無にかかわらず最高19%。

▶回状588号 (12.23)\* ——銀行の預金準備の一部としての中銀預け金に対し日平均残高の3%の利子を支払う。78.1.1発効。

▶回状589号 (12.23)\* ——回状584、585、586、567号違反に対する罰則。

#### E. 商業銀行の新旧金利体系 (%)

A. 預金	名 目		実 効 <sup>1</sup>		借入コスト <sup>2</sup>	
	旧	新 <sup>a</sup>	旧	新 <sup>a</sup>	旧	新 <sup>a</sup>
普通預金	7.0	7.0	7.19	7.19	7.86	7.72
定期預金	8.5~	8.5~	8.68~	8.68~	9.72~	9.54~
12.0 12.0 13.63 13.63 15.93 14.59						
預金サブスティチュート						
2年以下	17.0 <sup>b</sup>	15.0 <sup>b</sup>	11.05	9.75	19.88 <sup>d</sup>	17.25
2年越	行政制限なし					

#### B. 貸付け・手形買取り利回り

##### 貸付け利子

2年以下	12/14	12/14	13.17~	26.80 <sup>e</sup>	12/14
2年超	19	19			

##### 手形買取り利回り

2年以下	17	15	データ	9.75 <sup>f</sup>
2年超	ナシ	19	なし	12.35 <sup>f</sup>

(注) 1. 普通預金は四半期複利のため、定期・普通預金は利子先払いのため、預金サブスティチュートは35%取引税のため。2. 預金準備および利子支払方法の効果を含む。3. 諸掛けり、35%取引税を含む。4. 現行の20%預金準備に基づく。5. サンプル貸付けに基づく。6. 35%取引税を控除。a. 78年初発効。

(出所) 中央銀行。

# 主 要 統 計

第1表 産業別国内総生産

第2表 労働力統計

第3表 消費者物価指数

第4表 主要経済指標

第5表 製造業生産量指數

第6表 通貨増減要因

第7表 中央政府現金勘定

第8表 新規登録企業国籍・産業別投資

第9表 BOI 承認国籍別投資

第10表 外国為替収支

第11表 10大輸出入品

第12表 最終用途別輸入構成

第13表 相手国別輸出入額と比率

第14表 対外債務残高

第1表 産業別国内総生産 (1972年価格)

(単位 100万ペソ)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構成比 (%)		
	1975年 <sup>1)</sup>	1976年 <sup>2)</sup>	1977年 <sup>3)</sup>	1976年	1977年	1975年	1976年	1977年
農林漁業	18,218	19,651	20,612	7.9	4.9	26.6	26.8	26.5
鉱業	1,445	1,491	1,660	3.2	11.3	2.1	2.0	2.1
製造業	16,537	17,481	18,793	5.7	7.5	24.2	23.8	24.2
建設業	4,101	5,254	5,568	28.1	6.0	6.0	7.2	7.2
電気・ガス・水道	592	654	687	10.5	5.0	0.9	0.9	0.9
運輸・通信・倉庫	3,277	3,559	3,779	8.6	6.2	4.8	4.9	4.9
商業	15,102	15,831	16,485	4.8	4.1	22.1	21.6	21.2
サービス業	9,120	9,495	10,125	4.1	6.6	13.3	12.9	13.0
国内総生産	68,392	73,416	77,709	7.3	5.8	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	169	(244)	(81)	(244.4)	66.8			
国民総生産	68,561	73,172	77,628	6.7	6.1			
間接税マイナス補助金	7,143	6,784	7,168	(5.1)	5.7			
資本減耗引当	6,324	6,847	7,463	8.3	9.0			
国民所得	55,094	59,541	62,997	8.1	5.8			

(注) 1) 改訂数字 2) 暫定数字 3) 1977年12月26日現在推計

(出所) NEDA—Business Day, Dec. 29, 1977.

第2-1表 産業別就業人口 (各年8月現在)

(単位 1000人)

	1975	1976	1977 <sup>e</sup>
労働力人口			16,004
就業人口	14,517	15,427	15,348
農林漁業	7,768	8,126	7,694
鉱業	54	56	47
建設業	456	491	521
製造業	1,651	1,680	1,596
電気・ガス・水道	46	46	46
商業	1,623	1,864	1,934
運輸通信	492	550	672
サービス業	2,395	2,570	2,838
不詳	39	44	—
失業人口			656
失業率			4.1

(注) e: 推計。15歳以上労働力人口を基準とする。

76, 77年は同10歳以上。

(出所) National Census and Statistics Office.

第2-2表 産業別雇用指数 (各年上期平均) (1972=100)

	1975	1976	1977	対前年比(%)	
				1976	1977
全産業	111.2	119.0	124.8	7.0	4.9
農林漁業	106.9	108.2	114.8	1.2	6.1
鉱業	103.6	98.8	143.5	-4.6	45.2
製造業	121.0	124.3	130.0	2.7	4.6
電気・ガス・水道	168.5	181.9	191.2	8.0	5.1
建設業	115.6	211.2	207.4	82.7	-1.8
商業	103.4	112.1	126.0	8.4	12.4
運輸・通信	110.4	105.4	100.5	-4.5	-4.6
金融・保険・不動産	116.1	125.0	126.0	7.7	0.8
サービス	107.5	111.1	112.3	3.3	1.1

(注) 1) 暫定数字。

(出所) CB Review, Aug. 30, 1977.

第2-3表 非農業労働者賃金率指数（マニラ・同郊外）

(1972=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1966年	71.6	65.3	114.7	104.5	1972年	100.0	100.0	100.0	100.0
1967年	75.0	68.4	113.0	103.0	1973年	105.3	102.7	95.4	92.8
1968年	81.0	76.1	119.4	112.0	1974年	115.0	110.8	77.4	74.4
1969年	85.3	79.7	123.2	115.0	1975年	119.6	104.0	74.3	74.5
1970年	90.6	88.4	114.4	111.4	1976年	124.4	126.2	71.2	72.3
1971年	95.3	94.3	105.2	104.0	1977年 <sup>a</sup>	134.1	131.1	72.7	71.1

(注) a: 1977年は1~6月平均。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1976.*CB Review*, Aug. 30. 1977.

第3表 メトロ・マニラ消費者物価指数

(1972=100)

	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他		全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他
1962	50.5	43.2	51.2	62.8	48.0	62.5	60.0	1971	90.9	88.8	90.2	93.7	85.6	96.8	91.7
1963	53.4	57.6	51.5	65.4	49.3	63.4	62.3	1972	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1964	57.8	53.9	53.8	67.1	54.6	65.5	63.9	1973	114.0	114.0	117.1	119.8	104.2	108.2	113.6
1965	59.2	54.7	55.1	69.1	59.9	67.2	65.2	1974	152.2	156.6	171.9	139.0	151.0	139.2	168.3
1966	62.4	58.4	54.5	70.4	60.2	66.6	64.7	1975	164.6	166.9	189.6	150.2	160.1	153.2	194.2
1967	66.4	63.2	57.3	73.1	60.6	71.4	67.9	1976	174.8	176.8	193.3	157.3	169.7	169.5	204.4
1968	68.0	63.0	58.7	77.6	61.0	76.8	69.1	1975 <sup>a</sup>	163.3	166.0	188.8	149.5	157.3	150.0	190.3
1969	69.3	63.9	59.1	79.3	60.8	78.2	70.8	1976 <sup>a</sup>	172.0	173.5	192.2	156.2	169.4	164.0	203.3
1970	79.0	73.8	75.6	86.7	75.6	86.7	81.4	1977 <sup>a</sup>	184.1	185.5	201.8	166.2	173.4	184.5	212.0

(注) a: 1~6月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1976.*CB Review*, 30 Aug. 1977.

第4表 主要経済指標

			1974年	1975年	1976年	1977年 <sup>a</sup>
農 <sup>1)</sup>	食糧	穀米(1000トン) とうもろこし(“)	5,594.1 2,288.7	5,660.0 2,568.4	6,159.5 2,766.8	6,490.1 3,037.0
業	輸出作物	ココナツ蜜糖(“) アバカ太(100万ボート・フィート)	1,702.7 2,444.9 125.9 2,957.2	1,718.5 2,393.8 133.6 3,108.7	1,864.7 2,875.0 136.5 3,578.0	2,051.0 2,883.6 146.8 4,078.9
鉱業	金銀鉄鉱石 銅	(純金, キログラム) (純銀, キログラム) 鉄石(1000トン) クロム鉱石(“) (地金, “)	16,687 53,062 1,608.1 529.5 225.5	15,607 50,699 1,351.4 518.6 223.8	15,527 47,034 571.0 312.7 237.6	7,045 <sup>a</sup> 20,413 <sup>a</sup> 448.8 <sup>a</sup> 127.3 <sup>a</sup> 422.4 <sup>a</sup>
発電量	マニラ電力会社	(100万kWH)	6,279	6,747	7,232	3,941 <sup>a</sup>
生産量指數 (1972=100)	農林漁業 <sup>1)</sup> 製造業 鉱業		108.2 114.4 101.6	116.7 111.1 111.1	132.2 116.4 115.8 <sup>a</sup>	138.5 117.0 <sup>a</sup> 97.2 <sup>a</sup>

(注) 1) 作物年度(7月~6月) p: 暫定数字。a: 1~6月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1976. 1977年は *CB Review*, 30 Aug., 1977.

第5表 製造業生産量指数

(1972=100)

	1973年	1974年	1975年	1976年	1~6月		
					1975年	1976年	1977年 <sup>p</sup>
全業種	127.7	114.4	111.1	116.4	106.9	111.6	117.0
1. 食品、飲料、タバコ	126.4	104.5	100.2	112.4	95.0	112.0	116.0
食品	138.2	107.4	98.5	113.6	94.0	114.4	113.4
飲料	98.0	102.8	109.1	125.5	104.4	125.6	153.4
タバコ	77.2	89.4	100.8	88.6	90.0	78.0	87.8
2. 織物、衣料品、皮革	114.3	109.9	122.1	127.9	110.6	115.0	122.0
織物	115.3	104.8	108.2	106.8	103.2	98.4	92.2
衣料品	111.6	117.4	131.4	163.6	120.4	141.7	161.1
皮革・同製品、毛皮	79.3	77.9	90.7	86.2	87.0	68.8	101.2
はき物	129.5	129.8	187.8	162.8	133.6	157.7	116.8
3. 木、同製品	227.6	112.3	107.1	189.8	104.4	108.9	105.7
木、同製品	116.3	86.2	85.6	90.3	78.7	89.4	94.4
家具、建具	481.0	171.6	156.0	154.1	162.8	153.2	131.5
4. 紙、同製品、印刷・出版	120.3	130.1	107.6	119.0	102.9	114.2	117.7
紙、同製品	111.6	107.6	90.3	113.8	84.4	111.3	114.5
印刷・出版	128.4	158.0	123.6	124.0	120.0	117.0	120.6
5. 化学製品、ゴム、プラスチック	105.1	122.0	93.0	94.7	89.2	86.4	94.8
工業化学品	108.8	176.7	124.0	99.7	137.0	92.6	130.0
その他化学品	109.5	155.5	94.1	91.9	98.0	90.8	88.8
石油精製	100.0	69.7	88.6	106.1	77.4	86.9	88.9
その他石油・石炭製品	84.6	40.6	37.0	40.4	36.6	34.2	55.4
ゴム製品	104.1	89.7	87.0	96.6	60.2	82.3	70.3
プラスチック製品	93.3	82.9	64.0	65.6	64.9	62.6	147.1
6. 非金属鉱物製品	133.8	109.0	96.1	107.3	92.0	113.8	96.3
陶磁器、土器	100.0	100.0	199.7	273.9	149.4	288.4	176.6
ガラス、同製品	131.6	82.9	79.3	86.6	74.7	81.2	79.4
その他非金属鉱物製品	135.0	122.7	106.2	118.2	102.4	117.4	93.5
7. 基礎金属業	154.3	166.2	186.2	190.8	183.8	184.9	205.8
8. 加工金属製品、機械、設備	131.7	132.2	139.0	136.0	131.4	125.7	134.2
加工金属製品	108.6	132.6	132.7	137.5	125.6	132.8	143.2
非電気機器	201.7	150.6	165.2	132.4	160.6	114.6	142.2
電気機器	121.3	114.9	139.8	122.0	116.8	106.6	105.4
輸送器機	131.5	137.1	143.3	147.7	135.4	139.7	144.0
専門、測定設備	75.4	162.5	71.0	156.9	82.4	85.7	46.2
9. その他製造業	125.3	128.2	81.9	75.2	77.2	72.2	89.8

(注) p: 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1976.*CB Review*, 30 Aug. 1977.

第6表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年 <sup>a</sup>
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	3,466.1	4,924.9	4,809.7	4,789.4	5,798.4	6,380.6
控除：現金・預金残高	1,656.8	3,797.0	5,858.8	3,658.1	3,200.1	3,934.4
IMF勘定	55.4	-95.1	-109.1	-113.0	-113.0	-113.0
合計	1,753.9	1,223.0	-940.0	1,244.3	2,711.3	2,559.2
2. 対地方政府・政府機関信用	1,819.2	1,352.3	1,974.2	4,927.4	6,589.0	6,674.9
控除：貯蓄・定期預金	380.6	393.4	576.3	609.2	1,074.9	674.2
中央銀行その他勘定純計	-314.6	865.4	1,826.2	898.6	-90.7	-661.9
合計	1,753.2	93.5	-428.3	3,419.8	5,604.8	6,662.6
公的部門計	3,507.1	1,316.5	-1,368.3	4,664.1	8,316.1	9,221.8
B. 民間部門						
対民間信用	12,601.4	16,422.1	24,135.9	28,501.8	33,616.3	34,617.9
控除：貯蓄・定期・保証金預金	6,065.6	8,291.8	16,439.1	19,821.7	24,759.7	27,830.7
民間商銀その他勘定純計	2,838.7	5,260.8	994.5	2,774.0	3,466.6	3,019.4
民間部門計	3,697.4	2,869.5	6,702.3	5,906.1	5,390.0	3,767.8
C. 公・民間部門計	7,204.2	4,186.0	5,334.0	10,570.2	13,706.1	12,988.6
D. 対外部部門						
外貨準備・外為差金	2,869.5	6,774.4	7,221.9	8,179.5	16,725.8	15,890.1
控除：海外補償債入れ	1,453.0	985.4	3,548.1	8,434.9	18,357.0	15,734.9
IMFクレジット	703.1	752.7	906.4	-	-	-
外貨預金	1,121.0	968.7	70.8	-	-	-
外貨建 CBCI その他	-	101.1	2,570.9	-	-	-
対外部部門計	-407.6	3,966.5	3,673.8	-255.4	-1,631.2	155.2
E. 通貨供給高	6,796.6	8,152.5	9,007.8	10,314.8	12,074.9	13,144.8

(注) a) 1977年6月現在、他は各年末。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1977年は CB Review, 30 Aug. 1977.

第7表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位 100万ペソ)

	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年 <sup>a</sup>
期首現金残高	881.1	1,242.4	3,712.0	6,842.7	7,105.0	6,470.5
A. 経常勘定純計	-930.0	2,120.8	2,568.3	-726.5	-2,021.2	-327.8
受取	5,990.2	11,094.5	17,722.3	21,425.7	21,027.0	12,279.8
支払	-6,920.2	-8,973.1	-15,150.4	-22,152.2	23,048.2	12,607.6
経常	-6,655.4	-8,678.7	-14,647.9	-21,483.1	22,304.8	12,196.1
利子支払	-264.8	-295.0	-506.1	-669.1	743.4	411.5
B. 金融勘定純計 (2-1)	1,291.4	348.8	562.4	988.8	1,386.7	1,320.2
1. 債務償還	-2,358.0	-4,835.0	-6,104.3	5,364.8	6,474.2	3,858.2
2. 借入れ	3,649.3	5,183.3	6,666.7	6,353.6	7,860.9	5,178.4
国外	-	-	-	381.2	155.6	660.9
国内	-	-	-	5,972.4	7,705.3	4,517.5
借入金	-	-	-	-	-	400.1
有価証券	-	-	-	-	7,705.3	4,117.4
C. 現金勘定純計	361.4	2,469.6	3,130.7	262.3	-634.5	992.4
期末現金残高	1,242.4	3,712.0	6,842.7	7,105.0	6,470.5	7,462.9

(注) a) 1~6月。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1977年は CB Review, 30 Aug. 1976.

第8表 新規登録企業国籍・産業別投資、1966年(払込資本)

(単位 100ペソ)

	合 計	フィリピン人		中國人		アメリカ人		その他		
		%	%	%	%	%	%	%	%	
合 計	1,712,949	100.0	1,642,125	100.0	23,280	100.0	10,392	100.0	37,152	100.0
農 業	50,459	2.9	49,711	3.0	314	1.3	33	0.3	401	1.1
林・漁業、畜産	33,340	1.9	32,471	2.0	647	2.8	65	0.6	157	0.4
金 属 鉱 業	66,477	3.9	65,376	4.0	411	1.8	97	0.9	593	1.6
非 金 屬 鉱 業	17,723	1.0	17,660	1.1	60	0.3	3	...	—	—
製 造 業	235,117	13.7	207,959	12.7	7,217	31.0	1,959	18.9	17,982	48.4
建 設 業	186,263	10.9	180,875	11.0	965	4.1	156	1.5	4,267	11.5
電 気・ガス・水道	3,065	0.2	3,065	0.2	—	—	—	—	—	—
卸・小 売 業	553,179	32.3	540,295	32.9	8,788	37.8	500	4.8	3,596	9.7
金 融 機 関	57,382	3.4	50,705	3.1	30	0.1	4,467	43.0	2,180	5.9
保 険	3,457	0.2	3,308	0.2	9	...	102	1.0	38	0.1
不 動 産	157,888	9.2	153,551	9.4	3,228	13.9	334	3.2	775	2.1
運 輸・通 信	134,677	7.9	133,075	8.1	518	2.2	496	4.8	588	1.6
各 種 サ ー ビ ス	213,922	12.5	204,074	12.4	1,093	4.7	2,180	21.0	6,575	17.7

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1976.

第9表 BOI 承認国籍別投資(共和国法 5186, 6135, 5455号による)

(単位 1000ペソ)

	内外資計	外資計	米 国	日 本	イギリス	台 湾	オースト ラリア	スイス	韓 国
1968	399,549	97,503	57,492	1,688	11	1,188	—	—	—
1969	235,755	140,625	95,908	2,455	5,465	10,320	—	1,074	—
1970	208,699	95,897	42,280	2,096	6,332	7,388	—	121	—
1971	437,813	148,478	71,172	15,030	2,935	21,452	—	90	—
1972	507,435	308,523	188,895	24,703	1,943	12,110	261	10,301	—
1973	852,202	538,114	235,782	67,119	115,779	38,798	2,056	1,994	—
1974	2,225,982	1,430,095	241,263	693,511	163,173	61,550	67,222	53,150	—
1975	672,238	462,787	126,786	82,110	12,964	56,260	56,743	14,298	82,815
1976	1,412,493	621,251	231,965	1,984	25,854	27,515	53,167	104,115	135
1977 <sup>a</sup>	604,536	271,166	72,932	55,926	16,872	24,369	7,919	30	50,030
合 計	7,556,702	4,114,439	1,364,475	946,622	351,328	260,950	187,368	185,173	132,980

(注) a) 1~6月合計。

(出所) Board of Investments—*The Economic Monitor*, Dec. 12, 1977.

第10表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1974年	1975年	1976年	1977年 <sup>p</sup>	77/76増減比(%)
経常収支	-101	-573	-548	-202	63.1
商品取引	-370	-1,050	-872	-677	22.4
輸出	2,519	2,182	2,195	2,545	15.9
輸入	2,889	3,232	3,067	3,222	5.1
非商品取引	285	251	111	250	125.2
受取 <sup>1)</sup>	850	903	872	1,029	18.0
支払	565	652	761	779	2.4
移転収支	186	226	213	226	6.1
受取	187	228	216	—	—
支払	1	2	3	—	—
資本収支 <sup>2)</sup>	9	52	387	371	-4.1
長期資本	42	178	268	174	-35.1
流入	417	524	677	763	12.7
流出	375	346	409	589	44.0
短期資本	-34	-130	113	193	70.8
流入	244	100	202	256	26.7
流出	278	230	89	62	-30.3
誤差脱漏	1	4	6	4	-33.3
総合収支	110	-521	-161	170	205.6
金融勘定	-110	521	161	-170	-205.6
中銀補償借入	180	445	227	-443	-295.2
借入	490	1,163	1,252	218	-82.6
返済	310	718	1,025	662	-35.4
外貨準備(-)増減	-290	76	-66	273	513.6
外貨準備 <sup>1)</sup>	1,165	1,089	1,124	851	-24.3

(注) 1) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。2) 米政府支出を含む。

p: 暫定数字。1) 中銀準備は1973~77各年、1,503, 1,361, 1,642, 1,522 各百万ドル。

(出所) Central Bank—Business Day, Dec. 30, 1977. &amp; Jan. 24, 1978.

第11表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出					輸入			
	1974年	1975年	1976年	1976年 <sup>a</sup>		1974年	1975年	1976年	1977年 <sup>a</sup>
丸太・木材	246.4	194.1	203.4	88.4	非電気機械	424.0	654.9	625.3	285.1
砂糖	737.4	580.7	429.2	286.1	石油、潤滑油	653.4	769.9	890.7	470.8
銅精鉱	393.2	212.1	265.9	129.6	輸送機器	265.3	301.6	276.1	135.0
コプロラ	139.8	172.3	149.7	106.6	卑金属属	295.7	212.8	245.2	139.3
ココナツ油	380.7	230.3	298.7	194.7	電気機器	105.3	157.0	187.2	72.8
乾燥ココナツ	60.3	33.9 <sup>b</sup>	54.5 <sup>c</sup>	38.3	穀類、同製品	154.9	175.4	157.7	57.4
パイナップル罐詰	30.6	34.7	46.7	28.6	爆薬、化学製品	113.8	109.3	115.3	69.2
未加工アバカ	37.5	33.3 <sup>c</sup>	59.5 <sup>d</sup>	34.8 <sup>d</sup>	繊維原料	88.7	77.6	80.3	42.0
金	74.3	76.4	65.3	31.2	化学生原料	216.1	153.6	141.8	77.1
バナナ	45.5	73.1	75.6	41.5	酪農品	74.5	93.8 <sup>e</sup>	80.9 <sup>e</sup>	35.4 <sup>e</sup>
10品目計	2,145.7	1,640.9	1,648.5	779.8	10品目計	2,391.7	2,705.9	2,800.5	1,402.1
輸出総額	2,725.0	2,294.5	2,573.7	1,504.8	輸入総額	3,143.3	3,459.2	3,633.5	1,897.1

(注) a: 1~6月 b: 糖みつ c: コプロラ・ミール d: ニッケル e: 金属製造品。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1977年は CB Review, 30 Aug. 1976. :

第12表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1971年		1972年		1974年		1975年		1976年		1977年 <sup>a</sup>	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合 計	1,186.0	100.0	1,597	100.0	3,143.4	100.0	3,459.2	100.0	3,633.5	100..	1,897.1	100.0
生 産 財	1,079.5	91.0	1,452	90.0	2,913.2	92.7	3,187.3	92.1	3,394.6	93.4	1,772.1	93.4
機 械 設 備	202.9	17.1			472.3	15.0	675.1	19.5	640.8	17.6	283.6	15.0
未 加 工 原 材 料	187.2	15.8			746.7	23.8	908.3	26.3	1,006.8	27.7	501.6	26.4
半 加 工 原 材 料	629.5	53.0			1,491.9	47.5	1,471.2	42.5	1,611.8	44.4	888.4	46.8
サ プ ラ イ ツ	60.9	5.1			202.3	6.4	132.7	3.8	135.2	3.7	98.6	5.2
消 費 財	106.4	9.0	145	9.1	230.1	7.3	271.9	7.9	238.9	6.6	124.8	6.6
耐 久 財	4.8	0.4			9.5	0.3	15.2	0.5	17.0	0.5	8.0	0.4
非 耐 久 財	101.6	8.6			220.6	7.0	256.7	7.4	221.9	6.1	116.8	6.2

(注) a: 1~6月。

(出所) Central Bank, *Annual Report* 各年。1977年は *CB Review*, 30 Aug. 1977.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国		日 本		西ヨーロッパ <sup>b</sup>		アジア(日本を除く) <sup>c</sup>	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1951~55	336.7	70.4	252.1	36.9	28.8	6.0	45.6	11.6
1956~60	282.4	50.3	264.3	53.6	94.0	16.7	100.6	20.4
1961~65	280.2	41.2	316.5	48.0	134.8	19.8	173.1	26.3
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2
1978	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6
1971	291.2	24.6	459.6	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1
1972	312.6	24.8	486.0	42.4	390.8	31.0	373.4	32.6
1973	449.5	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8
1974	733.0	23.3	1,156.7	42.4	864.6	27.5	949.2	34.8
1975	754.2	21.8	664.3	29.0	966.3	27.9	865.0	37.7
1976	801.8	22.1	924.4	35.9	976.4	26.9	621.5	24.1
1977 <sup>a</sup>	372.2	19.6	493.3	32.7	465.8	24.6	337.1	22.4

(注) a: 1~6月暫定数字。b: 1970~77年は EC。c: 1970~77年は ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec., 1976, *Annual Report*, 1976, 76年は *CB Review*, 30 Aug. 1977.第14表 対外債務残高<sup>a</sup>

(単位 100万ドル)

	76年末残高	77年中取引			77年末残高
		取 得 額	返 済 額	調 整 <sup>c</sup>	
総 計	5,517.2 <sup>b</sup>	3,465.2	2,493.6	- 22.8	6,466.0 <sup>d</sup>
中 央 銀 行	767.8	69.0	478.6	-	358.2
回 転 信 用	418.0	62.0	478.0	-	2.0
定 期 信 用	349.8	7.0	0.6	-	356.2
政 府 部 門	2,369.3	1,428.4	660.3	45.3	3,182.7
回 転 信 用	147.2	577.8	459.3	2.5	268.2
定 期 信 用	2,222.1	850.6	201.0	42.8	2,914.5
I M F	172.9	-	6.6	-	166.3
IMF石油融資	176.0	-	-	-	176.3
IMF拡大融資	103.6	127.2	48.3	- 0.1	182.4
そ の 他	1,769.6	723.4	146.1	42.9	2,389.8
民 間 部 門	2,380.1	1,967.8	1,354.7	- 68.1	2,925.1
回 転 信 用	423.8	1,448.0	996.8	-166.5	708.5
定 期 信 用	1,956.3	519.8	357.9	98.4	2,216.6

(注) a: IMF の SDR 割当 5930万ドルを除く。b: 民間回転信用の監査後調整。c: 前年までの取得および反済からなる。

d: 暫定数字。

(出所) 中央銀行—The Economic Monitor, Jan. 2, 1978.